

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0006-4
提出年月日	2022年11月24日

女川原子力発電所 2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(17条, 添付1-2, 1-3
先行BWRプラントとの比較表)

【添付1-2 (内部溢水, 地震, 津波),

添付1-3 (表1~20) 抜粋】

2022年11月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 及び有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>（第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4および第17条の5関連）</p>	<p>添付1－2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害 および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>（第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4および第17条の5関連）</p>	

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
2. 内部溢水	2. 内部溢水 <u>防災課長</u> は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、 <u>安全総括部長</u> の承認を得る。また、各GMIは、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2. 内部溢水 <u>防災課長</u> は、溢水発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、 <u>所長</u> の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ったために必要な体制を実施する。 ・計画の承認者の相違（女川では所長が承認者）	
2. 1 要員の配置	2. 1 要員の配置 <u>防災課長</u> は、原子力災害が発生するおそれがある場合には備え、第108条に定める必要な要員を配置する。	2. 1 要員の配置 <u>防災課長</u> は、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 (1) 全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および内張等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) <u>発電管理課長</u> は、運転員に関する教育訓練等に関する教育訓練を実施する。	
2. 2 教育訓練の実施	2. 2 教育訓練の実施 <u>防災課長</u> は、全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および内張等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。	2. 2 教育訓練の実施 <u>防災課長</u> は、全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および内張等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。	
2. 3 資機材の配備	2. 3 資機材の配備 <u>各課長</u> は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。	2. 3 資機材の配備 <u>各課長</u> は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。	
2. 4 手順書の整備	2. 4 手順書の整備 <u>(1) 発電GMI</u> は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。	2. 4 手順書の整備 <u>(1) 防災課長</u> は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。	
ア. 溢水発生時の措置に関する手順	ア. 溢水発生時の措置に関する手順 <u>(ア) 当直長</u> は、想定破損による溢水、消防水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。 <u>(イ) 当直長</u> は、燃料ブール冷却净化系やサブレッシュションブール浄化系が機能喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料ブールの注水及び冷却の措置を行う。	ア. 溢水発生時の措置に関する手順 <u>(ア) 発電課長</u> は、想定破損による溢水、消防水の放水による溢水、地震起因による溢水およびその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。 <u>(イ) 発電課長</u> は、燃料ブール冷却净化系または燃料ブール補給水系が機能喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料ブールの注水および冷却の措置を行う。	
イ. 運転時間実績管理	イ. 運転時間実績管理 <u>技術計画GMI</u> は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。	イ. 運転時間実績管理 <u>防災課長</u> は、運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい）により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。	
ウ. 水密扉の閉止状態の管理	ウ. 水密扉の閉止状態の管理 <u>当直長</u> は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、 <u>各GMI</u> は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	ウ. 水密扉の閉止状態の管理 <u>防災課長</u> は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、 <u>各課長</u> は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	
エ. 屋外タンクの片側運用の管理	エ. 屋外タンクの片側運用の管理 <u>当直長</u> は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、 <u>過水タンク及び純水タンクを常時一基隔離し、片側運用とする。</u>	エ. 屋外タンクの片側運用の管理 <u>防災課長</u> は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、 <u>必要な屋外タンクの水量を管理する。</u>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
		<p>参考 別紙_添付 1-2(2. 内部溢水) (1) 参照</p> <p>・柏崎は、隔離する期間を明確にするため、「當時」を記載。女川は、隔離する運用ではなく、また、管理する期間については、他の項目と同様、明記していない。</p> <p>・水量管理する屋外タンクとは、再生純水タンク、No.1サブレッショングール水貯蔵タンク、No.2サブレッショングール水貯蔵タンク、2号復水淨化系復水脱塩装置、2号復水淨化系復水脱塩装置硫酸貯槽、2号硫酸液計量槽、3号各種堿液貯槽及び移送系硫酸貯槽、3号各種堿液貯槽、2号硫酸液計量槽、3号各種堿液貯槽及び移送系硫酸貯槽、2号硫酸液計量槽、3号各種堿液貯槽及び移送系硫酸貯槽、3号各種堿液貯槽、2号硫酸液計量槽、3号各種堿液貯槽及び移送系硫酸貯槽である。</p> <p>e. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各GMIは、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>力、蒸気漏えいに対する管理</p> <p>当直長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行なう。</p> <p>各課長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>・設備の相違による運用の相違（柏崎は溢水原となる系統を溢水防水護区画外の元弁で閉止することにより、蒸気漏えいによる影響の発生を防止する。女川は同様の加熱蒸気系において、溢水防水護区画外の元弁で閉止</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	<p>キ、排水誘導経路に対する管理</p> <p>当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、技術計画GM1は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p> <p>ク、定事検停止時等における運用管理</p> <p>原子炉安全GM1は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>ケ、施設管理、点検</p> <p>(ア) 各GM1は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行いう配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するため、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各GM1は、浸水防護施設を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>コ、溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>技術計画GM1は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>f. 排水誘導経路に対する管理</p> <p>発電課長は、排水を期待する設備等の状態監視を行う。また、防災課長は、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p> <p>g. 定事検停止時等における運用管理</p> <p>防災課長は、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p> <p>h. 施設管理、点検</p> <p>(ア) 各課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行いう配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するため、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各課長は、浸水防護設備を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>i. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順</p> <p>防災課長は、各種対策設備の追加および資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>j. B、Cクラス機器運用管理</p> <p>各課長は、地震起因による溢水における溢水源となる機器のうち運用によって溢水を考慮しない機器について、<u>プラント運転中半上で停止中に半いて常時、系統運用を停止し、隔離(水抜き)する。</u></p>	<p>運用は実施しない。なお、当該系統については耐震補強の実施及び想定破損が生じないことを継続的な内厚管理により確認する。)</p> <p>別紙_添付 1-2(2、内部溢水) (3) 参照</p> <p>・TS-47 添付 1-2「火灾、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有害ガス対応に係る実施基準」のうち施設管理点検に関する記載について」</p> <p>・設備設計の相違(女川では、溢水量低減のため、溢水源となる機器のうち運用で管理する系統は隔離(水抜き)する。)</p> <p>TS-10 602 ページ参照</p> <p>別紙_添付 1-2(2、内部溢水) (2) 参照</p> <p>・溢水防護対策として運用管理するB、Cクラス機器とは、GRD自動交換機制御室、ISI 及びPCV L/T室、脱衣工リア、下足エリア、女性用更衣室エリア、女性用脱衣手洗いエリアの各フアンコルユニット</p>
----------------------	--------	---	--

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p><u>k. 排水手順</u> 各課長は、溢水発生後、滞留区画等の排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p><u>登電課長</u>は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、<u>発電管理課長</u>に報告する。<u>発電管理課長</u>は、所長、原子炉主任技術者および<u>関係課長</u>に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p><u>k. 排水手順</u> 各課長は、溢水発生後、滞留区画等の排水作業を行う。</p>	<p>2. 5 定期的な評価</p> <p>・運用の明確化(女川では、溢水発生後の排水作業を明確化) TS-10 604 ページ 参照</p>	<p>である。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

保安規定比較表

差異理由	
4. 地震	女川 2 号炉案
4. 1 员員の配置	<p>(1) 防災安全 G/Mは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 4. 1 項から 4. 4 項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各 G/Mは、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ったために必要な体制及び手順を実施する。</p>
4. 2 教育訓練の実施	<p>技術計画 G/Mは、地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p>
4. 3 資機材の配備	<p>各 G/Mは、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p>
4. 4 手順書の整備	<p>(1) 技術計画 G/Mは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うたために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニユアルに定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各 G/Mは、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(イ) 各 G/Mは、7号炉の機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時ににおける、耐震重要施設(耐震 S クラス施設)及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)並びにこれらが設置される重大事故等対処施設(以下、「耐震重要施設等」という)に対する下位クラス施設^{※1}の波及的影響(4つの観点^{※2}及び溢水・火災の観点)を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川 2号炉案	差異理由
a . 設置地盤及び地震応答性状の相違による影響 b . 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 c . 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響 d . 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響	i . 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響 ii . 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 iii . 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響 iv . 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響	
e . 設備の保管に関する手順	b . 設備の保管に関する手順	
(ア) 各 GMI は、7号炉 の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。	(a) 各課長は、2号炉 の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。	(女川では地下水位低下設備の機能機能喪失時の対応を記載)
(イ) 各 GMI は、7号炉 の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。	(b) 各課長は、2号炉 の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。	(女川では地下水位低下設備の機能機能喪失時の対応を記載)
ウ . 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順	c . 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順	
各 GMI は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。	
d . 代替設備の確保	e . 代替設備の確保	
各 GMI は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。	各課長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。	
f . 地下水位低下設備の機能喪失時の対応	f . 地下水位低下設備の機能喪失時の対応	
(a) 発電課長は、防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また、卷電課長は、第5.7条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。	(a) 発電課長は、防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また、卷電課長は、第5.7条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。	(女川では地下水位低下設備の機能機能喪失時の対応を記載)
(b) 防災課長は、第5.7条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。	(b) 防災課長は、第5.7条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。	
(c) 防災課長は、屋外排水路の排水異常により、地表面での滌水が確認された場合は、仮設システムの敷設等による対応を行い、排水経路の確保を行う。	(c) 防災課長は、屋外排水路の排水異常により、地表面での滌水が確認された場合は、仮設システムの敷設等による対応を行い、排水経路の確保を行う。	
g . 地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認	g . 地下水位低下設備の施設管理、点検	
各課長は、地下水位が設計用地下水位を超えたおそれがあることを確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認することともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	各課長は、地下水位低下設備の施設管理、計測制御課長および土木課長は、地下水位低下設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ維修を行いう。	(女川では地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認を記載)
h . 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認	h . 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認	
(a) 土木課長は、地下水位の観測記録等を一定期間貯得し、設計用地下水位 <u>至上回る二上の妥当性</u> を確認する。	(a) 土木課長は、地下水位の観測記録等を一定期間貯得し、設計用地下水位 <u>至上回る二上の妥当性</u> を確認する。	(女川では地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認を記載)
(b) 土木課長は、地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。	(b) 土木課長は、地下水位への影響確認を行う。	TS-10 1097 ページ参照 別紙_添付 1-2(4. 地震)(1) (2) 参照

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
4. 5 定期的な評価	4. 5 定期的な評価	4. 5 定期的な評価	
(1) 各GMIは、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMIに報告する。	(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行いうとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。	(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行いうとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。	
(2) 技術計画GMIは、各GMIからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。	(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。	(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。	
4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	
当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	
4. 7 その他関連する活動	4. 7 その他関連する活動	4. 7 その他関連する活動	
(1) 7号炉について、原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 新たな知見等の収集、反映 原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	(1) 2号炉について、原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	(1) 2号炉について、原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	
イ. 波及的影響防止 原子力設備管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。	b. 波及的影響防止 原子力部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。	b. 波及的影響防止 原子力部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。	
ウ. 地震観測及び影響確認 (ア) 原子力設備管理部長は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握及び土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行いうとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。	c. 地震観測および影響確認 (ア) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行いうとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。	c. 地震観測および影響確認 (ア) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行いうとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。	
(イ) 原子力設備管理部長は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。	(イ) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。	(イ) 原子力部長は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川12号炉案	差異理由
5. 津波	<p>技術計画GMは、津波発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5、1項から5、4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、津波発生における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p>	<p>5. 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1項から5、4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の承認者の相違（女川では所長が承認者）
5. 2 教育訓練の実施	<p>技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、津波発生設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p>	<p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、浸水防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。
5. 3 資機材の配備	<p>各GMは、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p>	<p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。
5. 4 手順書の整備	<p>各GMは、津波発生時に使用することをマニュアルに定める。</p>	<p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMは、津波発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うためには必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 差電課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する上にも、<u>1～3回</u>を実施する。ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>① 大津波警報が誤報であった場合。 ② 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。</p> <p>i. 海水ポンプ室の水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却海水ポンプ（循環水泵ポンプ）を停止する。</p> <p>ii. 循環水泵配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、循環水泵ポンプの停止および復水器水室出入口手の閉止を実施する。</p> <p>iii. タービン補機冷却海水系配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、タービン補機冷却海水ポンプの停止およびタービン補機冷却海水ポンプ吐出手の閉止を実施する。</p> <p>・女川では、大津波警報が発表された場合と同様に大津波警報が誤報や見直された場合の措置として、循環水泵ポンプの停止及び復水器水室出入口手の閉止並</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

規定期間	規定期間	規定期間	規定期間
柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川 2号炉案	女川 2号炉案	差異理由
(イ) 各 G.M. は、燃料等輸送船に關し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。	(b) 各課長は、燃料等輸送船に關し、発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 → 二段ウキギート内にはゴムボートのみ入港できること	びにタービン補機 冷却海水ポンプの 停止及びタービン 補機冷却海水ポン プ吐出弁の閉止を 実施する。	びにタービン補機 冷却海水ポンプの 停止及びタービン 補機冷却海水ポン プ吐出弁の閉止を 実施する。
(ウ) 土木G.M. は、浚渫作業で使用する土運船等に關し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、作業を中断し、陸側作業員の退避に関する措置を実施する。また、退避が困難な浚渫船等については、係留等の措置を実施する。	(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。	・運用の相違(柏崎では土運船等の対応を記載。女川では浚渫作業を実施しない。)	・運用の相違(柏崎では土運船等の対応を記載。女川では浚渫作業を実施しない。)
(エ) 各 G.M. は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。	(d) 発電課長は、津波監視カメラおよび取水ビット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	・設備の相違(女川の貯留堰は取水口と一体構造であり漂流物の衝突に対しても十分な強度を有しているた め、貯留堰に対しての漂流物化対策は不要。)	・設備の相違(女川では取水口閉塞による取水性への影響及び浸水防護設備への衝突影響の観点から2、3号炉のカーテンウォール内にはゴムポートのみ入港できる運用とする。)
(オ) 各 G.M. は、大湊側護岸部で使用する車両のうち、海水貯留堰への衝突影響のある車両に關し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。	(カ) 当直長は、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	a. 水密扉の管理	d. 2号炉および3号炉のカーテンウォール内への入港管理
(カ) 当直長は、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。	イ. 水密扉の閉止状態の管理	各課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各 G.M. は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されたいない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	各課長は、ゴムポートのみ入港できる運用とする。
イ. 水密扉の閉止状態の管理	ウ. 取水槽閉止板の管理	各 G.M. は、取水槽閉止板を点検等により開放する際の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。	
ウ. 取水槽閉止板の管理			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

セクション	現行規定	改正規定
工. 津波発生時の原子炉施設への影響確認	e. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。	e. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長より原子炉主任技術者に報告する。 ・TS-47 添付1-2「火山災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応による実施基準」のうち施設管理点検に関する記載について
オ. 施設管理、点検	f. 施設管理、点検 各課長は、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	f. 施設管理、点検 各課長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
カ. 津波評価条件の要否確認	g. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。	g. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は、津波の襲来に係る評価条件を定期的に確認する。
キ. 代替設備の確保	h. 代替設備の確保 各課長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。	h. 代替設備の確保 各課長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。
5. 5 定期的な評価	5. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行ふとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMIに報告する。 (2) 技術計画GMIは、各GMIからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。	5. 5 定期的な評価 (1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行ふとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。
5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。
5. 7 その他関連する活動	5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 新たな知見の収集、反映 原子力設備管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たに得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たに得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。

加熱蒸気系復水戻り系配管の応力評価について

加熱蒸気系及び復水戻り系配管は、溢水ガイド付録Aに基づく高エネルギー配管^{*1}に分類され、想定破損による蒸気影響評価においては、配管破損により安全機能を損なうおそれがあることから、溢水ガイド附属書Aに基づく詳細評価（応力評価）^{*2}を実施することにより、破損の想定を除外している。

※1：溢水ガイド付録Aより、以下のとおり分類。

高エネルギー配管：呼び径 25A(1B)を超える配管でプラントの通常運転時に運転温度が 95°Cを超えるか又は運転圧力が 1.9MPa[gage]を超える配管。なお、高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の 2 %又はプラント運転期間の 1 %より小さければ、低エネルギー配管として扱う。

低エネルギー配管：呼び径 25A(1B)を超える配管でプラントの通常運転時に運転温度が 95°C以下で、かつ運転圧力が 1.9MPa[gage]以下の配管。（ただし静水頭圧の配管は除く）

※2：配管の破損形状の想定に当たっては、高エネルギー配管は、「完全全周破断」、低エネルギー配管は、「配管内径の 1/2 の長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」を想定するが、応力評価を実施する配管については、発生応力 S_n と許容応力 S_a の比により、以下で示した応力評価の結果に基づく破損形状を想定する（以下に抜粋して示す）。

【高エネルギー配管（ターミナルエンド部を除く。）】

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管
 - (a) クラス 2, 3 又は非安全系配管

$$S_n \leq 0.4S_a \Rightarrow \text{破損想定不要}$$

$$0.4S_a < S_n \leq 0.8S_a \Rightarrow \text{貫通クラック}$$

【低エネルギー配管】

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管
 - (a) クラス 2, 3 又は非安全系配管

$$S_n \leq 0.4S_a \Rightarrow \text{破損想定不要}$$

設工認からの追記箇所を赤色にて示す。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料

資料番号

02-補-E-01-0220-1_改8

補足-220-1 発電用原子炉施設の溢水防護に関する補足説明資料

表 4.1-1 想定破損による蒸気影響評価結果と対策一覧

防護対象設備が存在する建屋・区画	溢水防護区画内の蒸気源有無	溢水防護区画外からの流入有無	耐蒸気仕様の有無	判定	備考
原子炉建屋 原子炉棟 (二次格納施設内)	主蒸気系 給水系 原子炉隔離時冷却系 原子炉冷却材淨化系 加熱蒸気系	有 (加熱蒸気系)	有 (一部無し)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高エネルギー配管の破断を考慮した設計 ①耐震仕様 ②プローブ用バネルの設置 ・加熱蒸気系(加熱蒸気戻り系を一部含む)に対する対策を実施 ①想定破損除外の適用(応力評価の実施) ・前蒸気仕様となつていない設備については、設備対策を実施。又は蒸気漏えいによって機能喪失しても安全機能に影響がないことを確認 ・二次格納施設内の防護対象設備に対する機能維持判定を「1.2 防護すべき設備のうち溢水影響評価対象外とする設備について」に示す。
原子炉建屋付属棟	無	無 (加熱蒸気系)	無	○	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した区分の空調エリアである ・原子炉建屋原子炉棟(二次格納施設内)の貫通部には気密シールが施されているため、原子炉建屋原子炉棟(二次格納施設内)へ伝播しない
制御建屋	無	有 (加熱蒸気系)	無	○	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱蒸気系に対しては、以下の対策を実施 ①想定破損除外の適用(応力評価の実施)
復水貯蔵タンクエリア	加熱蒸気系	無	無	○	・復水貯蔵タンク水位計が機能喪失するが、多重化された系統が同時にその機能を失わない
海水ポンプエリア	無	無	無	○	—
軽油タンクエリア	無	無	無	○	—
原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理エリア(非管理区域))	無	無	無	○	—
タービン建屋	加熱蒸気系	有 (加熱蒸気系)	無	○	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱蒸気系に対しては、以下の対策を実施 ①防護カバーの設置

原子炉建屋原子炉棟及び制御建屋の加熱蒸気系及び復水戻り系については、想定破損除外を適用する。

表 5.1-1 溢水源として想定する系統（想定被損による溢水）(5/7)

系統	分類		設置エリア									
	高エネ	低エネ	原子炉建屋		付属棟 (廃棄物処理工 りア)		制御 建屋		タービン 建屋		CST エリア*1	LOT エリア*2
			原子炉棟	付属棟	管理	非管理	管理	非管理	管理	非管理	海水 ポンプ室	
加熱蒸気及び復水戻り系	○	○**3	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—
所内温水系	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—
非常用ディイ発電設備系	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高压炉心スブレイザル冷却水系	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
非常用ディイ発油潤滑設備系	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
高压炉心スブレイザル発油潤滑設備系	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
注記*1：CST エリア：復水貯蔵タンクエリア												
*2：LOT エリア：軽油タンクエリア												
*3：当該系統の運転時間が短いため、低エネルギー配管に分類する												

加熱蒸気系及び復水戻り系は、温度・圧力が高く高エネルギー配管に分類されるが、後述のとおり、テストラインについては運転時間が短いことから、低エネルギー配管に分類する。

5.2 高エネルギー及び低エネルギー配管の分類について

想定破損評価においては、配管を高エネルギー配管及び低エネルギー配管に分類し、評価を実施しているが、高エネルギー配管に分類される系統であっても、運転期間が短時間である場合については、評価上低エネルギー配管として評価を実施している。この考え方を以下に示す。

内部溢水影響評価ガイド付録Aには、高エネルギー配管であっても高エネルギー状態にある運転期間が短時間(プラントの通常運転時の1%より小さい)である場合には、低エネルギー配管とするとができると定められている。

「通常運転」としては、ガイドが「高エネルギー状態にある運転期間」が短時間である系統の配管の考え方の参考とした米国NRCのStandard Review Plan(SRP) Branch Technical Position(BTP)3-4「Postulated Rupture Locations in Fluid System Piping Inside and Outside Containment」では、「原子炉起動、出力運転中、温待機、低温停止状態までの冷却期間」とされるが、ここでは設置許可基準規則第二条2項二の定義を用い、プラントの停止中を含む全期間とする。この場合の女川原子力発電所第2号機の通常運転時間を表5.2-1に示す。

表5.2-1 女川原子力発電所第2号機のプラント運転時間

号機	開始日 (営業運転開始日)	最終日	通常運転時間(h)
2	1995/07	2010/11	133921

また、各系統の「高エネルギー状態にある運転期間」の合計は、上記通常運転期間における各系統の高エネルギー状態にある運転時間の合算とする。

以上をもとに、高エネルギー配管であっても運転期間の割合が小さいことから低エネルギー配管とした6系統について、「高エネルギー状態にある運転期間」の算出結果を表5.2-2に示す。この結果より、全ての系統において「高エネルギー状態にある運転期間」が「通常運転」期間の1%より小さいことを確認したため、低エネルギー配管として評価する。

表 5.2-2 高エネルギー状態の運転期間割合算出結果

系統名	高エネルギー状態にある運転時間 (h)	高エネルギー状態にある運転時間割合 (%)	計算式*
ほう酸水注入系	A : 63 B : 63	A : 0.05 B : 0.05	A : 63h/133921h=0.05% B : 63h/133921h=0.05%
残留熱除去系	A : 28 B : 23 C : 14	A : 0.03 B : 0.02 C : 0.02	A : 28h/133921h=0.03% B : 23h/133921h=0.02% C : 14h/133921h=0.02%
低圧炉心スプレイ系	133	0.10	133h/133921h=0.10%
高压炉心スプレイ系	189	0.15	189h/133921h=0.15%
原子炉隔離時冷却系	99	0.08	99h/133921h=0.08%
加熱蒸気及び復水戻り系（原子炉隔離時冷却系ターピンテストライン）	3	0.01	3h/133921h=0.01%

注記*：計算結果は小数点第三位切り上げ

なお、今後、品質マネジメント文書に定めて、運転時間実績管理を行う。

5.3 高エネルギー及び低エネルギー配管の応力評価について

1. 高エネルギー配管の応力評価

女川原子力発電所第2号機において高エネルギー配管のうち想定破損除外の適用（応力評価）を実施する対象配管は加熱蒸気及び復水戻り系であり、非安全系の配管であることから、溢水ガイド附属書Aのクラス2,3又は非安全系の配管に適用される計算式により応力評価を実施し、評価条件を満足することを確認する。

供用状態A,B及び(1/3)Sd地震荷重に対して設計・建設規格PPC-3530(1)b.の計算式により計算した（一次応力+二次応力） S_n が、設計・建設規格PPC-3530(1)d.の計算式により求めた許容応力 S_a の0.4倍以下であることを確認する。

↑高エネルギー配管の応力評価の考え方

応力評価結果の一例抜粧↓

表5.3-2 応力評価結果（3次元はりモデルによる評価）(1/7)

系統名称	評価モデル番号	建屋	区画名称	発生応力 (MPa)	許容値 0.4Sa(MPa)
加熱蒸気及び 復水戻り系	HS-002	R/B	R-1F-5	67	100



5.3-2 図 配管図 (1/7)

2. 低エネルギー配管の応力評価

女川原子力発電所第2号機において低エネルギー配管のうち想定破損除外の適用（応力評価）を実施する対象配管はクラス2又は非安全系の配管であることから、溢水ガイド附属書Aのクラス2,3又は非安全系の配管に適用される計算式により応力評価を実施し、評価条件を満足することを確認する。

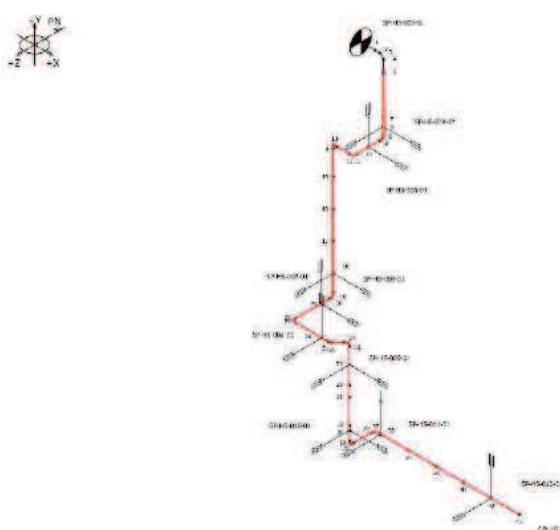
供用状態A,B及び(1/3)Sd地震荷重に対して設計・建設規格PPC-3530(1)b.の計算式により計算した（一次応力+二次応力） S_n が、設計・建設規格PPC-3530(1)d.の計算式により求めた許容応力 S_a の0.4倍以下であることを確認する。

↑低エネルギー配管の応力評価の考え方

応力評価結果の一例拠粧↓

表5.3-4 応力評価結果（3次元はりモデルによる評価）（15/17）

系統名称	評価モデル番号	建屋	区画名称	発生応力 (MPa)	許容値 0.4Sa (MPa)
加熱蒸気及び復水戻り系	HS-001-1	R/B	R-B1F-1	91	100
			R-B2F-1		
			R-B2F-6		
			R-B3F-2		



高縮図 HS-001-1 (1/7)

なお、想定破損除外を適用した部位については、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。

地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認について

1. はじめに

女川原子力発電所においては、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備において、地下水位低下設備の設計条件の変更の要否について確認する旨を保安規定「添付 1－2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に以下のとおり記載している。ここでは、地下水位低下設備の設計条件の変更の要否の確認の概要について説明する。

4. 4 手順書の整備

h. 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認

- (a) 土木課長は、地下水位の観測記録を一定期間取得し、設計用地下水位の妥当性を確認する。
- (b) 土木課長は、地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。

2. 設計条件の変更の要否の確認について

4.4 h. (a) 土木課長は、地下水位の観測記録を一定期間取得し、設計用地下水位の妥当性を確認する。

【確認方法】

- ①土木課長は設計用地下水位の妥当性を確認するため、観測井の地下水位を確認する。
- ②土木課長は、①で確認した観測記録が、設計用地下水位を下回ることを確認する。
- ③観測記録が設計用地下水位を定常的に上回る場合は、モデルの妥当性や耐震評価への影響を確認する。

【頻度】

安全対策工事完了後 1 年程度※、観測井における地下水位の計測は 1 時間毎に行う。

※地下水位の変動は降水量と相関関係があるが、下図（工認 補足-600-1 地盤の支持性能についてより抜粋）のとおり 1 年間における降水量は周期性を有しており、月降水量の年間平均値も年によらずおおむね一定となることが確認している。以上より、安全対策工事完了後 1 年程度の観測記録と設計用地下水位を比較することで、設計用地下水位の妥当性が確認できると考えられる。

ただし、年間の降水量に明らかな特異性や観測不良等による欠測等が確認された場合については観測期間を延長するものとする。

なお、設計用地下水位は既往最大の降雨や仮想的な豪雨条件（超過確率約 400 年程度の豪雨）において想定される水位を十分包絡するよう高めに設定している。

【工認 補足-600-1 地盤の支持性能について】

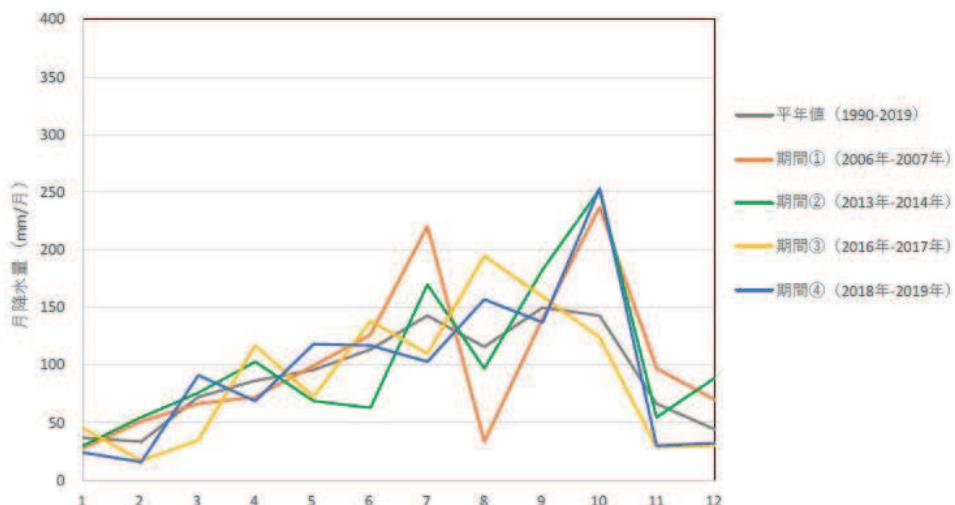


図 3.3-63 石巻地点における平年値と観測時期の降水量の比較結果

表 3.3-18 石巻地点における月降水量の年間平均値の比較

	平年値	期間①	期間②	期間③	期間④
降水量 (mm/月)	92	104	104	89	96

4.4 h. (b) 地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を

行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。

【確認方法】

- ①土木課長は大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等、地下水位の分布に影響を与える大規模な改変等を行う場合、浸透流解析の条件に適切に反映し、設計用地下水位への影響を確認する。

以 上

【工認 補足-600-1 地盤の支持性能について】

(10) 設計用地下水位の今後の検証計画など

a. 工事完了後の地下水位の観測計画

予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。

地下水位観測計画を図 3.3-82 に示す。

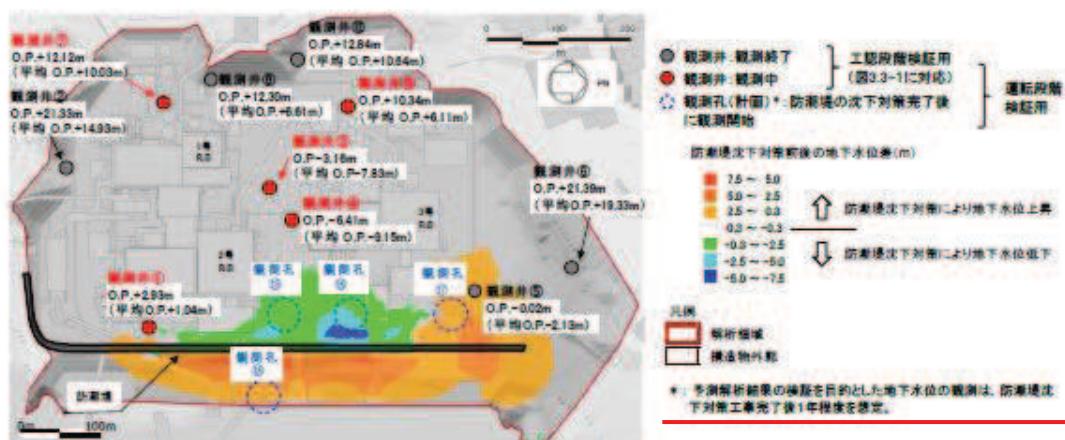


図3.3-82 防潮堤沈下対策による影響範囲と今後の地下水位観測計画

上に示す地下水位観測計画は、現在測定している観測井の他、防潮堤の沈下対策後に測定を開始する観測孔（観測孔 No. ⑯～No. ⑰）により構成され、防潮堤の沈下対策後に測定を開始する観測孔については防潮堤の沈下対策により地下水位が影響を受ける範囲を想定し設定している。

防潮堤の沈下対策により地下水位が影響を受ける範囲の想定にあたり実施した浸透流解析の詳細については参考資料 12 に示す。

b. 将来的な地形変更等への対応

浸透流解析に用いる三次元解析モデルにおいては、地下水の流动場に影響を与える防潮堤下部の地盤改良や、基礎が岩着している施設周辺の地盤改良など、安全対策工事完了段階において想定される変動要素を反映済である。

ただし、将来的な特重施設の設置や他号機申請等に伴う新たな構築物等の構築など、耐震評価における設計用地下水位を設定した後に、設計用地下水位を超える可能性のある事象が発生した場合は、設計用地下水位の再検討を行う。

保安規定比較表

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		表1 操作手順 方針目的 運転時異常な過渡変化時ににおいて原子炉を緊急停止するための手順等	差異理由
	女川2号炉案	<p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時異常な過渡変化時ににおいて原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対応設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系起動阻止スイッチによる原子炉出力急速上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止及び手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</p> <p>当直副長は、運転時の異常な過渡変化時ににおいて、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのこと）が発生するおそれがある場合又はスクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合又は原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>事故時運転操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ベアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒位置監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）</p>	<p>1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>運転時異常な過渡変化時ににおいて、原子炉の運転を緊急に停止させるための設計基準事故対応設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入、原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急速上昇防止により、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子容器の健全性を維持することを目的とする。</p> <p>また、自動での原子炉緊急停止および手動による原子炉緊急停止ができない場合は、原子炉出力の抑制を図った後にほう酸水注入により未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>対応手段等</p> <p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入</p> <p>登電課長は、運転時の異常な過渡変化時ににおいて、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「スクラム不能異常過渡事象」という。なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのこと）が発生するおそれがある場合またはスクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替制御棒挿入機能により、制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。</p> <p>また、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>原子炉自動スクラム信号が発信した場合または原子炉手動スクラム操作をした場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>登電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替原子炉再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>非常時操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）</p>
		<p>2. 原子炉冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制</p> <p>当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止するため、炉心流量が低下し、原子炉出力が抑制されたことを確認する。</p> <p>また、代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能により原子炉冷却材再循環ポンプが自動で停止しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>事故時運転操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ベアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒位置監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）</p>	<p>・運用の相違（女川の発電課長は、相崎の当直長に相当。以下同様の場合は、他表を含め差異理由は記載しない。）</p> <p>・設備の相違（女川はベアロッドによるATWS判断ではない。以下、「差異理由1-1」と記載）</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
3. 自動減圧系の起動限止スイッチによる原子炉出力急上昇防止 当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧系の起動限止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。	3. 自動減圧系作動限止機能による原子炉出力急上昇防止 <u>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、自動減圧系作動限止機能の手動操作または中性子束高および原子炉水位低（レベル2）の信号による自動動作により、自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止し、原子炉圧力容器への冷水注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止する。</u>	・設備の相違（女川：自動動作あり。 柏崎：自動動作なし） TS-10 1173頁参考照
(1) 手順着手の判断基準 事故時運転操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）	〔手順着手の判断基準〕 非常時操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）	・差異理由 1-1
4. ほう酸水注入 当直副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉冷却材再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。 (1) 手順着手の判断基準 事故時運転操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、ペアロッド1組又は制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合。（制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する）	4. ほう酸水注入 <u>発電課長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合は、原子炉再循環ポンプ停止により原子炉出力を抑制した後、中央制御室からの手動操作によりほう酸水注入系を起動し、原子炉圧力容器へほう酸水を注入することにより原子炉を未臨界とする。</u> 〔手順着手の判断基準〕 非常時操作手順書（微候ベース）「スクラム」（原子炉出力）の操作を実施しても、未挿入の制御棒が1本よりも多い場合（制御棒位置指示系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もスクラム不能異常過渡事象と判断する。）	・差異理由 1-1
(配慮すべき事項) ○重大事故等時の対応手段の選択 運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。 代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。 代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入せざる場合は、原子炉が緊急停止できない場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉冷却材再循環ポンプを停止し、原子炉出力を抑制するとともにほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。	(配慮すべき事項) ○重大事故等時の対応手段の選択 運転時の異常な過渡変化の発生時において、原子炉がスクラムすべき状況にもかかわらず全制御棒が全挿入されない場合は、代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入するため、原子炉が緊急停止したことを確認する。 代替制御棒挿入機能により制御棒が自動で緊急挿入しなかった場合は、中央制御室からの手動操作により代替制御棒挿入機能等を作動させて制御棒を緊急挿入し、原子炉を緊急停止する。 代替制御棒挿入機能により制御棒が緊急挿入しなかった場合は、原子炉停止機能喪失と判断し、中央制御室からの手動操作により原子炉再循環ポンプを停止し、自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の自動起動阻止を行うとともに、ほう酸水注入系を速やかに起動し、原子炉を未臨界とする。	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

操作手順	操作手順	操作手順
2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等	2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等	2. 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対応設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、高圧代替注水系による原子炉冷却材への注水、原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉への注水により原子炉を冷却することとする。 また、原子炉を冷却するため、原子炉水位を監視および制御することを目的とする。 さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう酸水注入系により注水することとする。
対応手段等	対応手段等	対応手段等
フロントライン系故障時	フロントライン系故障時	フロントライン系故障時
1. 高圧代替注水系による原子炉の冷却 当直副長 は、設計基準事故対応設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 (1) 中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 (2) 中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場で弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉圧力容器への注水ができない、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。	1. 高圧代替注水系による原子炉の冷却 送電課長 は、設計基準事故対応設備である原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系の故障により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 ① 中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 ② 中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 〔手順着手の判断基準〕 復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができる、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。	

（配慮すべき事項）

○重大事故等時の対応手段の選択

設計基準事故対応設備である高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。
中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。
これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系の運転を継続する。

（配慮すべき事項）

○重大事故等時の対応手段の選択

設計基準事故対応設備である高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。
中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。
これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系の運転を継続する。

表較規定安保

保安規定比較表

差異理由	査定結果	監視及び制御
<p>操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、現場で弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合、又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧及び原子炉隔離時冷却系の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内蓄電式直流電源設備等による供給している場合は、所内蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯済する前に代替交流電源設備等より充電器を受電することにより直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備等を用いて給電できない場合は、可搬型直流電源設備により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型直流電源設備等への燃料補給及び復水貯蔵槽への補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力低圧時の冷却対策が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続される。</p> <p>現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。</p> <p>現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系への影響を考慮し、原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのではなく隔離時冷却系の起動時のみとし、その後速やかに退室する。防護具を確実に装着する。</p> <p>直副長は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」及び「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障又は計測範囲(把握能力)を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)、原子炉圧力計、原子炉圧力計(SA)、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計(SA)等により監視する。</p>	<p>制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、現場で弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合、又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流電源を所内蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内蓄電式直流電源設備の12.5V蓄電池が枯済する前に代替交流電源設備により12.5V充電器を充電することにより直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備による給電ができる場合は、可搬型代替直流電源設備等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備等への燃料補給および復水貯蔵タンクへの補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、RCICタービンポンプ室に滞留する排気を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに運転を継続することが可能である。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、RCICタービンポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する。防護具を確実に装着することにより本操作が可能である。</p> <p>直副長は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」及び「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障又は計測範囲(把握能力)を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)、原子炉圧力計、原子炉圧力計(SA)、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計(SA)等により監視する。</p>	<p>監視および制御</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」および「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉へ注水する際には、原子炉を冷却するため原子炉水位(広帶域)、原子炉水位(燃料域)、原子炉水位(SA)等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障または計測範囲(把握能力)を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位(広帶域)、原子炉水位(燃料域)、原子炉水位(SA)、原子炉水位(SA)等により監視する。</p> <p>また、これらは計測機器が故障または計測範囲(把握能力)を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>運用の相違(女川は、可搬型計測器を用いる場合もあることから、発電所対策本部も主に含める。)</p> <p>記載方針の相違(設置許可申請書本文第10-1表「重大事故等対策における手順書の概要」における記載による。)</p> <p>別紙表2(1)参照</p>
<p>操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、現場で弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合、又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉隔離時冷却系の起動または運転継続に必要な直流電源を所内蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内蓄電式直流電源設備の12.5V蓄電池が枯済する前に代替交流電源設備により12.5V充電器を充電することにより直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備による給電ができる場合は、可搬型代替直流電源設備等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備等への燃料補給および復水貯蔵タンクへの補給をすることにより、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、RCICタービンポンプ室に滞留する排気を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策および原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに運転を継続することが可能である。</p> <p>○現場での弁の手動操作による原子炉隔離時冷却系の起動時の環境条件</p> <p>蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響を考慮し、RCICタービンポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する。防護具を確実に装着することにより本操作が可能である。</p> <p>直副長は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」及び「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉を冷却する際には、原子炉を冷却するために原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障又は計測範囲(把握能力)を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)、原子炉圧力計、原子炉圧力計(SA)、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計(SA)等により監視する。</p>	<p>監視および制御</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、「高圧代替注水系による原子炉の冷却」および「原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却」により原子炉へ注水する際には、原子炉を冷却するため原子炉水位(広帶域)、原子炉水位(燃料域)、原子炉水位(SA)等により監視する。</p> <p>また、これらの計測機器が故障または計測範囲(把握能力)を超えた場合は、当該パラメータの値を推定する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動する場合は、高圧代替注水系の作動状況を原子炉水位計(広帶域)、原子炉水位計(燃料域)、原子炉水位計(SA)、原子炉圧力計、原子炉圧力計(SA)、高圧代替注水系系統流量計、復水貯蔵槽水位計(SA)等により監視する。</p>	<p>運用の相違(女川は、可搬型計測器を用いる場合もあることから、発電所対策本部も主に含める。)</p> <p>記載方針の相違(設置許可申請書本文第10-1表「重大事故等対策における手順書の概要」における記載による。)</p> <p>別紙表2(1)参照</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>する。</p> <p>現場で弁の手動操作により高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の作動状況を<u>原子炉水位計(広帶域)</u>、<u>原子炉水位計(燃料域)</u>、<u>原子炉水位計(SA)</u>等により監視する。</p> <p>原子炉圧力容器内の水位の調整が必要な場合は、中央制御室からの操作または現場での弁の操作により原子炉圧力容器内の水位を制御する。</p> <p>1. 手順着手の半断基準 <u>給水・復水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系</u>による原子炉圧力容器への注水ができるず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p><u>ク水位</u>等により監視する。</p> <p>現場で<u>の弁</u>の手動操作により高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の作動状況を<u>原子炉水位(広帶域)</u>、<u>原子炉水位(燃料域)</u>、<u>原子炉水位(SA)</u>、<u>原子炉水位(TS)</u>等により監視する。</p> <p>原子炉圧力容器内の水位の調整が必要な場合は、中央制御室からの操作または現場での弁の操作により原子炉圧力容器内の水位を制御する。</p> <p>「手順着手の判断基準」 <u>復水給水系</u>、<u>原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系</u>による原子炉圧力容器への注水ができるず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>・運用の相違（女川は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に配備。） TS-10 1184 頁参考</p>
<p>重大事故等の進展抑制</p> <p>1. (ほう)酸水注入系による進展抑制</p> <p>当直副長は、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系による原子炉への高圧注水により原子炉圧力容器内の水位が維持できない場合は、重大事故等の進展を抑制するため、(ほう)酸水貯蔵タンク等を水源として、(ほう)酸水注入系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の半断基準 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、(ほう)酸水注入系が使用可能な場合。</p>	<p>重大事故等の進展抑制</p> <p>1. (ほう)酸水注入系による進展抑制</p> <p>送電課長は、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系による原子炉への高圧注水により原子炉圧力容器内の水位が維持できない場合は、重大事故等の進展を抑制するため、(ほう)酸水注入系貯蔵タンク等を水源として、(ほう)酸水注入系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>「手順着手の判断基準」 <u>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、(ほう)酸水注入系が使用可能な場合</u></p>	<p>・運用の相違（女川は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に配備。） TS-10 1188 頁参考</p>
<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系又は高圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対応に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準 <u>給水・復水系</u>による原子炉圧力容器への注水ができるず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p>	<p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系または高圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対応に用いる。</p> <p>「手順着手の判断基準」 <u>復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができるず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</u></p>	<p>・運用の相違（女川は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に配備。） TS-10 1188 頁参考</p>
<p>作業性</p> <p>高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の現場操作による起動操作を速やかに開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。</p>	<p>作業性</p> <p>高圧代替注水系または原子炉隔離時冷却系の起動操作は、通常の手操作である。</p>	<p>・運用の相違（女川は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に配備。） TS-10 1188 頁参考</p>
<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いて(ほう)酸水注入系へ給電する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備を用いて(ほう)酸水注入系へ給電する。</p>	<p>・運用の相違（女川は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に配備。） TS-10 1188 頁参考</p>
<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>・運用の相違（女川は可搬型計測器を使用する際の資機材を中央制御室に配備。） TS-10 1188 頁参考</p>

第10-1表 重大事故等対策における手順書の概要 (2/19)

第10-1表 重大事故等対策における手順書の概要 (2/19)	
1.2 原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 方針目的	原子炉冷却材圧力パウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、高圧代替注水系による発電用原子炉を冷却する手順等を整備する。 さらに、重大事故等の進展を抑制するため、原子炉水位を監視及び制御する手順等を整備する。 原子炉圧力容器への注水、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉への注水により発電用原子炉を冷却する手順等を整備する。
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉隔離時冷却系又は高圧炉心注水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付け重大事故等の対応に用いる。
高圧代替替注水系による発電用原子炉の冷却 フロントライン系故障時	設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系の故障により発電用原子炉注入系を起動する手順等を整備する。 ・中央制御室からの手動操作により高圧代替替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 ・中央制御室からの手動操作により高圧代替替注水系を起動できない場合は、現場での手動操作により高圧代替替注水系を起動し、原子炉圧力容器へ注水する。 ・原子炉隔離時冷却材循環系の喪失により設計基準事故対処設備である全交流動力電源及び高圧代替替注水系による発電用原子炉の冷却ができない場合、現場では弁の手動操作により原子炉隔離時冷却材循環系の喪失による発電用原子炉の冷却のほか、現場で弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動することで原子炉圧力容器へ注水し、発電用原子炉を冷却する。
サブリート系故障時	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は連絡線統に必要な直流水源を所内蓄電式直流電源設備を用いて給電している場合は、所内蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に以下の手段等により直流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の連続する。 ・代替交流電源設備等により充電器を受電し、直流電源を供給する。 ・可搬型直流電源設備により直流電源を供給する。

第10-1表 重大事故における手順書の概要 (2/19)

備考	設置許可申請書本文 十ハ(1)第10-1表「重 大事故等対策における手順書の概要」抜 く
方針目的	1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順書の概要 (2/19)
1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対応設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷を防止するため、高圧代替注水系により発電用原子炉の冷却機能を防ぐ。また、発電用原子炉への注水により発電用原子炉を冷却するため、高圧代替注水系による原原子炉冷却器への注水、原子炉隔壁冷却却系の現場操作による手順等を整備する。	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等を整備する。 さらに、重大事故等の進展を抑制するため、ほう液水注入系により注水する手順等を整備する。 また、発電用原子炉を冷却するため、原原子炉水位を監視及び制御する手順等を整備する。 設計基準事故対応設備である原原子炉隔壁冷却却系又は高圧代替スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対応設備（設計基準改張）と位置付け重大事故等の対外に用いる。
重大事故等対応設備 設計基準改張	設計基準事故対応設備である原原子炉隔壁冷却却系及び高圧代替スプレイ系の故障により発電用原子炉の冷却ができない場合は、以下の手順により原原子炉圧力容器へ注水し、発電用原子炉を冷却する。 ・中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動し、原原子炉圧力容器へ注水する。 ・中央制御室からの手動操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での手動操作により高圧代替注水系を起動し、原原子炉圧力容器へ注水する。 全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により、設計基準事故対応設備である原原子炉隔壁冷却却系及び高圧代替スプレイ系による発電用原子炉の冷却のほか、現場での弁の手動操作により原原子炉隔壁冷却却系を起動すること原原子炉圧力容器へ注水し、発電用原子炉を冷却する。
フロントライン系故障時	高圧代替注水系による 発電用原子炉の冷却
サポート系故障時	原原子炉隔壁冷却却系の手動操作による発電用原子炉の冷却

【中略】	柏崎刈羽 7号炉	女川 2号炉	備考
【中略】			
	<p>全交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失により設計基準事故対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧戸心注水系による発電用原子炉の冷却ができない場合は、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、発電用原子炉を冷却する。</p> <p>中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合は、現場での弁の手動操作により高圧代替注水系を起動し、発電用原子炉を冷却する。</p> <p>いずれの操作によっても高圧代替注水系を起動できない場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合は、現場での手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、発電用原子炉を冷却する。</p> <p>これらの対応手段により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系の運転を継続する。</p> <p>全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は連転が継続に必要な直交流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電池が枯済する前に代替交流電源設備により125V充電器を充電することにより発電用原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備による給電ができない場合は、可搬型代替直流電源設備等により直交流電源を確保し、原子炉隔離時冷却系の運転を継続することにより発電用原子炉を冷却する。</p> <p>代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び貯水貯蔵タンクへの燃料補給及び貯水貯蔵タンクへの燃料補給により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間、原子炉隔離時冷却系の運転を継続させる。</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、RCIC タービンポンプ室に滞留する排水を処理しない場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うままでの間、原子炉隔離時冷却系を水没させずに連転を継続することが可能である。</p> <p>現場での弁の手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動する場合は、発生する排水により原子炉隔離時冷却系ポンプ本体が水没する前に排水処理を実施する。</p>	<p>サポート系故障時</p> <p>重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>配慮すべき事項</p>	<p>原子炉隔離時冷却系の起動時の留意事項</p>

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		操作手順	操作手順	差異理由	
3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等		3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等		
方針目的		<p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷による原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高压溶融物放出／格納容器圧開気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p>		<p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷による原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高压溶融物放出／格納容器圧開気直接加熱を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、インターフェイスシステムLOCA発生時において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧することを目的とする。</p>	
対応手段等		<p>フロントライン系故障時</p> <p>1. 手動操作による減圧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原子炉の減圧ができない場合は、中央制御室からの手動操作により主蒸気逃がし安全弁を開操作し、原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 手順着手の半基準</p> <p>a. 原子炉を冷温停止に移行するために減圧する場合</p> <p>復水器は使用できないが、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>b. 急速減圧の場合</p> <p>低圧注水系¹以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系²以上の起動^{※1}により原子炉圧力容器への注水手段が確保され、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>c. 炉心損傷後の減圧の場合</p> <p>(a) 低圧注水手段がある場合</p> <p>高压注水系は使用できないが、低圧注水系¹系^{※2}以上が使用可能である場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p> <p>(b) 低圧注水手段がない場合</p> <p>原子炉圧力容器への注水手段が確保できず、原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から有効燃料棒の長さの10%上の位置）に到達した場合で、主蒸気逃がし安全弁の開操作が可能な場合。</p>		<p>・設備の相違（急速減圧に必要とする注水系統の相違。）</p> <p>以下「差異理由3-1」と記載。 TS-10 1211-ページ参照</p> <p>・設備の相違（急速減圧に必要とする注水系統の相違。）</p> <p>以下「差異理由3-1」と記載。 TS-10 1211-ページ参照</p> <p>・感度解析結果の差異（シルコニウム一水反応が著しくなる前に減圧するという考え方とは、柏崎と同様。）以下「差異理由3-2」と記載。 TS-10 1212頁</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>※1：「低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンタリ低圧時の注水が可能な系統である高圧炉心注水系及び残留熱除去系（低圧注水系）と復水系のうち1系以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上起動、若しくは低圧代替注水系（常設）、消火系及び低圧代替注水系（可搬型）のうち2系以上起動することをいう。</p> <p>なお、格納容器パラメータ又は原子炉圧力容器内の水位が規定値に到達した場合は、低圧代替注水系（常設）のポンプ1台又は代替注水系1系のみの起動であつても原子炉の減圧を行う。</p>	<p>※1：「低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系系統以上の起動」とは、原子炉冷却材スプレイ系、<u>低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）</u>および復水給水系のうち1系系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、<u>低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）</u>（可搬型）、<u>代替循環冷却却系および過水系のうち1系系統以上起動することをいう。</u></p> <p>・運用の相違（女川は注水系1系系統以上で減圧するため記載不要） 以下「差異理由3-3」と記載。</p>	<p>照 • 差異理由 3-1</p>
<p>※2：「低圧注水系1系」とは、<u>低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）</u>または<u>低圧注水系のいずれか1系統をいう。</u></p> <p>2. 減圧の自動化</p>	<p>※2：「低圧注水系1系」とは、<u>低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）、給水・復水系、低圧代替注水系（常設）、消火系又は低圧代替注水系（可搬型）</u>のいずれか1系をいう。</p> <p>2. 減圧の自動化</p> <p><u>当直副長</u>は、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が故障等により原原子炉の減圧ができない場合は、<u>代替自動減圧ロジック</u>（代替自動減圧機能）の自動作動を作動を確認し、原子炉を減圧する。</p>	<p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、低圧注水系または低圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水準備が完了していることを確認し、主蒸気逃がし安全弁の手動操作等により原子炉を減圧する。</p>
<p>なお、残留熱除去系が運転している場合は、<u>原子炉水位常低（レベル1）</u>が10分継続した段階で代替自動減圧機能が自動作動することを確認し、これにより原子炉を制御する。</p>	<p>なお、<u>原子炉水位低（レベル1）</u>設定点到達10分後および残留熱除去系（低圧注水モード）または<u>低圧炉心スプレイ系</u>が運転している場合は、代替自動減圧機能が自動作動することを確認し、これにより原子炉を減圧する。</p>	<p>・注水設備の相違 TS-10 1215頁参考照</p>
<p>サボート系故障時</p>	<p>サボート系故障時</p> <p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p><u>当直副長</u>は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>(1) 常設代替直流電源設備により直流電源を確保する。その後、常設代替直流電源設備のAM用蓄電池の枯済を防止するため、可搬型代替直流電源設備により直流電源を継続的に</p>	<p>1. 常設直流電源系統喪失時の減圧</p> <p><u>当直副長</u>は、常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し、原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>(1) <u>1.25V代替蓄電池</u>により直流電源を確保する。その後、<u>1.25V代替蓄電池</u>の枯済を防止するため、可搬型代替直流電源設備により直流電源を継続的に供給する。</p> <p>・運用の相違 (女川：主蒸気逃がし安全弁（自動）</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>a. 供給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できな い状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設 のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上）</u>の起動^{※1}により原子弹力容器へ の注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、<u>高压注水系が 使用できない場合で、低圧注水系1系^{※2}以上が使用可能である場合、又は原子弹 力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの10%上 の位置）に到達した場合。</u></p> <p>(b) <u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用の窒素ガスが確保されてい る場合。</u></p> <p>(c) <u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）の作動に必要な直流電源を常設代替 直流電源設備から給電可能な場合。</u></p>	<p>常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できな い状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>① 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統 以上の起動^{※1}により原子弹力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損 傷後の原子炉の減圧は、高压注水系が使用できない場合で、低圧注水系^{※2}以 上が使用可能である場合。<u>注水手段がない場合の原子炉の減圧は、原子弹力容器 内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの20%上の位置）に到達 した場合。</u></u></p> <p>② <u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）の作動に必要な直流電源を常設代替 直流電源設備から給電可能な場合。</u></p>	<p>以下「差異理由3-4」と記載 TS-10 1215, 1216 ページ参照</p> <p>・注水設備の相違</p> <p>・手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失 相違：逃がし安全 弁（自動減圧機能 なし）に電源を供 給）</p> <p>以下「差異理由3- 4」と記載 TS-10 1215, 1216 ページ参照</p> <p>・注水設備の相違</p> <p>・手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源系統喪失 相違：逃がし安全 弁（自動減圧機能 なし）に電源を供 給）</p>
<p>a. 常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できな い状態において、以下の条件が全て成立した場合。</p> <p>(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、<u>低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設 のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上）</u>の起動^{※1}により原子弹力容器へ の注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、<u>高压注水系が 使用できない場合で、低圧注水系1系^{※2}以上が使用可能である場合、又は原子弹 力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒有効長さの10%上 の位置）に到達した場合。</u></p> <p>(b) <u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用の窒素ガスが確保されてい る場合。</u></p> <p>(c) <u>主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）の作動に必要な直流電源を常設代替 直流電源設備から給電可能な場合。</u></p>	<p>常設直流電源系統喪失 相違：逃がし安全 弁（自動減圧機能 なし）に電源を供 給）</p> <p>以下「差異理由3-4」と記載 TS-10 1215, 1216 ページ参照</p> <p>・注水設備の相違</p> <p>常設直流電源系統喪失 相違：逃がし安全 弁（自動減圧機能 なし）に電源を供 給）</p> <p>以下「差異理由3-4」と記載 TS-10 1215, 1216 ページ参照</p> <p>・注水設備の相違</p> <p>常設直流電源系統喪失 相違：逃がし安全 弁（自動減圧機能 なし）に電源を供 給）</p>	<p>以下「差異理由3-4」と記載 TS-10 1217頁参 照</p> <p>・記載方針の相違 (本項は、「常設 直流電源系統喪失 時の減圧」であ り、作動用窒素ガ スが確保されい ることを前提とし た項目であるた め、記載していな い。) 以下、「差異 理由3-5」と記載 TS-10 1217頁參 照</p> <p>・差異理由3-4</p> <p>常設直流電源系統喪失 相違：(2)a. (b) の 下にまとめて記 載)</p> <p>・差異理由3-4</p> <p>※1: 「低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷 却材圧力ポンプ（シナリオ）低圧時での注水が可能な系統である高压炉心スプレイ 系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系 のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系 （常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流通動低圧注水系ボ ンブ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系およびろ過水系のうち1系 統以上起動することをいう。</p> <p>※2: 「低圧注水系1系統」とは、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モ ード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポン プ）、低圧代替注水系（常設）（直流通動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系 （可搬型）またはろ過水系のいずれか1系統をいう。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
(2) 主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続して直流水源を確保する。	(2) 主蒸気逃がし安全弁の作動回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続して直流水源を確保する。 「手順着手の判断基準」 常設直流電源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁を中央制御室から遠隔操作できない状態において、可搬型代替直流電源設備が使用できない場合で、以下の条件が成立了の場合。	・(1)の手順が実施できない場合に(2)を実施することを明記。 ・注水設備の相違
(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動 ^{*1} により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系が使用できない場合で、低圧注水系1系 ^{*2} 以上が使用可能である場合、又は原子炉圧力容器内の水位が規定水位（有効燃料棒底部から燃料棒棒長さの20%上の位置）に到達した場合。	(a) 炉心損傷前の原子炉の減圧は、低圧注水系は、低圧代替注水系のうち1系統以上の起動 ^{*1} により原子炉圧力容器への注水手段が確保されている場合。炉心損傷後の原子炉の減圧は、高圧注水系1系統 ^{*2} 以上が使用可能である場合。注水手段がない場合の原子炉の減圧は、原子炉圧力容器内の水位（有効燃料棒底部から燃料棒棒長さの20%上の位置）に到達した場合。	・差異理由 3-2
(b) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用の窒素ガスが確保されている場合。	(b) 主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用の窒素ガスが確保されている場合。	・差異理由 3-5
※1：「低圧注水系1系以上又は低圧代替注水系（常設）のポンプ2台以上若しくは代替注水系2系以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である高压注水モード ^{※3} における高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）のポンプ（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系および過水系のうち1系統以上起動することをいう。	※1：「低圧注水系または低圧代替注水系のうち1系統以上の起動」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時での注水が可能な系統である高压注水モード ^{※3} における高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および復水給水系のうち1系統以上起動すること、また、それができない場合は低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）（可搬型）、代替循環冷却系および過水系のいずれか1系統をいう。	・差異理由 3-1
※2：「低圧注水系1系」とは、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）またはろ過水系のいずれか1系統をいう。	※2：「低圧注水系1系」とは、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）、復水給水系、代替循環冷却系、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）またはろ過水系のいずれか1系統をいう。	・注水設備の相違
2. 高圧窒素ガス供給系による窒素ガス確保 当直副長は、逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁用アキュムレータの供給圧力を高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。	2. 高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保 発電課長は、主蒸気逃がし安全弁がアキュムレータより主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素の供給源を高圧窒素ガス供給系（非常用）に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。	・運用の相違（女川） 当直副長は、逃がし弁機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。
2. 高圧窒素ガス供給系による窒素ガス確保 当直副長は、逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁用アキュムレータの供給圧力を高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。	2. 高圧窒素ガス供給系（非常用）による窒素確保 発電課長は、主蒸気逃がし安全弁がアキュムレータより主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素の供給源を高圧窒素ガス供給系（非常用）に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。	・運用の相違（女川） 当直副長は、逃がし弁機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。
(1) 手順着手の判断基準 a. 不活性ガス系から高压窒素ガス供給系への切替え	(1) 手順着手の判断基準 ① 高压窒素ガス供給系（常用）から高压窒素ガス供給系（非常用）への切替え	以下「差異理由 3-1」としている。

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
b.	高压窒素ガス供給系 ドライウェル 入口圧力低警報が発生した場合。 高压窒素ガスボンベの切替え及び取替え において、高压窒素ガスボンベから主蒸気逃がし安全弁作動用の窒素ガスを供給している期間において、高压窒素ガス供給系窒素ガスボンベ出口圧力低警報が発生した場合。	② 高压窒素ガス供給系原子炉格納容器入口圧力低警報が発生した場合。 高压窒素ガスボンベの切替え 高压窒素ガスボンベから主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）作用用の窒素を供給している期間において、高压窒素ガス供給系窒素ガスボンベ出口圧力低警報が発生した場合。	6」と記載。 TS-10 1223頁参考照
3.	代替高压窒素ガス供給系による減圧 登電課長は、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータおよび主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合は、代替高压窒素ガス供給系により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。 代替高压窒素ガス供給系高压窒素ガスボンベからの供給期間中において、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に伴い窒素の圧力が低下した場合は、使用可能な高压窒素ガスボンベと取り替える。 主蒸気逃がし安全弁を、想定される重大事故等における原子炉格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、窒素の供給源を代替高压窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）により原子炉を減圧する。	代替高压窒素ガス供給系による減圧 主蒸気逃がし安全弁の驱动源である高压窒素ガス供給系（常用）および主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の驱动源である高压窒素ガス供給系（非常用）の窒素が喪失し、中央制御室からの遠隔操作により原子炉を減圧できない場合。 ① 代替高压窒素ガス供給系高压窒素ガスボンベの取替え 代替高压窒素ガス供給系高压窒素ガスボンベから主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）作動用の窒素を供給している期間において、高压窒素ガスボンベの作動窒素供給能力が規定圧力未満となつた場合。 ② 代替高压窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放 炉心損傷を判断し、原子炉格納容器内の圧力が427kPa[gage]を超えるおそれがある状態において原子炉を減圧する場合。	・設備の相違 (柏崎は、あらかじめ供給圧力を高く設定するが、女川は代替高压窒素ガス供給系に切り替えてより高い圧力の作動窒素を供給する。) 以下「差異理由 3-7」と記載。 TS-10 1227頁参考照
4.	代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧 当直副長は、全交流動力電源又は常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動せず原子炉の減圧ができない場合は、以下の手段により直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。 (1) 可搬型直流電源設備等により直流電源を確保する。 a. 手順着手の判断基準 常設直流電源喪失により、 1.2.5V 直流水母線2Aおよび2Bの電圧喪失を確認した場合において、可搬型直流電源設備または1.2.5代替充電器用電源直接供給設備からの給電が可能な場合。	代替電源設備を用いた主蒸気逃がし安全弁の復旧 当直副長は、全交流動力電源又は常設直流電源喪失または常設直流電源喪失により主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。 ① 可搬型代替直流電源設備等により直流電源を確保する。 「手順着手の判断基準」 常設直流電源喪失により、 1.2.5V 直流水母線2Aおよび2Bの電圧喪失を確認した場合において、可搬型直流電源設備または1.2.5代替充電器用電源直接供給設備からの給電が可能な場合。	・運用の相違(女川では、電源車を使用した給電は、発電所対策本部にて実施する。)

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
(2) 代替交流電源設備等により充電器を受電することで直流電源を確保する。	<p>② 代替交流電源設備により 1 2 5 V 充電器に給電することで直流電源を確保する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流水電源が喪失し、1 2 5 V 直流主母線 2 A および 2 B の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備から給電が可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源系統の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型直流電源設備又は主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型直流電源設備等により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉を減圧する。</p> <p>常設直流電源喪失の原因が全交流動力電源喪失の場合は、代替交流電源設備等により充電器を受電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させることで直流電源を確保する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁作動窒素ガスの喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスピンにより主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスを確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁作動窒素ガスの喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスピンにより主蒸気逃がし安全弁を減圧する。</p>	<p>・設備の相違（柏崎は、自主対策設備として、第二代替交流電源設備を設置）</p> <p>・差異理由 3-6</p>
a. 手順着手の判断基準	<p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>全交流動力電源喪失が原因で常設直流水電源が喪失し、1 2 5 V 直流主母線 2 A および 2 B の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備から給電が可能な場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>常設直流電源の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、可搬型代替直流電源設備等により主蒸気逃がし安全弁を作動させて原子炉ににより主蒸気逃がし安全弁を作動させた場合。</p> <p>常設動力電源喪失が原因で常設直流電源が喪失した場合は、代替交流電源設備により 1 2 5 V 充電器を充電することで直流電源を確保し、主蒸気逃がし安全弁の機能を回復させることで原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高压窒素ガス供給系（常用）の喪失により主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、高压窒素ガス供給系（非常用）により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の駆動源である高压窒素ガス供給系（常用）および主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の駆動源である高压窒素ガス供給系（非常用）の窒素が喪失し、主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合は、代替高压窒素ガス供給系により主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）に窒素を供給し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）にて原子炉を減圧する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁を、想定される重大事故等時ににおける原子炉格納容器内の環境条件においても確実に作動できるよう、窒素の供給源を代替高压窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）の作動に必要な窒素を確保し、主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）にて原子炉を減圧する。</p>	<p>・差異理由 3-7</p> <p>・差異理由 3-6</p>
全交流動力電源喪失が原因で常設直流水電源が喪失した場合は、 1 2 5 V 直流主母線 2 A および 2 B の電圧喪失を確認した場合において、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備から給電が可能な場合。	<p>高压溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱の防止</p> <p>当直副長は、炉心損傷時、原子炉圧力容器への注水手段がない場合は、原子炉圧力容器内が高圧の状態で破損した場合に溶融物が放出され、原子炉格納容器内の繊維物質が直接加熱されることによる原子炉格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁の手動操作により原子炉を減圧する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段等 フロントライン系故障時 1. 手動操作による減圧 (1) 手順着手の判断基準 c. 炉心損傷後の減圧の場合」と同じ。</p> <p>インターフェイスシステム LOCA 発生時</p> <p>当直副長は、インターフェイスシステム LOCA が発生した場合は、原子炉を手動停止するとともに、格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。中央制御室から遠やかに漏えい箇所を隔離できない場合は、原子炉を手動停止するとともに、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p>	<p>・運用の相違（女川：炉心損傷後の減圧の場合は、原子炉を停止する場合と同一。）</p> <p>・登電課長は、インターフェイスシステム LOCA が発生した場合は、原子炉格納容器外への原子炉冷却材の漏えいを停止するため、漏えい箇所を隔離する。</p> <p>・漏えい箇所の隔離ができない場合は、原子炉を手動停止するとともに、主蒸気逃がし安全弁等により原子炉を減圧し、漏えい箇所を隔離する。</p>

保安規定比較表

<p>柏崎刈羽第7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>原子炉冷却材外へ漏えいし原予炉建屋原子炉区域内の圧力が上昇した場合は、燃料取替床プロアバネルが開放することと、原子炉建屋原子炉区域内の圧力及び温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却系の吐出圧力上昇、原子炉建屋内の温度上昇若しくはエリア放射線モニタの指示直上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化または漏えい開連警報の発生によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合。</p>	<p>原子炉冷却材が原子炉格納容器外へ漏えいし原子炉建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合は、原子炉建屋プロアバネルが開放することで、原子炉建屋原子炉棟内の圧力および温度の上昇を抑制し、環境を改善する。</p> <p>【手順着手の判断基準】</p> <p>非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の出口圧力上昇、原子炉建屋原子炉棟内の温度上昇もしくはエリア放射線モニタの指示直上昇等漏えいが予測されるパラメータの変化または漏えい開連警報の発生によりインターフェイスシステムLOCAの発生を判断した場合。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターフェイスシステムLOCA時の溢水の影響 隔離操作場所へのアクセスルートは、インターフェイスシステムLOCAにより漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないようになります。 ○インターフェイスシステムLOCAの検知 インターフェイスシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないようになります。 ○インターフェイスシステムLOCAの検知 インターフェイスシステムLOCAの発生は、格納容器内外のパラメータ等により漏えいが発生する機器よりも上層階に位置し、溢水の影響がないようになります。 ○作業性 インターフェイスシステムLOCA発生時は、漏えいした水の滞留および蒸気に上の高溫度環境が想定されるため、現場での隔離操作は環境生等を考慮し、防護具を着用する。 星原原子炉棟内において各部屋が分離されているため、漏えい箇所の特定は、床漏えい検出器、放電線モニタおよび火災感知器により行う。 	<p>・記載方針の相違(設置許可申請書本文10-1表「重大事故等対策における手順書の概要」における記載の相違による。)</p>
<p>○作業性 インターフェイスシステムLOCA発生時ににおいて、現場で漏えい箇所を隔離する場合は、隔離操作場所及び隔離操作場所へのアクセスルートの環境を考慮して、現場環境が改善された状態で行い、事故環境下においても作業できるよう防護具を確実に装着する。</p> <p>代替自動減圧機能による原子炉の自動減圧時の留意事項</p> <p>表1 「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</p> <p>主蒸気逃がし安全弁が想定される重大事故等時ににおける原子炉格納容器内の環境条件下においても確実に作動できるよう、主蒸気逃がし安全弁の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要なより高い圧力の窒素を供給する。</p> <p>燃料補給</p>	<p>表1 「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」における対応操作中は、原子炉の自動減圧による原子炉圧力容器への注水量の増加に伴う原子炉出力の急上昇を防止するため、自動減圧系の起動阻止機能により自動減圧系および代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止する。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁の背圧対策</p> <p>主蒸気逃がし安全弁が想定される重大事故等時ににおける原子炉格納容器内の環境条件下においても確実に作動できるよう、主蒸気逃がし安全弁の供給源を代替高圧窒素ガス供給系に切り替えることで主蒸気逃がし安全弁の作動に必要なより高い圧力の窒素を供給する。</p> <p>燃料補給</p>	<p>表14 「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

表4 操作手順

4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等

方針目的

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。
 また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。

対応手段等

原子炉運転中の場合
 フロントライン系故障時

1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却
当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水系）の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。
 (1) 復水貯蔵槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。

【(2) a. 手順着手の判断基準】第1段落および注釈を記載】

- 給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合において、
低圧代替注水系（常設）及び注入配管が使用可能な場合※1。
 ※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。

【(2) b. 手順着手の判断基準】第1段落および注釈を記載】

- 復水・復水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合※2。
 ※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。

操作手順
 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等

方針目的

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。

- また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。

対応手段等

原子炉運転中の場合
 フロントライン系故障時

1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却
送電課長および送電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。
 ① 復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。

- 【手順着手の判断基準】
 ② 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（直流水駆動低圧注水系ポンプ）により注水する。
 【手順着手の判断基準】
 ③ 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合で、低圧代替注水系（常設）（直流水駆動低圧注水系ポンプ）が使用可能な場合※3。
 ※3：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。

操作手順

差異理由

操作手順	女川2号炉案	差異理由
4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等	<p>4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p>	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>また、炉心が溶融し、原子炉圧力容器の破損に至った場合で、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合においても格納容器の破損を防止するため、低圧代替注水系により残存溶融炉心を冷却することを目的とする。</p> <p>・女川のECCSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。以下「差異理由4-1」と記載</p> <p>・記載位置の相違（女川：①②それぞれ分けて判断基準を記載 柏崎：(1)(2)の判断基準をまとめて記載）</p> <p>・設備の相違（女川では、直流水駆動低圧注水系ポンプを整備する。以下「差異理由4-2」と記載 TS-10 1251頁照</p>

保安規定比較表

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	差異理由
原子炉運転中の場合 サポート系故障時	1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水系）の復旧	原子炉運転中の場合 サポート系故障時 復旧	・差異理由4-2 TS-10 1265
当直副長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（低圧注水系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（低圧注水系）を復旧し、サプレッションブールを水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。 また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系（低圧注水系）を運転継続する。 原子炉の停止後は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）に移行し、長期的に原子炉を除熱する。	送電課長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系の常設代替交流電源設備による残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系を復旧し、サプレッションブールを水源として、原子炉圧力容器へ注水し、原子炉を冷却する。また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系を運転継続する。原子炉の停止後は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）に移行し、長期的に原子炉からの除熱を行う。	・差異理由4-1	
(1) 手順着手の判断基準	① 残留熱除去系（低圧注水モード）の復旧 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系が使用可能な状態※に復旧された場合。	② 低圧炉心スプレイ系を使用する場合 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系の受電が完了し、残留熱除去系（低圧注水モード）が復旧できず、低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態※に復旧された場合。	・相崎は自主対策設備として第二代替交流電源設備を設置 ・差異理由4-1
(配慮すべき事項)	※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレッシュンブルール）が確保されている状態。 ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合には、原子炉補機冷却水系の運転ができる場合は、残留熱除去系（低圧注水系）により原子炉を冷却する。	※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレッシュンブルール）が確保されている状態。 ○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合には、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）の重複ができない場合、低圧注水モード）により原子炉を冷却する。残留熱除去系（低圧注水モード）の運転ができない場合、低圧炉心スプレイ系により原子炉を冷却する。 ※2：原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）の運転ができない場合は、原子炉補機代替冷却水系を設置し、残留熱除去系（低圧注水モード）により原子炉を冷却する。 代替原子炉補機冷却系の設置による残留熱除去系（低圧注水系）の復日に時間が必要となるため、低圧代替注水系（常設（復水移送ポンプ）等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、プロントライン系故障時の優先順位と同様である。	・相崎は自主対策設備として第二代替交流電源設備を設置 ・差異理由4-1

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		差異理由
原子炉停止中の場合 フロントライン系故障時	原子炉停止中の場合 フロントライン系故障時	女川2号炉案
<p>1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。</p>	<p>低圧代替注水系による原子炉の冷却</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合は、以下の手段により原子炉を冷却する。</p> <p>① 復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>② 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>「対応手段 原子炉運転中の場合 フロントライン系故障時 1. 低圧代替注水系による原子炉の冷却 a. 手順着手の判断基準」と同じ。</p>	<p>・運用の相違(原子炉運転中の判断基準と一部異なる。(ポンプの運転台数、弁の操作順序)た め記載。)</p> <p>原子炉停止中に非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を維持できない場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>（記慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失した場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源もおよび水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）等に異常がなく、燃料及び水源（淡水貯水槽）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）等により原子炉を冷却する場合は、中央制御室から弁の操作が可能な場合、現場で弁の手動操作を実施する。</p>
<p>（記慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の故障等により原子炉の冷却機能が喪失している場合において、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉の冷却ができない場合において、低圧代替注水系（可搬型）等に異常がなく、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉を冷却する。</p> <p>なお、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p>	<p>・差異理由4-3 TS-10 1292ページ参照</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>原子炉停止中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧 当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を復旧し、原子炉の除熱を実施する。 また、常設代替交流電源設備等へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）を運転継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）が使用可能な状態※1に復旧された場合。 ※ 1：設備に異常がなく、電源及び補機冷却水が確保されており、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の間で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備等により交流電源が確保できた場合には、原子炉補機冷却水系の運転ができる場合は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）により原子炉を除熱する。 原子炉補機冷却水系の運転ができない場合は、代替原子炉補機冷却系を設置し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）により原子炉を除熱する。</p> <p>代替原子炉補機冷却系の設置による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧に時間を要するため、低圧代替注水系等による原子炉の冷却を行って実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p>原子炉停止中の場合</p> <p>サポート系故障時</p> <p>常設代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の復旧 送電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、低圧代替注水系による原子炉の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）を復旧し、原子炉の除熱を実施する。 また、常設代替交流電源設備へ燃料を補給し、電源の供給を継続することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）を運転継続する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系および2D系の受電が完了し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）が使用可能な状態※2に復旧された場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されており、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル3）以上で維持され、かつ原子炉圧力指示値が規定値以下の状態。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択 外部電源、常設代替交流電源設備により交流電源が確保できた場合には、残留熱除去系（原子炉補機冷却水系を含む。）の運転ができる場合は、原子炉補機冷却水系（原子炉停止時冷却モード）により原子炉を除熱する。 原子炉補機冷却水系（原子炉停止時冷却水系を含む。）の運転ができない場合は、原子炉補機代替冷却水系を設置し、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）により原子炉を除熱する。</p> <p>原子炉補機冷却水系の設置による残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）の復旧に時間が必要とするため、低圧代替注水系（復水移送ポンプ）等による原子炉の冷却を並行して実施する。その際の優先順位は、フロントライン系故障時の優先順位と同様である。</p>	<p>・柏崎は自主対策設備として第二代替交流電源設備を設置</p>
<p>原子炉運転中の場合</p> <p>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</p> <p>1. 低圧代替注水系による残存溶融炉心の冷却 当直副長及び緊急時対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するもの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段によりへ注水し、残存溶融炉心を冷却する。</p>	<p>原子炉運転中の場合</p> <p>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合</p> <p>低圧代替注水系による残存溶融炉心の冷却 送電課長および送電所対策本部は、溶融炉心が原子炉圧力容器を破損し格納容器下部へ落下するものの、溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、以下の手段により原</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
	<p>① サブレッシュションチエンバを水源として、代替循環冷却系により注水する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}、代替循環冷却却系による原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>原子炉格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の正圧の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の素問気温度の低下または原子炉格納容器内の水蒸濃度の上昇</u>により確認する。</p> <p>※2：代替循環冷却却系により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。なお、原子炉圧力容器への注水と同時に代替循環冷却却ポンプによるドライウェルスプレイまたは<u>原子炉格納容器下部への注水</u>が必要となつた場合の優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>優先1：ドライウェルスプレイおよび原子炉圧力容器への注水</p> <p>優先2：ドライウェルスプレイ</p> <p>優先3：原子炉圧力容器への注水</p> <p>優先4：<u>原子炉格納容器下部への注水</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（女川は、新設する代替循環冷却系の注水手順を記載）
	<p>② 代替循環冷却却系により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、<u>低圧代替注水系（常設）</u>（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により注水する。</p>	<p>・女川の代替循環冷却却系は、ドライウェルスプレイ及び原子炉格納容器下部への注水が可能なため、効果的に溶融炉心を冷却できる注水先の優先順を記載</p> <p>TS-10 1275, 1276 頁参照</p> <p>・設備の相違（女川では、外部水源を使用する低圧代替注水よりも内部水源を使用する代替循環冷却系を優先する。）</p>
	<p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>低圧代替注水系（常設）</u>（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>原子炉格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の正圧の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の素問気温度の低下または原子炉格納容器内の水蒸濃度の上昇</u>により確認する。</p> <p>〔(2) a. 手順着手の判断基準〕 第1段落及び注解の記載</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）</u>による原子炉圧力容器への注水が可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>原子炉圧力指示値の低下、格納容器内圧力指示値の上昇、ドライウェル雰囲気温度指⽰値の上昇</u>により確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（女川は、「原子炉格納容器下部の素問気温度」を新設する。） ・設備の相違（女川は、「原子炉格納容器下部の素問気温度」は、RPV破損して格納容器下部に溶融炉心が落下すると事前水張りされた水の蒸発による）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
	<p>※2 : 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（$140 \text{ m}^3/\text{h}$、$35 \sim 70 \text{ m}^3/\text{h}$）が確保できる場合。なお、原子炉圧力容器への注水と同時に復水移送ポンプによるドライウェルスプレイまたは原子炉格納容器下部への注水が必要となる場合の優先順位は、以下の通りとする。</p> <p>優先1 : ドライウェルスプレイ 優先2 : 原子炉圧力容器への注水 優先3 : 原子炉格納容器下部への注水</p> <p>【(2) a 手順着手の判断基準】第1段落及び注釈の記載】</p> <p>※2 : 格納容器内へのスプレイ及び格納容器下部への注水に必要な流量（$140 \text{ m}^3/\text{h}$、$35 \sim 70 \text{ m}^3/\text{h}$）が確保され、更に低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（$30 \text{ m}^3/\text{h}$）が確保できる場合。</p>	<p>り飽和蒸気で満たされ、飽和温度程度まで低下する。 「原子炉格納容器内の水素濃度」は、格納容器下部に初期水位が存在する場合、RPV破損に伴つて水素濃度が急激に上昇すると考えられる。）</p> <p>以下「差異理由4-4」と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の復水移送ポンプは、原子炉格納容器内へのスプレイ及び原子炉格納容器下部への注水を同時に実施できないため、効果的に溶融炉心を冷却できる注水先の優先順位を記載 <p>TS-10 1271, 1272 ページ参照 TS-10 1278, 1279 ページ参照</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>(2) 低圧代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合は、<u>防火水槽</u>又は<u>淡水貯水池</u>を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する。低圧代替注水系（可搬型）による注水の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>① 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。</p> <p>また、原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、<u>低圧代替注水系（常設）及び消火系が使用できず</u>、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水が可能な場合※3。</p> <p>※1 「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>原子炉圧力指示値の低下、格納容器内圧力指示値の上昇、ドライウェル空気温度指⽰値の上昇</u>により確認する。</p> <p>※2 :格納容器内へのスプレー及び格納容器下部への注水に必要な流量（14.0m³/h、3.5～7.0m³/h）が確保され、更に低圧代替注水系（常設）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（3.0m³/h）が確保できる場合。</p> <p>※3 :格納容器内へのスプレー及び格納容器下部への注水に必要な流量（14.0m³/h、3.5～7.0m³/h）が確保され、更に低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（3.0m³/h）が確保できる場合。</p> <p>なお、十分な注水流量が確保できない場合は溶融炉心の冷却を優先し効果的な注水箇所を選択する。</p>	<p>③ 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により残存溶融炉心の冷却ができない場合（<u>は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）等により注水する</u>。なお、<u>低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる</u>。）</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。</p> <p>※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>原子炉格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇</u>により確認する。</p> <p>※2: 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 点線枠内の記載は、(1)下部に再掲 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器への注水が可能な場合※2。 原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化※1により原子炉圧力容器への注水が可能となる場合。 ※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、<u>原子炉格納容器下部温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の雰囲気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇</u>により確認する。 ※2: 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器への注水に必要な流量（崩壊熱相当）が確保できる場合。

(配慮すべき事項)
 ○重大事故等時の対応手段の選択

<p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存した場合は、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料及び水源（<u>防火水槽</u>又は<u>淡水貯水槽</u>）が確保される場合、<u>低圧代替注水系（常設）</u>により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により残存溶融炉心の冷却ができない場合において、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>に異常がなく、燃料料おより水源（<u>淡水貯水槽（No.1）</u>または<u>淡水貯水槽（No.2）</u>）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系（可搬型）</u>により残存溶融炉心を冷却する。</p> <p>なお、<u>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</u>により原子炉を冷却する場合は、注水流量が多い配管から選択する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違（女川） ・新設する代替循環冷却系の注水手順を記載 TS-10 1285, 1286 頁参照
--	--

保安規定比較表

<p>柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）</p> <p>○残存溶融炉心の冷却における留意事項 低圧代替注水系等により十分な注水流量が確保できない場合は、溶融炉心の冷却を優先し、効果的な注水箇所を選択する。</p>	<p>女川 2 号炉案</p> <p>○残存溶融炉心への冷却における留意事項 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）等により十分な注水量が確保できない場合は、 原子炉格納容器内へのスプレイを優先する。</p>	<p>差異理由</p>
<p>重大事故等対応設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（低圧注水系又は原子炉停止時冷却系）が健全であれば、これらを重大事故等対応設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対応に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系（低圧注水系）については、給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系による原子炉圧力容器への注水ができる、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル 3）以上に維持できない場合。</p>	<p>発電課長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（低圧注水モードまたは原子炉停止時冷却モード）または低圧炉心スプレイ系が健全であれば、これらを重大事故等対応設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対応に用いる。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>残留熱除去系（低圧注水系）については、復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができる、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル 3）以上に維持できない場合。</p> <p>低圧炉心スプレイ系について、復水給水系、原子炉隔離時冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができる、原子炉水位指示値が原子炉水位低（レベル 3）以上に維持できない場合。</p>	<p>・差異理由 4-1</p>
<p>作業性</p> <p>低圧代替注水系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2 級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて低圧代替注水系等による注水に必要な設備へ給電する。</p>	<p>低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ 1）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて低圧代替注水系等による注水に必要な設備へ給電する。</p>
<p>燃料補給</p> <p>表 1-4 「1-4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>表 1-4 「1-4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>表 1-4 「1-4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

表5 操作手順

5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

方針目的

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ペント系による格納容器内の減圧及び除熱、代替原子炉補機冷却系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。

対応手段等

フロントライン系故障時

1. 格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ペント系による格納容器内の減圧及び除熱

当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレッシュンプール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、以下の手段により格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。

（1）格納容器圧力逃がし装置により輸送する。

（2）格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合は、耐圧強化ペント系により輸送する。

格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ペント系の隔離弁（電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。

a. 手順着手の判断基準

炉心損傷^{※1}前において、格納容器内の冷却を実施しても、格納容器内の圧力を規定

圧力（279 kPa[gage]）以下に維持できない場合。

また、炉心損傷^{※1}前において、格納容器内の冷却を実施しても、格納容器内の圧力を規定圧力（279 kPa[gage]）以下に維持できない場合で、格納容器圧力逃がし装置が機能喪失^{※2}した場合。

※1：「炉心損傷」は、格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。

※2：「格納容器圧力逃がし装置が機能喪失」とは、設備に故障が発生した場合。

（配慮すべき事項）

○重大事故等時の対応手段の選択

設計基準事故対処設備である残留熱除去系が機能喪失した場合は、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の除熱を実施する。
 格納容器圧力逃がし装置が機能喪失した場合は、耐圧強化ペント系により格納容器内の除熱を実施する。

格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ペント系による格納容器ペントの実施にあたり、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ペント系による格納容器ペントの実施にあたり、

表5 女川2号炉案

5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

方針目的

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱、原子炉補機代替冷却水系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。

対応手段等

フロントライン系故障時

原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱

・運用の相違（女川は、原子炉格納容器フィルタベント器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系または耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱、原子炉補機代替冷却水系による除熱により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。）

電調長が実施）

・設備の相違（女川は空気作動弁がなく電動弁のみで構成）

① 原子炉格納容器フィルタベント系により輸送する。

② 原子炉格納容器フィルタベント系が使用できない場合は、耐圧強化ペント系により輸送する。

原子炉格納容器フィルタベント系および耐圧強化ペント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送する。

③ 手順着手の判断基準

炉心損傷^{※1}前において、原子炉格納容器内の圧力が0.384 MPa[gage]に到達した場合、また、炉心損傷^{※1}前において、原子炉格納容器内の圧力が0.384 MPa[gage]に到達した場合。

（配慮すべき事項）

○重大事故等時の対応手段の選択

設計基準事故対処設備である残留熱除去系が機能喪失した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱を実施する。
 原子炉格納容器フィルタベント系が機能喪失した場合は、耐圧強化ペント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱を実施する。

原子炉格納容器内の減圧および除熱を実施する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>弁の駆動電源及び空気源がない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化メント系により格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレーション・チャンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブレーション・チャンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>サポート系故障時</p> <p>1. 代替原子炉補機冷却系による除熱</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系の故障等又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、代替原子炉補機冷却系、残留熱除去系等により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。代替原子炉補機冷却系、残留熱除去系による熱輸送の手順着手の判断基準を以下に示す。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却水系の故障又は全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却水系を使用できない場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、サブショーンブル冷却系又は格納容器スプレイ冷却系）及び原子炉補機冷却水系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対応に用いる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内及び格納容器内の除熱が必要な場合。</p> <p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化メント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域外で実施する。</p> <p>代替原子炉補機冷却系により補機冷却水を確保するために使用する各種ホースの接続においては、一般的に使用される工具を用い、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替交流電源設備等を用いて格納容器ベントを実施するためには必要な電動弁へ給電する。 電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。 常設代替交流電源設備等を用いて残留熱除去系（サブレーション・チャンプール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）へ給電する。 <p>燃料補給</p> <p>表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>①の実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタメント系または耐圧強化メント系により原子炉格納容器ベントを実施する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレーション・チャンバを経由する経路を第一優先とする。</p> <p>サブレーション・チャンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>サポート系故障時</p> <p>原子炉補機代替冷却水系による除熱</p> <p>送電課長および送電所対策本部は、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障等または全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、原子炉補機代替冷却水系、残留熱除去系等により、発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送する。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>原子炉補機冷却海水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障または全交流動力電源の喪失により原子炉補機冷却海水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）を使用できない場合。</p> <p>重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>送電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブレーション・チャンプールモードまたは格納容器スプレイ冷却モード）および原子炉補機冷却海水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対応に用いる。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>「残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内および原子炉格納容器内の除熱が必要な場合。」</p> <p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタメント系および耐圧強化メント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p> <p>原子炉補機代替冷却海水系により補機冷却水を確保するためには、通常のホースの接続は、汎用の結合金具であり、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p> <p>電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器ベントを実施するためには必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備を用いて残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード、サブレーション・チャンプール冷却モード）へ給電する。</p> <p>燃料補給</p> <p>表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>・設備の相違（女川は空気作動弁がなく電動弁のみで構成）</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

表6 操作手順

6. 格納容器内の冷却等のための手順等

方針目的

設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。
 また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。

対応手段等

炉心損傷前

フロントライン系故障時

1. 代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却
当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力及び温度を低下させる。

(1) 復水貯蔵槽を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。

【(2) a. 手順着手の判断基準】第1段落及び注釈の記載】

残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※1で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※2。

※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。

※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、**ドライウェル圧力**、**格納容器内圧力**（サプレッション・チャンバー）、**ドライウェル露点気温度**、**サフレッシュ・チャン・チャーンバ气体温度**又はサプレッションブル水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。

(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、**消防水槽又は淡水貯水池**を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）等によるスプレイの手順着手のリスプレイする。代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。

なお、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。

a. 手順着手の判断基準

- ・代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器内へのスプレイができる場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※1で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※2。

女川2号炉案

表6

6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

方針目的

設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。
 また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により原子炉格納容器内の圧力および温度ならびに放射性物質の濃度を低下させることを目的とする。

対応手段等

炉心損傷前

フロントライン系故障時

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却
送電課長および送電所対策本部は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器代替スプレイ冷却モード）の故障等により原子炉格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により原子炉格納容器内へスプレイし、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。

- ① 復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。

「手順着手の判断基準」

・記載位置の相違(女)

川：①②それぞれ分けた手順着手の判断基準を記載

柏崎：(1)(2)の判断

判断基準をまとめて

記載

・運用の相違(女)：

代替スプレイはド

ライウェル側にス

プレイするため、

圧力抑制室空気

温度を手順着手の

判断基準としな

い)

② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内へスプレイできな場合、**淡水貯水槽**（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。なお、原子炉格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。

「手順着手の判断基準」

・記載位置の相違(女)

川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>また、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び消火系による格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※3で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※2。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯水槽）が確保されている場合。 ※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）、格納容器内圧力（サフレッシュン・チエンバ）、ドライウェル雰囲気温度、サフレッシュン・チエンバ気体温度又はサフレッシュンプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p> <p>※3：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により原子炉格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯水槽タンク）が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内を冷却する。 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内を冷却する。 代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内の冷却を実施する場合は、以下の優先順位でスプレイを実施する。 (1) 原子炉圧力容器破損前 a. サフレッシュン・チエンバ内にスプレイ b. ドライウェル内にスプレイ (2) 原子炉圧力容器破損後 a. ドライウェル内にスプレイ b. サフレッシュン・チエンバ内にスプレイ</p>	<p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレーができる場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>設計基準事故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の故障等により原子炉格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯水槽）が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内の冷却ができない場合において、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内を冷却する。</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションブール冷却系）の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて常用用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧し、サプレッションブールを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（サプレッションブール冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所</p>	<p>・運用の相違（女川）： 可搬型設備の準備時間を考えて、残留熱除去系が使用できない場合は当該手順に着手する。）</p> <p>・記載位置の相違（女川）： 川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載</p> <p>・運用の相違（女川）： 電動弁の操作に必要な電源が確保されていることを確認</p> <p>・運用の相違（女川）： 格納容器圧力及び温度上昇の抑制効果が高いドライエル側にスプレイすることとしており、優先順位を設けない。）</p>
<p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッションブール冷却系）の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて常用用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧し、サプレッションブールを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（サプレッションブール冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所</p>	<p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により原子炉格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて常用用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧し、サプレッションブールを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（サプレッションブール冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所</p>	<p>・運用の相違（女川）： 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系により原子炉格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて常用用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧し、サプレッションブールを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対応設備である残留熱除去系（サプレッションブール冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所</p>
<p>原子炉損傷前</p> <p>サポート系故障時</p>	<p>原子炉損傷前</p> <p>サポート系故障時</p>	<p>原子炉損傷前</p> <p>サポート系故障時</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレッシュ・ポンプール冷却系）を復旧し、サブレッシュ・ポンプールを除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレッシュ・ポンプール冷却系）の復旧に時間要する場合は、代替格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器内へのスプレイにより格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>格納容器内へのスプレイについては、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高压母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が使用可能な状態※1に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※2。</p> <p>サブレッシュ・ポンプールの除熱については、常設代替交流電源設備により非常用高压源設備により非常用高压母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレッシュ・ポンプール冷却系）が使用可能な状態※1に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレッシュ・ポンプール）が確保されている状態。</p> <p>※2：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライ・ウェル）、格納容器内圧力（サブレッシュ・ポンプール）、ドライ・ウェル空気温度、サブレッシュ・ポンプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレッシュ・ポンプール冷却モード）を復旧し、サブレッシュ・ポンプール水を除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の復旧に時間要する場合は、<u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）等により原子炉格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</u></p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p><u>原子炉格納容器内へのスプレイによっては、常設代替交流電源設備により非常用高压母線2C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレッシュ・ポンプール冷却モード）が使用可能な状態※1に復旧された場合で、<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達</u>した場合。</u></p> <p>サブレッシュ・ポンプール水の除熱については、常設代替交流電源設備により非常用高压母線2C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレッシュ・ポンプール冷却モード）が使用可能な状態※1に復旧された場合。</p> <p>※1：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレッシュ・ポンプール）が確保されている状態。</p> <p>※2：「<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達</u>とは、<u>ドライ・ウェル圧力</u>、<u>压力抑制室圧力</u>、<u>ドライ・ウェル温度</u>、<u>压力抑制室内空気温度</u>または<u>圧力抑制室水位指示値</u>が、<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</u></p>	<p>・設備の相違（柏崎：GTG を電源とする第二代替交流電源設備を保有）</p> <p>・設備の相違（柏崎：GTG を電源とする場合の原子炉格納容器内へのスプレイにより実施可能）</p> <p>・設備の相違（女川：GTG を電源とする場合の原子炉格納容器内へのスプレイにより実施可能）</p>
<p>1. 代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合は、以下の手段により格納容器内へスプレイし、格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる。</p> <p>(1) 復水貯蔵槽を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）によりスプレイする。</p> <p>【(2) a. 手順着手の判断基準】 第1段落および注釈の記載】</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器スプレイができるまで、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合※2で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※3。</p> <p>※1：格納容器内圧力容射線レベル（CAMS）で格納容器内のガムマ線線量率が、設計基準事故相当のガムマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内圧力容射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達</u>」とは、格納容器内圧力（ドライ・ウェル）、格納容器内圧力（サブレッシュ・ポンプール）、ドライ・ウェル空気温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指⽰値が、<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</u></p>	<p>「手順着手の判断基準」</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）による格納容器内へのスプレイができるまで、<u>原子炉格納容器内へのスプレイ（常設）</u>が使用可能な場合※2で、<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達</u>した場合。</p> <p>※1：格納容器内圧力容射線モニタで原子炉格納容器内のガムマ線線量率が、設計基準事故相当のガムマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内圧力容射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>※3：「<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達</u>」とは、<u>ドライ・ウェル圧力</u>、<u>压力抑制室圧力</u>、<u>ドライ・ウェル温度</u>または<u>原子炉圧力容器下鏡部温度指⽰値</u>が、<u>原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</u></p>	<p>・運用の相違（女川：可搬型設備による対応は、発電所対策本部にて実施。）</p> <p>・記載方針の相違（設置許可申請書本文第10-1表「重大事故等対策における手順書の概要」に記載している内容であることから、女川では保安規定にも記載）</p> <p>TS-10 1390 頁参考照</p>

保安規定比較表

女川 2 号炉案	差異理由		
(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内へスプレイできない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）によるスプレイの手順着手の判断基準を以下に示す。 なお、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却は、海を水源として利用できる。 また、原子炉圧力容器破損前に代替格納容器スプレイを実施することで格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。	② 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内へスプレイできない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）等によりスプレイする。なお、原子炉格納容器内への冷却は、海を水源として利用できる。また、原子炉圧力容器破損前に原子炉格納容器代替スプレイを実施することで原子炉格納容器内の温度の上昇を抑制し、主蒸気逃がし安全弁の環境条件を緩和する。	・記載位置の相違（女川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載）	
a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び消防系による格納容器内へのスプレイができず、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※4で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※3。	〔手順着手の判断基準〕 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイができるまで、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内警報放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内警報放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。 ※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）、格納容器内圧力（サブレッシュン・チエン）、ドライウェル圧、温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。	・記載位置の相違（女川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載） ※1：格納容器内警報放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内警報放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源、燃料おおよび水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 ※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）、格納容器内圧力（サブレッシュン・チエン）、ドライウェル圧、温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。	・記載位置の相違（女川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載）
また、炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）及び消防系による格納容器内へのスプレイができず、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※4で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※3。	〔手順着手の判断基準〕 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による原子炉格納容器内へのスプレイができるまで、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合※2。 ※1：格納容器内警報放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内警報放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。 ※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）、格納容器内圧力（サブレッシュン・チエン）、ドライウェル圧、温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。	・記載位置の相違（女川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載） ※1：格納容器内警報放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内警報放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源、燃料おおよび水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。 ※3：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）、格納容器内圧力（サブレッシュン・チエン）、ドライウェル圧、温度又は原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。	・記載位置の相違（女川：点線枠内に相当する内容を①の直下に記載）
○重大事故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内を冷却する。代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内の冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内を冷却する。	○重大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が確保されている場合 上より原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。	○重大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が確保されている場合 上より原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。	○重大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が確保されている場合 上より原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。
○重 大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）の故障等により格納容器内の冷却ができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内を冷却する。代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内の冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）により格納容器内を冷却する。	○重 大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が確保されている場合 上より原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。	○重 大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が確保されている場合 上より原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。	○重 大事 故等時の対応手段の選択 設計基準事 故対応設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が確保されている場合 上より原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器内を冷却する。

保安規定比較表

(1) 原子炉圧力容器破損前		女川2号原子炉	
a. サブレッシュン・チエンバ内にスプレイ	b. ドライウェル内にスプレイ	<p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレッシュンブール冷却系）の復旧</p> <p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系による格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）を復旧し、サブレッシュンブールを水源として格納容器内へスプレイする。</p> <p>設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレッシュンブール水冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレッシュンブール冷却系）を復旧し、サブレッシュンブールを除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレッシュンブール冷却系）の復旧に時間と要する場合は、代替格納容器スプレイ冷却系等により格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器へのスプレイについては、炉心損傷を判断した場合※1において、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線D系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が使用可能な状態※2に復旧された場合で、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合※3。</p> <p>サブレッシュンブールの除熱については、炉心損傷を判断した場合※1において、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系又はD系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレッシュンブール冷却系）が使用可能な状態※2に復旧された場合。</p> <p>※1: 格納容器内零回路放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内零回路放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サブレッシュンブール）が確保されている状態。</p> <p>※3: 「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）又は格納容器内圧力（サブレッシュン・チエンバ）指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>温度上昇の抑制効果が高いドライウェル側にスプレイするため、優先順位を設けない。)</p> <p>a. ドライウェル内にスプレイ b. サブレッシュン・チエンバ内にスプレイ</p>
(2) 原子炉圧力容器破損後		<p>1. 常設代替交流電源設備による残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードおよびサブレッシュンブール水冷却モード）の復旧</p> <p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系による原子炉格納容器内の冷却に加え、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）を復旧し、サブレッシュンチエンバを水源として原子炉格納容器内へスプレイする。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（サブレッシュンブール水冷却モード）が全交流動力電源喪失等により使用できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより残留熱除去系（サブレッシュンブール水冷却モード）を復旧し、サブレッシュンブール水を除熱する。</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレッシュンブール冷却系（常設）等により原子炉格納容器内へのスプレイを並行して実施する。</p> <p>[手順着手の判断基準]</p> <p>原子炉格納容器へのスプレイにおいては、炉心損傷を判断した場合※1において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）が使用可能な状態※2に復旧された場合で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達※3した場合。</p> <p>サブレッシュンブール水の除熱については、炉心損傷を判断した場合※1において、常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系または2D系の受電が完了し、残留熱除去系（サブレッシュンブール水冷却モード）が使用可能な状態※2に復旧された場合。</p> <p>※1: 格納容器内零回路放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内零回路放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレッシュンチエンバ）が確保されている状態。</p> <p>※3: 「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力または圧力抑制室圧力指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>温度上昇の抑制効果が高いドライウェル側にスプレイするため、優先順位を設けない。)</p> <p>a. ドライウェル内にスプレイ b. サブレッシュン・チエンバ内にスプレイ</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	差異理由
	<p>当直副長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系又はサプレッションプール冷却系）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>1. 手順着手の判断基準</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）については、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合^{※1}。</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却系）については、下記のいずれかの状態に該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主蒸気逃がし安全弁開閉着 (2) サプレッションプール水の温度が規定温度以上 (3) サプレッション・チャンバの気体温度が規定温度以上 <p>※1：「格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、格納容器内圧力（ドライウェル）、格納容器内圧力（サプレッション・チャンバ）、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チャンバ気体温度又はサプレッションプール水位指示値が、格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>発電課長は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードまたはサプレッションプール冷却モード）が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け重大事故等の対処に用いる。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）については、原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に到達^{※2}した場合。</p> <p>残留熱除去系（サプレッションプール冷却モード）については、以下のようにそれがの状態に該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主蒸気逃がし安全弁開閉着 ② サプレッションプール水温度指示値が規定温度以上 ③ 圧力抑制室内空気温度指示値が規定温度以上 <p>※2：「原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、ドライウェル温度、圧力抑制室内空気温度または圧力抑制室水位指示値が原子炉格納容器内へのスプレー起動の判断基準に達した場合。</p>	<p>・運用の相違(女川の発電課長は、柏崎の当直長に相当)</p>
	<p>作業性</p> <p>代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプI）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</p>	<p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p>
	<p>電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて代替格納容器スプレイ冷却系等による格納容器内の冷却に必要な設備へ給電する。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

操作手順	操作手順	差異理由
7. 格納容器の過圧破損を防止するための手順等	7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	
方針目的	方針目的	
炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却系により、格納容器内の圧力及び温度を低下させることを目的とする。	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタメント系および代替循環冷却却系により、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。	・運用の相違（女川の炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器の当直長に相当）
対応手段等	対応手段等	
2. 代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱 当直副長及び緊急時対策本部は、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。 (1) 手順着手の半断基準 炉心損傷を半断した場合※1において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく※2格納容器内の余熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。 a. 復水補給水系が使用可能※3であること。	1. 代替循環冷却却系による原子炉格納容器内の減圧および除熱 発電機長は、原子炉格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却却系により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。 「手順着手の判断基準」 炉心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく※2原子炉格納容器内の減圧および除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合。 ① 代替循環冷却却系が使用可能※3であること。 b. 代替原子炉補機冷却却系による冷却水供給が可能であること。 c. 格納容器内の酸素濃度が4 vol %以下※4であること。	・運用の相違（女川の発電機長は、原子炉格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却却系により原子炉格納容器の当直長に相当） ・設備の相違（女川は原子炉補機冷却却水系と別に代替循環冷却却系を設置） ・設備の相違（女川は冷却水の供給に原子炉補機冷却水系の使用も考慮） ・記載表現の相違（柏崎：※4で記載）
※1：格納容器内空気放射線モニタで原子炉格納容器内のガスマシン線量率が、設計基準設計基準事故相当のガスマシン線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内空気放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に故障が発生した場合、又は駆動に必要な電源若しくは補機冷却却水が確保できない場合。 ※3：設備に異常がなく、電源及び水源(サプレッションブル)が確保されている場合。 ※4：ドライ条件の酸素濃度を確認する。格納容器内酸素濃度(CAMS)にて4 vol %以下を超過している場合においてウェット条件の酸素濃度が1.5 vol %未満の場合は、代替循環冷却却系によるスプレイを実施することで、ドライウェル側とサブレッシュンバームのガスの混合を促進させる。	※1：格納容器内空気放射線モニタで原子炉格納容器内のガスマシン線量率が、設計基準事故相当のガスマシン線量率の10倍を超えた場合は格納容器内空気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に故障が発生した場合は駆動に必要な電源若しくは補機冷却却水が確保できない場合。 ※3：設備に異常がなく、電源および水源(サプレッションブル)が確保されている場合。 ※4：格納容器内空気放射線モニタでドライ条件の酸素濃度が4.3 vol %以下であること。 ※1：格納容器内空気放射線モニタで原子炉格納容器内のガスマシン線量率が、設計基準事故相当のガスマシン線量率の10倍を超えた場合は格納容器内空気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に故障が発生した場合は駆動に必要な電源若しくは補機冷却却水が確保できない場合。 ※3：設備に異常がなく、電源および水源(サプレッションブル)が確保されている場合。 ※4：ドライ条件の酸素濃度を確認する。格納容器内酸素濃度(CAMS)にて4 vol %以下を超過している場合においてウェット条件の酸素濃度が1.5 vol %未満の場合は、代替循環冷却却系によるスプレイを実施することで、ドライウェル側とサブレッシュンバームのガスの混合を促進させる。	・女川は、フイルタベント実施の判断基準にウェット条件(1.5%以上)があるため、代替循環冷却却系によるPVC代替スプレイの判断基準(1.5%未満)を設定

表7

女川2号炉案

操作手順	操作手順	差異理由
7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	

表7

女川2号炉案

操作手順	操作手順	差異理由
7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	

保安規定比較表

保安規定	女川2号炉案	差異理由
1. 格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱	<p>2. 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱。</p> <p>発電課長および発電所対策本部は、残留熱除去系の復旧または代替循環冷却系の運転による原子炉格納容器内の減圧および除熱ができない場合または原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.3vol%に到達した場合は、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させある。原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁（電動弁）を中央制御室から操作できない場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより原子炉格納容器内の圧力をよりひき度を低下させる。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>好心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系および代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧および除熱ができるず、原子炉格納容器内の圧力が0.640MPa[gate]に到達した場合※2または原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.0vol%に到達した場合。</p> <p>※1：格納容器内素圧気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内素圧気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：好心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替循環冷却系の設置が完了し、代替循環冷却系が起動できる場合は、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水及び格納容器内へのスプレイを実施する。</p> <p>原子炉圧力容器の破損を判断した後は、代替循環冷却系により格納容器下部への注水及び格納容器内へのスプレイを実施する。</p> <p>代替循環冷却系が起動できない場合は、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の減圧及び除熱を行う。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの実施にあたり、弁の駆動電源及び空気源がない場合は、現場で手動操作を行う。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置により格納容器ベントを実施する場合は、スクランブリング効果が期待できるサブレッシュ・チーンバを経由する経路を第一優先とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用の相違（女川は、原子炉格納容器フィルタベント等の使用に関する責任と権限は、発電所対策本部長が責任と権限により指示し、発電課長が実施） 設備の相違（女川は空気作動弁がなく電動弁のみで構成） 記載方針の相違（女川は、原子炉格納容器ベント実施判断を行うタイミングまでに事前準備を完了させるために設定した判断基準を記載） 記載方針の相違（女川は、代替循環冷却系による原子炉格納容器内への注水は、表4にて整理）
柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	<p>当直副長は、残留熱除去系及び代替循環冷却系の運転ができず格納容器内の圧力を6.20kPa[gage]以下に抑制する見込みがない場合、又は原子炉建屋オペレーティングフロアの天井付近の水素濃度が2.2vol%に到達した場合は、格納容器の破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁（空気作動弁、電動弁）の駆動源や制御電源が喪失した場合は、隔離弁を遠隔で手動操作することにより格納容器内の圧力及び温度を低下させる。</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>好心損傷を判断した場合※1において、残留熱除去系および代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧および除熱ができるず、原子炉格納容器内の圧力が0.640MPa[gate]に到達した場合※2または原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）の水素濃度が2.0vol%に到達した場合。</p> <p>※1：格納容器内素圧気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内素圧気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：好心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除熱機能が喪失した場合は、代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧および除熱を実施する。</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替循環冷却系による原子炉格納容器ベントの実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場での手動操作を行う。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベントを実施する場合は、スクランブリング効果が期待できるサブレッシュ・チーンバを経由する経路を第一優先とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用の相違（女川は、原子炉格納容器ベントの実施に当たり、隔離弁を中央制御室から操作できない場合は、現場での手動操作を行う。原子炉格納容器ベントを実施する場合は、スクランブリング効果が期待できるサブレッシュ・チーンバを経由する経路を第一優先とする。）

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由	
<p>サプレッショントランバ側のペントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>○放射線防護</p> <p>現場での系統構成は、運転開始前にい、代替循環冷却系の起動及びその後の流量調整等の操作は、中央制御室で実施する。</p> <p>なお、代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統回りの線量低減対策として、可搬型代替水ポンプにより系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>る。 サプレッショントランバ側のペントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>○放射線防護</p> <p>代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統回りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>・設備の相違（女川は、中央制御室から系統構成可能）</p>	
<p>代替循環冷却系の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>現場での系統構成は、運転開始前にい、代替循環冷却系の起動及びその後の流量調整等の操作は、中央制御室で実施する。</p> <p>なお、代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統回りの線量低減対策として、可搬型代替水ポンプにより系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>代替循環冷却系の留意事項</p> <p>○放射線防護</p> <p>代替循環冷却系の運転後、長期にわたる系統回りの線量低減対策として、大容量送水ポンプ（タイプ1）により系統水を入れ替えることでフラッシングを実施する。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備等を用いて代替循環冷却系へ給電する。</p>	<p>・設備の相違（女川は、中央制御室から系統構成可能）</p>	
<p>格納容器ペント時の留意事項</p> <p>○格納容器圧力逃がし装置の系統内の不活性ガスによる置換</p> <p>格納容器圧力逃がし装置により格納容器ペントを実施中に、排氣中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、格納容器圧力逃がし装置の系統内を不活性ガス（窒素ガス）であらかじめ置換しておく。</p> <p>○格納容器の負圧破損の防止</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の使用後に格納容器スプレイを実施する場合は、格納容器の負圧破損を防止するため、格納容器内の圧力を監視し、規定の圧力に到達した時点で格納容器スプレイを停止する。</p>	<p>格納容器ペント時の留意事項</p> <p>○原子炉格納容器フィルタメント系の不活性ガスによる系統内の置換</p> <p>原子炉格納容器フィルタメント系により原子炉格納容器ペントを実施中に、排氣中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、原子炉格納容器フィルタメント系の系統内を不活性ガス（窒素）であらかじめ置換する。</p> <p>○原子炉格納容器の負圧破損の防止</p> <p>原子炉格納容器の負圧破損を防止するとともに、原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減するため、可搬型窒素ガス供給装置により原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。</p> <p>○放射線防護</p> <p>原子炉格納容器フィルタメント系を使用する場合は、放射性雲による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避プラントバーマータを維持して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋内の原子炉区域外に設置する。</p> <p>作業員の放射線防護を考慮して、フィルタ装置、よう素フィルタの周囲及び配管等の周辺に遮蔽体を設ける。</p> <p>また、格納容器ペント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器ペントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行う。</p>	<p>・運用の相違（女川は、原子炉格納容器の負圧破損防止として、スプレイの運用に加え、原子炉格納容器の負圧破損の防止）</p> <p>・運用の相違（女川は、原子炉格納容器内に原子炉格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防ぐため、原子炉格納容器内に原子炉格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防ぐとともに、原子炉格納容器内に原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。）</p> <p>○放射線防護</p> <p>原子炉格納容器フィルタメント系を使用する場合は、放射性雲による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避プラントバーマータを維持して監視する。現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器ペント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器ペントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行なう。</p>	<p>・運用の相違（女川は、原子炉格納容器の負圧破損防止として、スプレイの運用に加え、原子炉格納容器の負圧破損の防止）</p> <p>・運用の相違（女川は、原子炉格納容器内に原子炉格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防ぐため、原子炉格納容器内に原子炉格納容器スプレイを実施する場合は、原子炉格納容器の負圧破損を防ぐとともに、原子炉格納容器内に原子炉格納容器内へ不活性ガス（窒素）を供給する。また、原子炉格納容器内の圧力が規定の圧力まで低下した場合に、格納容器スプレイを停止する。）</p> <p>○放射線防護</p> <p>原子炉格納容器フィルタメント系を使用する場合は、放射性雲による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避プラントバーマータを維持して監視する。現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器ペント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>○電源確保</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器ペントに必要な電動弁へ給電する。電源が確保できない場合は、現場において手動で系統構成を行なう。</p>
<p>作業性</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域内で実施する。</p> <p>燃料補給</p>	<p>作業性</p> <p>原子炉格納容器フィルタメント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。</p> <p>燃料補給</p>	<p>表 14 「1 4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

表8 操作手順

8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	
方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器下部注水系により格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コントロート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が抜がり格納容器バウンダリに接触することを防止することを目的とする。 また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。	操作手順 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等

操作手順	女川2号炉案	差異理由
方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器下部注水系により原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却することにより、溶融炉心・コントロート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が抜がり格納容器バウンダリに接触することを目的とする。 また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、原子炉圧力容器へ注水することを目的とする。	8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	• 記載方針の相違（初期水張りと原子炉圧力容器破損後の注水方法の優先順位が異なるため、初期水張りを分けて記載（初期水張り時はドライエラスプレイできる系統を優先し、原子炉圧力容器破損後は内部水源を優先する。）） • 設備の相違（(女川)は、代替循環冷却ポンプ又は代替スプレイ冷却系を使用する手段がある。） 以下「差異理由 8-1」と記載
対応手段等 格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却	• 「手順着手の判断基準」 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合で、代替循環冷却却系が使用可能な場合*。 ※：設備に異常がない、電源、補機冷却水および水源（サブレッショングレンチ）が確保されている場合。 ② 代替循環冷却却系により注水できない場合は、復水貯藏タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により注水する。 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合で、代替循環冷却却系による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器代替スプレイ系（常設）が使用不可能な場合*。 ※：設備に異常がない、電源および水源（復水貯藏タンク）が確保されている場合。 ③ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により注水できない場合は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）等により注水する。
1. 格納容器下部注水系による格納容器下部への注水	「手順着手の判断基準」 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合で、代替循環冷却却系（常設）により注水する。	「手順着手の判断基準」 原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合で、代替循環冷却却系（常設）により注水する。
対応手段等 格納容器下部注水系による格納容器下部への注水	1. 格納容器下部注水系による格納容器下部への注水	【(1)a. (a)】及び注水の記載】 (a) 格納容器下部への初期水張りの判断基準 損傷炉心の冷却が未達成の場合 ^{*1} で、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合 ^{*2} 。 ※ 1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合。 ※ 2：設備に異常がない、電源及び水源（復水貯藏槽）が確保されている場合。 ※ 1：設備に異常がない、電源及び水源（復水貯藏タンク）が確保されている場合。
操作手順	原子炉格納容器下部注水（常設）（代替循環冷却却ポンプ）における、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合で、代替循環冷却却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合* ¹ 。 原子炉格納容器下部注水（常設）（代替循環冷却却ポンプ）における、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合で、代替循環冷却却系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水ができず、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合* ² 。	• 差異理由 8-1 • 差異理由 8-1 以下「差異理由 8-1」と記載

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>2. 発電機長および送電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器が破損した場合は、<u>原子炉格納容器下部へ注水する。</u></p> <p>① サプレッションチャンバーを水源として、代替循環冷却却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）により注水する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p><u>代替循環冷却却系において、原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損の徵候^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却却系が使用可能な場合^{※3}。</u></p> <p><u>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）において、原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却却系が使用可能な場合^{※3}。</u></p> <p><u>※1：「原子炉圧力容器の破損の徵候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</u></p> <p><u>※2：原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}は、<u>原子炉格納容器下部鏡温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の素問気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇</u>により確認する。</u></p> <p><u>※3：設備に異常がなく、電源^{※4}および水源（サプレッションチャンバー）が確保されている場合。</u></p> <p>② 代替循環冷却却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>(a) 格納容器下部への初期水張りの判断基準</p> <p>（1）復水貯蔵槽を水源として、格納容器下部注水系（常設）により注水する。</p> <p>（2）原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準</p> <p>b. 原子炉圧力容器の破損の徵候^{※3}及び破損によるバラメータの変化^{※4}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>（3）原子炉圧力容器代替スプレイ冷却却系（常設）において、原子炉圧力容器の破損の徵候^{※1}および破損によるバラメータの変化^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却却系および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）により原子炉格納容器下部への注水ができる。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>※2：設備に異常がなく、電源^{※4}および水源（サプレッションチャンバー）が確保されている場合。</p> <p>・差異理由 8-1</p>	
<p>当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するため、以下の手段により格納容器下部へ注水する。</p> <p>2. 発電機長および送電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生し、原子炉圧力容器が破損した場合は、<u>原子炉格納容器下部へ注水する。</u></p> <p>① サプレッションチャンバーを水源として、代替循環冷却却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）により注水する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p><u>代替循環冷却却系において、原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損の徵候^{※2}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却却系が使用可能な場合^{※3}。</u></p> <p><u>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）において、原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、代替循環冷却却系が使用可能な場合^{※3}。</u></p> <p><u>※1：原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}は、<u>原子炉格納容器下部鏡温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の素問気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇</u>により確認する。</u></p> <p><u>※2：原子炉圧力容器の破損によるバラメータの変化^{※1}は、<u>原子炉格納容器下部鏡温度の上昇もしくは指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の素問気温度の低下または原子炉格納容器内の水素濃度の上昇</u>により確認する。</u></p> <p><u>※3：設備に異常がなく、電源^{※4}および水源（サプレッションチャンバー）が確保されている場合。</u></p> <p>② 代替循環冷却却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>(a) 格納容器下部への初期水張りの判断基準</p> <p>（1）復水貯蔵槽を水源として、格納容器下部注水系（常設）が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>（2）原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準</p> <p>b. 原子炉圧力容器の破損の徵候^{※3}及び破損によるバラメータの変化^{※4}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却却ポンプ）により原子炉格納容器下部への注水ができる。原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）が使用可能な場合^{※2}。</p>	<p>・差異理由 8-1</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川 2号炉案	差異理由
<p>※ 1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合。</p> <p>※ 2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p> <p>※ 3：「原子炉圧力容器の破損の徵候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※ 4：「原子炉圧力容器の破損によるバーマータの変化」は、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器内の温度の上昇等により確認する。</p> <p>【上記※2を再掲】</p> <p>※ 2：設備に異常がなく、電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合。</p>	<p>冷却ポンプ) および原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水ができる、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合^{※3}。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の徵候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加または原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるバーマータの変化」は、原子炉格納容器下部の上昇または指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の水の蒸素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p>	<p>・柏崎の点線枠内は、 女川の1.③に対応</p> <p>・女川は原子炉格納容器下部の上昇または指示値の喪失、原子炉圧力容器内の水の蒸素濃度の上昇により確認する。</p> <p>原子炉格納容器下部に満たされた水の蒸発により飽和蒸気で満たされたため、原子炉格納容器下部の露氷温度は、飽和温度程度まで低下</p> <p>原子炉格納容器下部に初期水位が存在するため、原子炉圧力容器破損に伴つて水素濃度が急激に上昇</p> <p>以下「差異理由 8-2」と記載</p> <p>・差異理由 8-1</p> <p>③ 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）等に上り注水する。</p> <p>なお、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）および原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>(a) 格納容器下部への初期水張りの判断基準 損傷炉心の冷却が未達成の場合^{※1}で、格納容器下部注水系（常設）及び消火系による格納容器下部への注水ができる、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合^{※4}。</p> <p>・女川は、初期水張りが必要になる時間までに、可搬型設備の準備が完了し</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>(b) 原子炉圧力容器破損後の格納容器下部への注水操作の判断基準</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ系（可搬型）において、原子炉圧力容器の破損の微候※1および破損によるパラメータの変化※3により原子炉圧力容器代替スプレイ冷却系（可搬型）が使用可能な場合で、原子炉格納容器下部注水系（常設）、消火系による格納容器下部への注水ができず、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合※4。</p> <p>※1：「損傷炉心の冷却が未達成」は、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値が300°Cに達した場合。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損の微候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※3：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力容器内の圧力の低下、格納容器内の圧力の上昇、格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合。</p> <p>※4：設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉格納容器下部への初期水張りは、スプレイ管使用による原子炉格納容器下部注水が使用可能な場合は、代替循環冷却系により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。代替循環冷却系により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。スプレイ管使用による原子炉格納容器下部注水が使用できない場合は、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。</p> <p>また、原子炉圧力容器が破損した場合の原子炉格納容器（サブシステム）が確保されている場合は、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器下部へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）または原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</p>	<p>原子炉格納容器代替スプレイ系（可搬型）により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用可能な場合※3。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水ができます、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）が使用可能な場合※3。</p> <p>※1：「原子炉圧力容器の破損の微候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下、制御棒の位置表示の喪失数増加、原子炉圧力容器下鏡部温度指示値の喪失数増加により確認する。</p> <p>※2：「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、原子炉圧力容器下部の上昇または指示値の喪失、原子炉圧力容器内の圧力の低下、原子炉格納容器内の圧力の上昇、原子炉格納容器下部の素開気温度の低下、原子炉格納容器内の水素濃度の上昇により確認する。</p> <p>※3：設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水池（No.1）または淡水貯水池（No.2））が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉格納容器下部への初期水張りが発生し、原子炉圧力容器下鏡部温度が300°Cに達した場合の原子炉格納容器下部注水が使用可能な場合は、代替循環冷却系により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。代替循環冷却系により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器下部への初期水張りを実施する。</p> <p>また、原子炉圧力容器が破損した場合の原子炉格納容器（サブシステム）が確保されている場合は、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）により原子炉格納容器下部へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）または原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</p>	<p>ないため、可搬型設備は、初期水張りに使用しない。</p> <p>・差異理由 8-1</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系および原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）が使用できない場合は、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）または原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により原子炉格納容器下部へ注水する。</p> <p>・差異理由 8-1</p> <p>格納容器下部注水系（常設）に異常がなく、交流電源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水できない状況において、格納容器下部注水系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。</p> <p>・差異理由 8-2</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
溶融炉心の格納容器下部への落下遲延・防止	溶融炉心の格納容器下部への落下遲延・防止 原子炉圧力容器への注水	
1. 原子炉圧力容器への注水 当直副長及び緊急時対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、(1)原水注入系による酸水注入系による酸水の注入を並行して実施する。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵槽を水源として、高圧代替注水により注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合 ^{※1} において、原子炉圧力容器への高圧注水機能が喪失し、高圧代替注水系が使用可能な場合 ^{※2} 。	溶融炉心の格納容器下部への注水 原子炉圧力容器への注水 送電課長および送電所対策本部は、炉心の著しい損傷が発生した場合は、溶融炉心の原子炉圧力容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手段により原子炉圧力容器へ注水する。原子炉圧力容器へ注水する場合は、(1)酸水注入系による酸水注入系による酸水の注入を並行して実施する。 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合は、復水貯蔵タンクを水源として、高圧代替注水により注水する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合 ^{※1} において、復水給水系、原子炉隔離冷却系および高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧代替注水系が使用可能な場合 ^{※2} 。 ※1：格納容器内緊急気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の1.0倍を超えた場合または格納容器内緊急放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源および水原（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。	・設備の相違（女川は、復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却系ポンプを設置）
※1：格納容器内緊急気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の1.0倍を超えた場合、又は格納容器内緊急気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：原子炉圧力指示値が規定値以上ある場合において、設備に異常がなく、電源および水原（復水貯蔵槽）が確保されている場合。	② 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、サプレッションチャーブを水源として、代替循環冷却系により注水する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合 ^{※1} において、復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、代替循環冷却系が使用可能な場合 ^{※2} 。 ※1：格納容器内緊急気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の1.0倍を超えた場合、または格納容器内緊急放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源、補機冷却水および水源（サブレッシュショーンチエンバ）が確保されている場合。	・設備の相違（女川は、復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却系ポンプを設置）
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合は、復水貯蔵槽を水源として、高圧代替注水系（常設）により注水する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合 ^{※1} において、給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧代替注水系（常設）が使用可能な場合 ^{※2} 。 ※1：格納容器内緊急気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の1.0倍を超えた場合、又は格納容器内緊急気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。	③ 代替循環冷却系により注水できない場合は、復水貯蔵タンクを水源として、低圧代替注水系（常設）により注水する。 [手順着手の判断基準] 炉心損傷を判断した場合 ^{※1} において、代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用可能な場合 ^{※2} 。 ※1：格納容器内緊急気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の1.0倍を超えた場合、または格納容器内緊急放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 ※2：設備に異常がなく、電源および水源（復水貯蔵タンク）が確保されている場合。	・設備の相違（女川は、復水移送ポンプとは別に、代替循環冷却系ポンプを設置）
(3) 低圧代替注水系（常設）により注水できない場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水する。	④ 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）により注水できない場合は、(No.1) 淡水貯水槽（No.2）を水源として、低圧代替注水系（可搬型）により注水	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉 (令和2年11月9日施行)	女川2号炉案	差異理由
<p>なお、低圧代替注水系（可搬型）による注水は、海を水源として利用できる。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、<u>低圧代替注水系（常設）及び消火系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合</u>※2。</p> <p>※1: 格納容器内内外圧気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内内外圧気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合。</p> <p>(4) 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合※2。</p> <p>※1: 格納容器内内外圧気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内内外圧気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、電源及び水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されており、電源及び水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流水源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>代替循環冷却系</u>に異常がなく、交流電源および水源（サブレーシヨンポンプ）が確保されている場合は、代替循環冷却系（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>低圧代替注水系</u>（常設）（復水移送ポンプ）が使用できない場合において、<u>低圧代替注水系</u>（可搬型）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、低圧代替注水系（可搬型）に異常がなく、燃料及び水源（防火水槽又は淡水貯水池）が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止のために、原子炉圧力容器へ注水している状況において、損傷炉心を冷却できないと判断した場合は、<u>溶融炉心の原子炉圧力容器下部への落水</u>を開始する。</p>	<p>「手順着手の判断基準」</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、<u>復水給水系および非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、低圧代替注水系（可搬型）が使用可能な場合</u>※2。</p> <p>※1: 格納容器内内外圧気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内内外圧気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、燃料及び水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>⑤ 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合※2。</p> <p>※1: 格納容器内内外圧気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内内外圧気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、電源および水源（ほう酸水注入系貯蔵タンク）が確保されており、電源及び水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流水源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>代替循環冷却系</u>（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、<u>低圧代替注水系</u>（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系</u>（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用できない場合において、<u>低圧代替注水系</u>（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>交流電源を確保した場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を全般的に併せて実施する。</p> <p>溶融炉心の原子炉圧力容器下部への落水下遅延・防止のために、原子炉圧力容器下部への注水を開始する。</p>	<p>・運用の相違（女川は、可搬型設備の準備時間を考慮して、復水給水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができないと判断した時点で着手）</p> <p>・運用の相違（女川は、電動弁の操作に必要な電源が確保されていることを確認）</p> <p>※2: 設備に異常がなく、電源、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合。</p> <p>⑤ 炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉圧力容器へ注水する場合は、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水の注入を並行して実施する。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>炉心損傷を判断した場合※1において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合※2。</p> <p>※1: 格納容器内内外圧気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内内外圧気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2: 設備に異常がなく、電源および水源（ほう酸水注入系貯蔵タンク）が確保されており、電源及び水源（ほう酸水貯蔵タンク）が確保されている場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、高圧代替注水系に異常がなく、直流水源及び水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、高圧代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、<u>代替循環冷却系</u>（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない状況において、<u>低圧代替注水系</u>（常設）（復水移送ポンプ）に異常がなく、交流電源および水源（復水貯蔵槽）が確保されている場合は、<u>低圧代替注水系</u>（常設）（復水移送ポンプ）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が使用できない場合において、<u>低圧代替注水系</u>（可搬型）に異常がなく、燃料および水源（淡水貯水槽（No.1）または淡水貯水槽（No.2））が確保されている場合は、低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>交流電源を確保した場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を全般的に併せて実施する。</p> <p>溶融炉心の原子炉圧力容器下部への落水下遅延・防止のために、原子炉圧力容器下部への注水を開始する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	差異理由
する。	②注水を開始する。		
作業性 格納容器下部注水系（可搬型）及び低圧代替注水系（可搬型）で使用する可搬型代替注水泵（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合工具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	作業性 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）および低圧代替注水系（可搬型）で使用する大容量送水泵（タイプ1）のホースの接続は、汎用の結合工具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	・設備の相違（女川は、原子炉格納容器へのスプレイにより原子炉格納容器下部への注水が可能）	
電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて格納容器下部注水系及び低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。	電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備等を用いて原子炉格納容器下部注水系または低圧代替注水系による注水に必要な設備へ給電する。		
燃料補給 表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。	燃料補給 表1.4「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。		

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

表9

表9

操作手順	操作手順	差異理由
9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等	9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	
方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応及び水の放射線分解による水素ガス及び酸素ガスが、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ペント系による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、及び格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行うことを目的とする。	方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応、水の放射線分解等により発生する水素および酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉格納容器内の不活性化、原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素および酸素の排出ならびに原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視を行うことを目的とする。	・耐圧強化ペント系について：女川は、炉心損傷後に耐圧強化ペント系を使用しない。 以下「差異理由 9-1」と記載。

9. 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等

方針目的

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応及び水の放射線分解による水素ガス及び酸素ガスが、格納容器内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な格納容器内の不活性化、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ペント系による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出、及び格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視を行うことを目的とする。

対応手段等

1. 格納容器内の不活性化

当直副長は、格納容器内における水素爆発による格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中ににおける格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素ガス）で置換することにより不活性化した状態とする。

2. 格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ペント系による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出

水素爆発防止

当直副長は、格納容器内に発生する水素ガス及び酸素ガスを以下の手段により大気に排出し、水素爆発による格納容器の破損を防止する。

- ① 可搬型窒素ガス供給装置により不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。
- ※「手順着手の判断基準」
- 炉心損傷を判断した場合において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度および酸素濃度の制御ができるず、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が 3.5vol%に到達した場合。

※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 1.0 倍を超えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300°C 以上を確認した場合。

・運用の相違
(可搬型窒素ガス供給装置について)

以下「差異理由 9-1」と記載。

女川は、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉運転中における原子炉格納容器内の雰囲気は、不活性ガス（窒素）で置換することにより不活性化した状態とする。

原子炉格納容器内の酸素濃度上昇を抑制するために、原

子炉格納容器内に窒素を供給し、原

子炉格納容器内

の酸素濃度を抑制するために、原

子炉格納容器内に窒素を供給し、原

子炉格納容器内

の酸素濃度を抑制するために、原

子炉格納容器内

の酸素濃度を抑制するために、原

保安規定比較表

女川2号炉案		差異理由
(1) 格納容器圧力逃がし装置により排出する。	② 原子炉格納容器フィルタメント系により排出する。 〔手順着手の判断基準〕	・運用の相違(女川は 酸素濃度の判断基準を酸素濃度に設定。)
a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、炉心の著しい損傷の発生及び格納容器の破損 防止のために必要な操作が完了した場合※2。	炉心損傷を判断した場合※1において、可燃性ガス濃度制御系による水素濃度および 酸素濃度の制御ができず、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%およ びウェット条件の酸素濃度が1.5vol%に到達した場合※3。 ※1：格納容器内電離放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基 準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内電離放射 線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。	・運用の相違(女川は 酸素濃度の判断基準を酸素濃度に設定。)
※1：格納容器内電離放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、 設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内電離 放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C 以上を確認した場合。	※2：格納容器内電離放射線濃度にてドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合 において、ウェット条件の酸素濃度が1.5vol%未満の場合、代替循環冷却却系主 たは慢留熱除去系によるスプレイを実施することで、ドライウェル側とサブレッジ ションチャンバ側のガスの混合を促進させる。 ※3：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要があ る場合、又は格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器内へスプレー を実施する必要がある場合は、これらの操作を完了した後に原子炉格納容器ベ ントの準備を開始する。ただし、原子炉の冷却ができない場合または原子炉格納容 器内の冷却ができない場合は、速やかに原子炉格納容器ベントの準備を開始する。	・差異理由 9-1
(2) 格納容器圧力逃がし装置が使用できない場合は、耐圧強化ペント系により排出する。 a. 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※1において、炉心の著しい損傷の発生及び格納容器の破損 防止のために必要な操作が完了した場合※2で格納容器圧力逃がし装置が使用できず※3。 ※1：格納容器内電離放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、 設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内電離 放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C 以上を確認した場合。 ※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要があ る場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレーを実施す る必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始 する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場 合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。 ※3：「格納容器圧力逃がし装置が使用できない」とは、設備に故障が発生した場合。	炉心損傷を判断した場合※1において、炉心の著しい損傷の発生及び格納容器の破損 防止のために必要な操作が完了した場合※2で格納容器圧力逃がし装置が使用できず※3。 ※1：格納容器内電離放射線レベル(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が、 設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内電離 放射線レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C 以上を確認した場合。 ※2：炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要があ る場合、又は格納容器の破損を防止するために格納容器内へスプレーを実施す る必要がある場合は、これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始 する。ただし、原子炉の冷却ができない場合、又は格納容器内の冷却ができない場 合は、速やかに格納容器ベントの準備を開始する。	・差異理由 9-1
3. 格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視	3. 原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視 発電課長は、原子炉格納容器内に発生する水素および酸素の濃度を格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内酸素濃度および格納容器内空 用酸素濃度を用いて測定し、監視する。	・設備の相違(代替電 源設備からの給電 後、格納容器内空 間水素濃度及び 周囲水素濃度)
(1) 手順着手の判断基準 格納容器内水素濃度計(SA)について、炉心損傷を判断した場合。	全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されているこ とを確認後、格納容器内水素濃度計(SA)を用いて測定し、監視する。	・設備の相違(代替電 源設備からの給電 後、格納容器内空 間水素濃度及び 周囲水素濃度)

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川12号炉案	差異理由
<p>格納容器内水素濃度計及び格納容器内酸素濃度計について、炉心損傷を判断した場合^{※1}において、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。</p> <p>※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガスマ線量率が、設計基準事故相当のガスマ線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源及び補機冷却水が確保されている場合。 (配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>断した場合^{※1}。 格納容器内雰囲気計装による原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視につけては、炉心損傷を判断した場合は、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガスマ線量率が、事故相当のガスマ線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されている場合。 (配慮すべき事項)</p>	<p>断した場合^{※1}。 格納容器内雰囲気計装による原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視につけては、炉心損傷を判断した場合は、格納容器内雰囲気計装が使用可能な場合^{※2}。 ※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガスマ線量率が、事故相当のガスマ線量率の10倍を超えた場合、または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。</p> <p>※2：設備に異常がなく、電源および補機冷却水が確保されている場合。 (配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>代替循環冷却系または残熱除去系により原子炉格納容器内の除熱を開始した場合において、原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.0vol%に到達した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。 原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%およびケベント条件の酸素濃度が1.6vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路を第一優先とする。サブレッシュ・エンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路のみを使用する。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路を第一優先とする。サブレッシュ・エンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路のみを使用する。</p> <p>○格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出時の留意事項</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、フィルタ装置水素濃度計にて水素濃度を監視する。また、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。耐圧強化ベント系の放射線量率及び耐圧強化ベント系配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、ブルームの影響による極ばくを低減させるため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋内の原子炉区域外に設置する。</p> <p>作業員の放射線防護を考慮して、フィルタ装置、よう素フィルタの周囲及び配管等の周辺に遮蔽体を設ける。</p> <p>また、格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p>	<p>格納容器内雰囲気による酸素濃度による測定が可能</p> <p>・運用の相違(女川は原子炉格納容器への窒素供給操作と並行して原子炉格納容器ベントの準備を開始する。)</p> <p>・差異理由 9-1</p> <p>格納容器内雰囲気計装による原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視につけては、炉心損傷を判断した場合は、可搬型窒素ガス供給装置を用いて不活性ガス（窒素）を原子炉格納容器内へ注入する。</p> <p>原子炉格納容器内のドライ条件の酸素濃度が4.3vol%およびケベント条件の酸素濃度が1.6vol%に到達した場合は、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する。</p> <p>なお、原子炉格納容器フィルタベント系を用いて原子炉格納容器内に滞留している水素および酸素を排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路を第一優先とする。サブレッシュ・エンバ側のベントラインが使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>原子炉格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路のみを使用する。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路を第一優先とする。サブレッシュ・エンバ側のベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、ドライウェルを経由する経路を第二優先とする。</p> <p>耐圧強化ベント系を用いて格納容器内に滞留している水素ガス及び酸素ガスを排出する場合は、スクラビング効果が期待できるサブレッシュ・エンバを経由する経路のみを使用する。</p> <p>○格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出時の留意事項</p> <p>格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系を使用する場合は、フィルタ装置水素濃度計にて水素濃度を監視する。また、格納容器圧力逃がし装置を使用する場合は、フィルタ装置出口放射線モニタの放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数にて放射性物質濃度を推定し監視する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系を使用する場合は、放射性雲による被ばくを低減するため、中央制御室待避室へ待避しプラントパラメータを継続して監視する。</p> <p>現場運転員の放射線防護を考慮して、遠隔手動弁を操作するエリアを原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器ベント操作後の汚染の可能性を考慮して、防護具を装備して作業を行う。</p> <p>・設備の設置位置に伴う放射線防護対策の相違 (女川：原子炉建屋 原子炉棟内)</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
耐圧強化ベンチ系を使用する場合は、格納容器内の圧力が規定値以下であることを確認する。			柏崎：屋外 ・差異理由 9-1
作業性	格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベンチ系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋内の原子炉区域外で実施する。	原子炉格納容器フィルタメント系の隔離弁を遠隔で手動操作する場合は、操作に必要な工具はなく通常の弁操作と同様であり、原子炉建屋付属棟内で実施する。	・差異理由 9-1
電源確保	全交流動力電源が喪失した場合は、代替交流電源設備及び格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度計及び格納容器内酸素濃度計へ給電する。	全交流動力電源または直流電源、または格納容器を用いて原子炉格納容器内の水素および酸素の排出に必要な電動弁、格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内空気酸素濃度および格納容器内空気酸素濃度へ給電する。	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		表1.0	女川2号炉案	差異理由
操作手順	1.0. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	操作手順	1.0. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	
方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素ガスが格納容器内に放出され、格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合においても水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制及び原子炉建屋内の水素濃度監視を行うことを目的とする。	方針目的	炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉建屋等の損傷を防止され、原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制および原子炉建屋原子炉建屋内の水素濃度監視を行うことを目的とする。	
対応手段等	1. 原子炉建屋内の水素濃度監視 当副長は、格納容器内で発生し格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋水素濃度計を用いて原子炉建屋内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋内水素濃度計を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※。 ※：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 2. 静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制 当副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて原子炉建屋内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合器の作動状態を監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※。 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉建屋格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器動作監視装置を用いて原子炉建屋内水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状態を監視する。 2. 静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制 当副長は、格納容器内で発生した水素ガスが格納容器から原子炉建屋に漏えいした場合は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて原子炉建屋内の水素濃度上昇を抑制するために設置している静的触媒式水素再結合器の作動状態を監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合器動作監視装置を用いて監視する。 (1) 手順着手の判断基準 炉心損傷を判断した場合※。 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉建屋格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。	操作手順	1.0. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 発電課長は、原子炉建屋格納容器内に放出された水素が原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制および原子炉建屋原子炉建屋内の水素濃度監視を行うことを目的とする。	方針目的 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉建屋格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度を監視するため、原子炉建屋内水素濃度を用いて原子炉建屋原子炉建屋内の水素濃度を監視する。 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉建屋内水素濃度を用いて監視する。 2. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制 発電課長は、原子炉建屋格納容器内に漏えいした水素が原子炉建屋等の損傷を防止するため、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて原子炉建屋原子炉建屋内の水素濃度を監視する。 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉建屋格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。
(配慮すべき事項)	○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避させるため、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。	(配慮すべき事項)	○非常用ガス処理系の停止 非常用ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場合は、非常用ガス処理系を手動操作により停止する。	・運用の相違(女川)では、原子炉建屋の水素濃度の上昇する前から手順を着手する。) TS-10 1539, 1540 ページ参照

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

操作手順	操作手順	差異理由
1.1. 使用清燃料プールの冷却等のための手順等	1.1. 使用清燃料プールの冷却等のための手順等	
方針目的	方針目的	
使用清燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用清燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用清燃料プールの水位が低下した場合において、使用清燃料プール内の燃料体又は使用清燃料（以下「使用清燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防護するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用清燃料プールの監視を行うことを目的とする。さらに、使用清燃料プールから発生する水蒸気による重故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。	使用清燃料プールの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用清燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用清燃料プールの水位が低下した場合において、使用清燃料プール内の燃料体または使用清燃料（以下「使用清燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、および臨界を防護するため、燃料プール代替注水、漏えい抑制、使用清燃料プールの監視を行うことを目的とする。さらに、使用清燃料プールから発生する水蒸気による重故等対処設備への悪影響を防止することを目的とする。	また、使用清燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用清燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用清燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防護し、および放射性物質の放出を低減するため、使用清燃料プールへのスプレー、大気への放射性物質の拡散抑制および使用清燃料プールの監視を行うことを目的とする。
対応手段等	対応手段等	
使用清燃料プールの冷却機能もしくは注水機能の喪失時または使用清燃料プールの小規模な漏えい発生時	使用清燃料プールの冷却機能もしくは注水機能の喪失時または使用清燃料プールの小規模な漏えい発生時	
1. 燃料プール代替注水	1. 燃料プール代替注水	・女川では、①燃料プール代替注水系（常設配管）から の注水と②燃料プール代替注水系（可搬型）からの 注水を分けて記載。
当直副長及び緊急時対策本部は、残留熱除去系（燃料プール冷却系）及び燃料プール冷却净化系の有する使用清燃料プールの冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる使用清燃料プールへの補給機能が喪失した場合、又は使用清燃料プール水の小規模な水の漏えいにより使用清燃料プールの水位が低下した場合は、防火水槽又は淡水貯水池を水源として、燃料プール代替注水系により常設スプレイヘッダ又は可搬型スプレイヘッダから使用清燃料プールへ注水する。	当電課長及び緊急時対策本部は、残留熱除去系（燃料プール冷却系）及び燃料プール冷却净化系の有する使用清燃料プールの冷却機能が喪失した場合、残留熱除去系ポンプによる使用清燃料プールへの補給機能が喪失した場合、又は使用清燃料プール水の小規模な水の漏えいにより使用清燃料プールの水位が低下した場合は、以下の中段により使用清燃料プールへ注水する。	・燃料プール水位低警報または燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用清燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 ② 大容量送水ポンプ（タイプ1）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水でき ない場合、代替淡水ポンプ（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、 大容量送水ポンプ（タイプ1）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。
（1）手順着手の判断基準	（1）手順着手の判断基準	
以下のいずれかの状況に至った場合。 常設スプレイヘッダを使用した注水とする。	以下のいずれかの状況に至った場合。 常設スプレイヘッダを使用した使用清燃料プールへの注水ができる。	以下のいずれかの状況に至った場合。 以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用清燃料 プールへの注水ができない場合。 ・燃料プール水位低警報または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 ・使用清燃料プールの冷却機能または注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 ② 大容量送水ポンプ（タイプ1）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水でき ない場合、代替淡水ポンプ（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、 大容量送水ポンプ（タイプ1）により燃料プール代替注水系（常設配管）から注水する。

・運用の相違(女川で
は原子炉建屋原子
炉棟3階の燃料取
替床までホースを

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>2. 漏えい抑制</p> <p>当直副長は、使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、ファーザ配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、ディフェューザ配管上部に設けたサイフォンブレーキ孔により漏えいが停止したことを確認する。</p> <p>さらに、現場で手動弁により隔離操作を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 燃料プール水位低警報が発生した場合。</p>	<p>2. 漏えい抑制</p> <p>発電課長は、使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール冷却净化系より配管からサイフォン現象により使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、燃料プール冷却净化系戻り配管上部に設けたサイフォンブレーキ孔により漏えいが停止したことを確認する。</p> <p>設備、運用の相違 (柏崎では、現場での手動弁による隔離操作があるため、この手順に着手するための判断基準を記載。)</p>	<p>ひくため、アセスが必要。) TS-10 1558, 1559 ページ参照</p>
<p>1. 燃料プールからの大容量の水の漏えい発生時</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、使用済燃料プールからの大容量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、消防水槽又は淡水貯水池を水源として、燃料プール代替注水系により常設スプレイヘッダ又は可搬型スプレイヘッダから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 常設スプレイヘッダを使用したスプレイとする。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料貯蔵ラック上端 + 600 mm を下回る水位低下を使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計にて確認した場合。</p>	<p>使用済燃料プールからの大容量の水の漏えい発生時</p> <p>1. 燃料プールスプレイ</p> <p>発電課長は、上より常設燃料本部は、使用済燃料プールからの大容量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合は、以下の手段により使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイする。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプI）による使用済燃料プールへのスプレイは、海を水源として利用できる。</p> <p>① 代替淡水槽（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールスプレイ系（常設配管）からスプレイする。</p> <p>「手順着手の判断基準」 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <p>常設スプレイヘッダを使用したスプレイとする。</p> <p>・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。</p> <p>・使用済燃料貯蔵ラック上端 + 600 mm を下回る水位低下を使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計にて確認した場合。</p>	<p>・女川では、①燃料プールスプレイ系（常設配管）から②燃料のスプレイと③燃料プールスプレイ系（可搬型）からのスプレイを分けて記載。</p> <p>① 代替淡水槽（淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2））を水源として、大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールスプレイ系（常設配管）からスプレイする。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>② 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールスプレイ系（常設配管）からスプレイできない場合、使用済燃料貯蔵ラック上端 + 6,000mm を下回ったことを確認した場合。 使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。</p> <p>③ 大容量送水ポンプ（タイプI）により燃料プールスプレイ系（可搬型）からスプレイする。</p> <p>「手順着手の判断基準」</p> <p>使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
	<p>ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mm を下回ったことを確認した場合。 <p>使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。</p>	<p>・運用の相違（女川では原子炉建屋は原子炉建屋3階の燃料取替床までホースをひくため、アクセスが必要。）</p> <p>TS-10 1569 ページ参照。</p>
2. 大気への放射性物質の拡散抑制	<p>2. 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>送電所対策本部は、使用済燃料プールから大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、<u>原子炉建屋放水設備</u>により海水を原子炉建屋へ放水する。</p> <p>本対応手段は、表12「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>表12「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>・運用の相違（女川では原子炉建屋は原子炉建屋3階の燃料取替床までホースをひくため、アクセスが必要。）</p> <p>TS-10 1569 ページ参照。</p>
緊急時対策本部は、使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等による使用済燃料プールの水位の異常な低下により使用済燃料プール内の燃料体等が著しい損傷に至った場合は、 <u>原子炉建屋放水設備</u> により海水を原子炉建屋へ放水する。 <p>本対応手段は、表12「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>表12「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>重大事故等時ににおける使用済燃料プールの監視</p> <p>1. 使用済燃料プールの監視設備による使用済燃料プールの状態監視</p> <p><u>当直副長</u>は、使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は、<u>使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計(SA)</u>、<u>使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計(SA広域)</u>、<u>使用済燃料貯蔵ラックモニタ(高レンジ・低レンジ)</u>及び<u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</u>により使用済燃料プールの状態を監視する。</p> <p>なお、<u>使用済燃料貯蔵プール監視カメラ</u>は、耐環境性向上のため冷気を供給することで冷却する。</p> <p><u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)</u>等の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価した水位／放射線量の関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 	<p>・設備の相違（女川では、カメラと冷却装置が一体構造であり、空冷装置の起動操作は不要）</p> <p>・設備、運用の相違（柏崎では、使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動操作があるため、この手順に着手するための判断基準を記載。）</p>
	<p>2. 代替電源による給電</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源又は直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内蓄電式直流電源設備及び可搬型直流電源設備から使用済燃料貯蔵プール水位計・温度計(SA)、<u>使用済燃料貯蔵ラックモニタ(高レンジ・低レンジ)</u>へ給電す</p> <p>2. 代替電源による給電</p> <p>当直副長および緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失または直流電源が喪失した状況において使用済燃料プールの状態を監視するため、所内常設電源設備、<u>當設代替直流電源設備</u>または可搬型代替直流電源設備から使用済燃料プール水位／温度(ヒートサーモ式)、<u>使用済燃料貯蔵ラックモニタ(高レンジ・低レンジ)</u>へ給電する。</p>	<p>・設備の相違（女川では、使用済燃料プールの状態を監視するための判断基準を記載。）</p>

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料貯蔵プール監視カメラへ給電する。	<p>（1）手順着手の判断基準 <u>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</u></p> <p>さらに、代替交流電源設備等から使用済燃料ブールへ給電する。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 <u>表14「14. 電源の確保に関する手順等」参照。</u></p>	<p>・設備の相違(女川では、使用済燃料ブール水位／温度（ガイドハルス式）、使用済燃料ブール監視カメラへ給電する。 ページ参照)</p>
1. 燃料ブール冷却浄化系による悪影響防止	<p>使用済燃料ブールから発生する水蒸気による悪影響の防止</p> <p>燃料ブール冷却浄化系による悪影響 発電課長は、燃料ブール冷却浄化系が全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む)の機能喪失により起動できず、使用済燃料ブールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備へ給電することにより燃料ブール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系により冷却水を確保することで燃料ブール冷却浄化系を起動し、使用済燃料ブールを除熱する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備または可搬型代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、原子炉補機冷却水系および原子炉補機代替冷却水系により燃料ブール冷却浄化系が使用可能な状態[※]である場合。 ※：設備に異常がなく、電源、水源（スキママーシャンク）および原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水が確保されている状態。</p>	<p>・記載表現の相違(女川では設置許可に合わせて、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）が機能喪失した場合を想定して記載) ・設備の相違(使用済燃料ブールの除熱に必要な電源構成の相違) TS-10 1577, 1578 ページ参照</p>
2. 燃料ブール冷却浄化系による悪影響防止	<p>（1）手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備により非常用高圧母線C系及びD系の受電が完了し、燃料ブール冷却浄化系が使用可能な状態^{※1}である場合。 ※1：設備に異常がなく、電源、水源（スキママーシャンク）及び原子炉補機冷却水系又は代替原子炉補機冷却水系による補機冷却水が確保されている状態。</p> <p>（1）手順着手の判断基準 全交流動力電源の喪失および原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む)の機能喪失により燃料ブールの冷却機能もしくは注水機能が喪失した場合または使用済燃料ブールの水位が低下した場合は、その程度によらず、大容量送水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料ブールへ注水またはスプレイ可能となるよう準備する。 また、可搬型代替注水ポンプ（タイプ1）により使用済燃料ブールへ注水またはスプレイする場合は、常設配管を優先して使用し、常設配管が使用できない場合は、可搬型スプレイヘッダを使用する。</p>	<p>・記載表現の相違(女川では設置許可に合わせて、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）の機能喪失により燃料ブール冷却浄化系による使用済燃料ブールの除熱ができず、使用済燃料ブールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料ブール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）が機能喪失するとともに燃料ブール代替注水により水源を確保し、燃料ブール冷却浄化系により使用済燃料ブールを除熱する)。</p>
3. 燃料ブール冷却浄化系による悪影響防止	<p>（1）手順着手の判断基準 全交流動力電源の喪失および原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却水系を含む)の機能喪失により燃料ブールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備等を用いて燃料ブール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却水系を含む。）が機能喪失するとともに燃料ブール代替注水により水源を確保し、燃料ブール冷却浄化系により使用済燃料ブールを除熱する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
			差異理由 喪失した場合を想定して記載）
作業性		作業性 <u>燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）および燃料プールスプレイ系（可搬型）で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）のホース接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。</u>	
燃料補給		燃料補給 <u>表14「14. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</u>	

保安規定比較表

操作手順		操作手順	差異理由
1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	
方針目的		方針目的 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制、海洋への放射性物質の拡散抑制により発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応することを目的とする。	
対応手段等		対応手段等 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷	
1. 大気への放射性物質の拡散抑制		1. 大気への放射性物質の拡散抑制 発電所対策本部は、炉心損傷を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水が確認できない場合、使用済燃料プール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水泡により放水準備を開始する。その後、格納容器の破損のおそれがある場合、格納容器からの異常な漏えいにより格納容器圧力逃がし装置で格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋トップベントを開放する場合、使用済燃料プールへのスプレイが出来ない場合、又は、プラントの異常にによりモニタリングボストの指示がオーダーレベルで上昇した場合は、原子炉建屋に海水を放水する。 (1) 手順着手の判断基準 以下のいずれかが該当する場合とする。 ・炉心損傷を判断した場合※1において、あらゆる注水手段を講じても原子炉への注水が確認できない場合。 ・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合。 ・大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合。 ※1：格納容器内空気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガソマ線線量率が、設計基準事故相当のガソマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内空気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300°C以上を確認した場合。 以上を確認した場合。	
2. 海洋への放射性物質の拡散抑制		2. 海洋への放射性物質の拡散抑制 緊急時対策本部は、大容量送水ポンプ（タイプII）および放水砲により原子炉建屋へ海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生するため、以下の手段により海洋への放射性物質の拡散を抑制する。 (2) 小型船舶（汚濁防止装置用）を用いて取水口3箇所、放水口1箇所の合計4箇所に汚濁防止膜を設置する。設置にあたっては、放水した汚染水が海洋に流れ込むルートにある放水口1箇所を優先する。	

・設備の相違（柏崎：汚濁防止膜を小型船舶により設置、女川：陸上からの

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>放射性物質吸着材の設置作業が完了した後において、汚濁防止膜の設置が可能な状況（大津波警報、津波警報が出ない又は解除された等）である場合。</p> <p>(1) 防潮堤内側の合計6箇所に放射性物質吸着材を設置する。設置にあたっては、放水した汚染水が流れ込む7号炉近傍の構内雨水排水路の集水栓を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p>	<p>■手順着手の判断基準</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行いう手順の着手を判断した場合。</p>	<p>作業で設置可能なため小型船舶は配備不要）</p> <p>・設備の相違（女川は、放水砲にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能なため、放射性物質吸着材は自主対策設備と位置付けられる。）</p> <p>TS-10 1591 ページ参照</p>
<p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送及び泡原液混合装置により、泡消火を実施する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p>	<p>■手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災への泡消火</p> <p>発電所対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲および泡消火薬剤混合装置により、泡消火を実施する。</p> <p>■手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p>	<p>操作性</p> <p>放水砲は風向き等の天候状況およびアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>作業性</p> <p>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>ホース等の取り付けは、速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保用）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p>
<p>燃料補給</p> <p>表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	<p>燃料補給</p> <p>表14「1.4. 電源の確保に関する手順等」の燃料補給と同様である。</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

表1.3 操作手順 1.3. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	表1.3 操作手順 1.3. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	女川2号炉案 差異理由
方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレッシュンプール及び復水貯蔵槽とは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を確保することを目的とする。	方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレッシュンチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を確保することを目的とする。	
設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に對して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するため、復水貯蔵槽、サブレッシュンプール、淡水貯水池、及びほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段、並びに復水貯蔵槽、淡水貯水池等へ水を補給することを目的とする。	設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に對して、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するため、復水貯蔵槽、サブレッシュンチエンバ、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、海およびほう酸水注入系貯蔵タンクを水源として対応し、ならびに復水貯蔵タンク、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）への水の補給を行うことを目的とする。	
対応手段等 水源を利用した対応手順 1. 復水貯蔵槽を水源とした対応手段 当副長は、サブレッシュンプールを水源として利用できない場合は、復水貯蔵タンクとして、以下の手段により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系または高压炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高压時ににおいて、原子炉隔離時冷却系及び高压炉心注水系の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、高压代替注水系により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 (3) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低压時ににおいて、残留熱除去系（低压注水系）の故障等により原子炉の冷却ができない場合は、低压代替注水系（常設）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低压時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。 又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	操作手順 1.3. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレッシュンチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を確保することを目的とする。	・女川のECCSには低圧炉心スプレイ系（常設）（直流水系（常設））がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。 ・女川は低圧代替注水系による手段がある。
操作手順 1.3. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレッシュンチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を確保することを目的とする。	操作手順 1.3. 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等 方針目的 設計基準事故の収束に必要な水源であるサブレッシュンチエンバおよび復水貯蔵タンクとは別に、重大事故等の収束に必要な水源として、ほう酸水注入系貯蔵タンク等を確保することを目的とする。さらに、代替淡水源として淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を確保することを目的とする。	・女川のECCSには低圧炉心スプレイ系（常設）（直流水系（常設））がある（ABWRとBWR-5のECCS構成の相違）。 ・女川は低圧代替注水系による手段がある。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
(5) 格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するため、格納容器下部注水系（常設）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	(5) 原子炉格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するため、原子炉格納容器下部注水系（常設）により原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器下部へ注水が可能な設計。 「手順着手の判断基準」 表8「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	・設備の相違（女川では原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）により原子炉格納容器下部へ注水が可能な設計）。 •運用の相違（女川では対応手段は発電課長で対応可能） •女川のECSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECS構成の相違）。また、女川のRCCは水原切り替えを実施しないためサプレッションエンバを水源とする設備としていない。 •記載表現の相違（女川では格納容器スプレイ冷却モードとサブレーションとサーモン水冷却モードを分けで記載）
2. サブレッシュションブールを水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽を水源として利用できない場合は、サブレッシュションブールを水源として、以下の手段により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である原子炉隔離時冷却系、高压炉心注水系及び残留熱除去系（低圧注水系）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」または表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。	2. サブレッシュションブールを水源とした対応手段 送電課長は、復水貯蔵タンクを水源として利用できない場合は、サブレッシュションエンバを水源として、以下の手段により対応する。 (1) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である高压炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）および低圧炉心スプレイ系により原子炉圧力容器へ注水する。 「手順着手の判断基準」 表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」または表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。	・運用の相違（女川では対応手段は発電課長で対応可能） •女川のECSには低圧炉心スプレイ系がある（ABWRとBWR-5のECS構成の相違）。また、女川のRCCは水原切り替えを実施しないためサプレッションエンバを水源とする設備としていない。 •記載表現の相違（女川では格納容器スプレイ冷却モードとサブレーションとサーモン水冷却モードを分けで記載）
(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレッシュションブール冷却系）により格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。	(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器内を除熱する） 「手順着手の判断基準」 表6「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。	・記載表現の相違（女川では格納容器スプレイ冷却モードとサブレーションとサーモン水冷却モードを分けで記載）
(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブレッシュションブール冷却系）により格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。	(2) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）である残留熱除去系（格納容器内を除熱する） 「手順着手の判断基準」 表6「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。	・記載表現の相違（女川では格納容器スプレイ冷却モードとサブレーションとサーモン水冷却モードを分けで記載）
(3) 格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器及び格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表7「7. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	(3) 残存溶融炉心の冷却および原子炉格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水および原子炉格納容器内を除熱する。 「手順着手の判断基準」 表7「7. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	・設備の相違（女川では代替循環冷却系ボンプにより残存溶融炉心の冷却が可能な設計）
(4) 格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器及び格納容器内を除熱する。 a. 手順着手の判断基準 表7「7. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	(4) 残存溶融炉心の冷却および原子炉格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により原子炉圧力容器への注水および原子炉格納容器内を除熱する。 「手順着手の判断基準」 表7「7. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	・設備の相違（女川では代替循環冷却系ボンプにより原子炉格納容器の下部へ注水する）
(5) 原子炉格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するため、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ボンブ）により原子炉格納容器下部へ注水する。 「手順着手の判断基準」 表8「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	(5) 原子炉格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するため、代替循環冷却系または原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ボンブ）により原子炉格納容器下部へ注水する。 「手順着手の判断基準」 表8「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	・設備の相違（女川では代替循環冷却ボンブにより原子炉格納容器の下部に落とした溶融炉心を冷却するための手順等）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>3. 防火水槽を水源とした対応手段 当直副長及び緊急時対策本部は、復水貯蔵槽及びサブレッショングブルールを水源として利 用できない場合は、防火水槽を水源として、以下の手段により対応する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレーする。 a. 手順着手の判断基準 表6「6. 格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレーする。 a. 手順着手の判断基準 表11「1.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>3. 淡水貯水槽を水源とした対応手段 <u>送電票長および送電所対策本部は、復水貯蔵タンクおよびサブレッショングブルー</u>ルを水 源として利用できない場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源として、 以下の手段により対応する。</p> <p>なお、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇する可能性がある場合は、海 水を補給するか、海を水源として利用する。原子炉格納容器フィルタベント系を使用した時 にフィルタ装置への水の補給が必要な場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2） を水源として、大量送水ポンプ（タイプ1）により補給する。</p> <p>(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。 「手順着手の判断基準」 表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 または表8「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様であ る。</p> <p>(2) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレーす る。 「手順着手の判断基準」 表6「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(3) 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）または原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬 型）により原子炉格納容器下部へ注水する。 「手順着手の判断基準」 表8「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。</p> <p>(4) 燃料プール代替注水系（常設配管）または燃料プール代替注水系（可搬型）により使用 済燃料プールへ注水する。 「手順着手の判断基準」 表11「1.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p> <p>(5) 燃料プールスプレイ系（常設配管）または燃料プールスプレイ系（可搬型）により使用 済燃料プールへスプレーする。 「手順着手の判断基準」 表11「1.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。</p>	<p>の冷却が可能な設 計。）</p> <p>・記載位置の相違（拍 崎は、本項目の最 後に記載してい る。）</p> <p>・記載位置の相違（拍 崎は、本項目の最 後に記載してい る。）</p> <p>・記載位置の相違（原 子炉格納容器代 替スプレイ冷却系 （可搬型）で原子 炉格納容器下部へ 注水可能な設計。）</p> <p>・記載表現の相違（女 川は使用済燃料ア ルへ注水とスプ レイを分けて記 載）</p>

なお、防火水槽に淡水を補給できない場合は、海水を補給するか、海を水源として利用す
 る。
 格納容器圧力逃がし装置を使用した時にフィルタ装置へ水の補給が必要な場合は、防火
 水槽を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。

保安規定比較表

	女川1号炉案	女川2号炉案	差異理由
4. 淡水貯水池を水源とした対応手段			・設備の相違(柏崎は防火水槽を使用した手段が取れない場合の対応として淡水貯水池から直接注水等を行う手段を整備。女川は大容量送水ポンプ(タイプ1)の中ポンプを1台ずつ淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)に投入し取水するため淡水貯水槽間の補給操作が不要な設計。)
(1) 低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。			
a. 手順着手の判断基準	表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。		
(3) 格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。	又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。		
(2) 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。			
a. 手順着手の判断基準	表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。		
(4) 燃料プール代替注水系により使用済燃料プールへ注水及びスプレイする。			
a. 手順着手の判断基準	表11「1.1. 使用済燃料プールの冷却等のための手順等」と同様である。		
(3) 格納容器圧力逃がし装置を使用した時にフィルタ装置へ水を補給する際に防火水槽を水源として利用できない場合は、淡水貯水池を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。	格納容器圧力逃がし装置を使用した際にフィルタ装置へ水を補給する際に防火水槽を水源として利用できない場合は、淡水貯水池を水源として、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により補給する。		
5. 海を水源とした対応手段			
a. 手順着手の判断基準	表11「1.1. 使用済燃料プール、防火水槽及び淡水貯水池を水源として利用できない場合は、海を水源として、以下の手順により対応する。		
(1) 大容量送水車（海水取水用）及び低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。	（1）大容量送水車（海水取水用）及び低圧代替注水系（可搬型）により原子炉圧力容器へ注水する。		
a. 手順着手の判断基準	表4「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。		
(2) 大容量送水車（海水取水用）及び代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）により格納容器内へスプレイする。	（2）原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）により原子炉格納容器内へスプレイする。		
a. 手順着手の判断基準	表6「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」と同様である。		
(3) 大容量送水車（海水取水用）及び格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。	（3）原子炉格納容器下部注水系（可搬型）により格納容器下部へ注水する。		
a. 手順着手の判断基準	又は表8「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。		

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	女川2号炉案 表8「8. <u>原子炉格納容器下部</u> の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	差異理由 (可搬型)で原子炉格納容器下部へ注水可能な設計。 ・記載表現の相違(女川は使用済燃料ブールへ注水する)。
(4) 大容量送水車（海水取水用）及び燃料ブール代替注水系により使用済燃料ブールへ注水及びスプレイする。	a. 手順着手の判断基準 表11「1.1. 使用済燃料ブールの冷却等のための手順等」と同様である。	(4) 燃料ブール代替注水系（常設配管）または燃料ブール代替注水系（可搬型）により使用済燃料ブールへ注水する。 「手順着手の判断基準」 表1.1「1.1. 使用済燃料ブールの冷却等のための手順等」と同様である。	(4) 燃料ブール代替注水系（常設配管）または燃料ブールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料ブールへスプレイする。 「手順着手の判断基準」 表1.1「1.1. 使用済燃料ブールの冷却等のための手順等」と同様である。	・記載表現の相違(女川は使用済燃料ブールへスプレイする)。
(5) 燃料ブールスプレイ系（常設配管）または燃料ブールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料ブールへスプレイする。	(5) 燃料ブールスプレイ系（常設配管）または燃料ブールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料ブールへスプレイする。 「手順着手の判断基準」 表1.1「1.1. 使用済燃料ブールの冷却等のための手順等」と同様である。	(5) 燃料ブールスプレイ系（常設配管）または燃料ブールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料ブールへスプレイする。 「手順着手の判断基準」 表1.1「1.1. 使用済燃料ブールの冷却等のための手順等」と同様である。	(5) 燃料ブールスプレイ系（常設配管）または燃料ブールスプレイ系（可搬型）により使用済燃料ブールへスプレイする。 「手順着手の判断基準」 表1.1「1.1. 使用済燃料ブールの冷却等のための手順等」と同様である。	・記載表現の相違(女川は除熱の手段についても記載)
(6) 原子炉補機冷却海水系（原子炉建屋海水系を含む。）により最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	(6) 原子炉補機冷却海水系（原子炉建屋海水系を含む。）により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合、代替原子炉補機冷却系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的に逃がし場である海へ輸送する。	(6) 原子炉補機冷却海水系（原子炉建屋海水系を含む。）により最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 代替冷却海水系による除熱と同様である。	(6) 原子炉補機冷却海水系（原子炉建屋海水系を含む。）により最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 代替冷却海水系による除熱と同様である。	・記載表現の相違(女川は除熱の手段についても記載)
原子炉補機冷却海水系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合は、代替原子炉補機冷却系を使用し、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的に逃がし場である海へ輸送する。	本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の代替原子炉補機冷却系による除熱と同様である。	本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の代替原子炉補機冷却海水系による除熱と同様である。	本対応手段は、表5「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の代替原子炉補機冷却海水系による除熱と同様である。	
原子炉建屋海水系を講じても原子炉圧力容器への注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水手段を判断した場合においてあらゆる注水手段を講じても原子炉圧力容器への注水手段を判断した場合、使用済燃料ブール水位が低下した場合においてあらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合、又は大型航空機の衝突等、原子炉建屋で大きな損傷を確認した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲により放水する。	本対応手段は、表1.2「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。	原子炉建屋周辺における航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲および泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。	本対応手段は、表1.2「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。	本対応手段は、表1.2「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。
原子炉建屋海水系による航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液混合装置により泡消火を実施する。	本対応手段は、表1.2「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。	原子炉建屋周辺における航空機燃料火災が発生した場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲および泡消火薬剤混合装置により泡消火を実施する。	本対応手段は、表1.2「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。	本対応手段は、表1.2「1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の大気への放射性物質の拡散抑制と同様である。
（7）ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段	当副長は、スクラム不能異常過渡事象が発生した場合、又は重大事故等の進展抑制や溶融炉心の格納容器下部への落下遲延・防止が必要となる場合は、ほう酸水貯蔵タンクを水源として、ほう酸水注入系により原子炉圧力容器へほう酸水を注入する。	5. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段 表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	5. ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした対応手段 表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。	・記載表現の相違(女川は原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等と記載)
(1) 手順着手の判断基準	表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」と同様である。	表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。	表1「1. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等」、表2「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」又は表8「8. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に原子炉を冷却するための手順等」と同様である。	

保安規定比較表

水源へ水を補給するための対応手段	女川2号炉案	差異理由
<p>1. 復水貯蔵槽への補給 緊急時対策本部は、水源として復水貯蔵槽を利用する場合は、防火水槽及び淡水貯水池の水を可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により復水貯蔵槽へ補給する。</p> <p>また、海水を利用して補給した海水、大容量送水車（海水取水用）から送水された海水を可搬型代替注水ポンプ（A-2級）により復水貯蔵槽へ補給する。</p>	<p>水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>1. 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手段 <u>送電所対策本部は、水源として復水貯蔵タンクを利用する場合は、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）の水を大容量送水ポンプ（タイプI）により復水貯蔵タンクへ補給する。</u></p> <p>また、海水を利用する場合は、<u>海水取水箇所（取水口または海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ補給した海水または大容量送水ポンプ（タイプI）により送水された海水を復水貯蔵タンクへ補給する。</u></p>	<p>・設備の相違（柏崎は防火水槽を経由して海水を補給する手段と直接補給する手段を整備。女川は淡水貯水槽経由で海水を補給する手段と直接補給する手段を整備。）</p> <p>TS-10 1731 ページ参照</p>
<p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>（1）手順着手の判断基準</p> <p>① 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>・設備の相違（柏崎ではあらかじめ淡水貯水池から防火水槽の間にホースを敷設しているため海水を直接補給する手段と直接補給する手段を整備。）</p> <p>（2）手順着手の判断基準</p> <p>② 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）および淡水貯蔵タンクへの補給が実施できない場合で、海を水源とした大容量送水ポンプによる復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>2. 防火水槽及び淡水貯水池が使用できない場合は海水から補給する。</p> <p>・防火水槽に海水又は海水が補給されている場合は防火水槽の間にあらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合は淡水貯水池から補給する。</p> <p>・淡水貯水池が使用可能で、淡水貯水池から防火水槽の間にあらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合は海水から補給する。</p> <p>2. 防火水槽への補給</p> <p>緊急時対策本部は、水源として防火水槽を利用する場合は、淡水貯水池の淡水を防火水槽へ補給する。</p> <p>また、枯渴等により淡水の補給が継続できない場合は、海水を大容量送水車（海水取水用）により防火水槽へ補給する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>防火水槽を水源として可搬型代替注水ポンプ（A-1級又はA-2級）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水を行いう場合で、淡水貯水池の水が枯渇するおそれがあり、可搬型</p>	<p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>・設備の相違（柏崎ではあらかじめ淡水貯水池から防火水槽の間にホースを敷設しているため海水を直接補給する手段と直接補給する手段を整備。）</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>② 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）および淡水貯蔵タンクへの補給が実施できない場合で、海を水源とした大容量送水ポンプによる復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>2. 防火水槽への補給</p> <p>緊急時対策本部は、水源として淡水貯水池の淡水を防火水槽へ補給する。</p> <p>また、海水を利用する場合は、海水取水箇所（取水口または海水ポンプ室）から大容量送水ポンプ（タイプII）により淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）へ補給する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水を行いう場合に、淡水貯水</p>	<p>・設備の相違（柏崎は防火水槽を経由して海水を補給する手段と直接補給する手段を整備。）</p> <p>TS-10 1745 ページ参照</p>

保安規定比較表

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川1号炉案	差異理由
代替注水ポンプ（A-2級）により海水を防火水槽へ補給できない場合。	送水ルートの選択 水源から接続口までの距離により可搬型代替注水ポンプの必要台数及び設置場所、ホースの必要本数を選定し、水源と接続口の距離が最短となる組み合わせを優先して選択する。	曹（No.1）および淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合。 水槽と接続口の距離が最短となる組み合わせを選定する。	・運用の相違（柏崎は送水手段及び送水取水箇所及び送水先により送水用の車両構成を変える送水手段を整備。 女川は注水用ヘッダを用いるため接続口によらず同等の手順で対応可能。）
切替え性	可搬型代替注水ポンプ（A-1級及びA-2級）の水源は、防火水槽（淡水）を優先する。 淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、防火水槽を経由することにより、供給を継続しながら海水へ切り替える。	大容量送水ポンプ（タイプ1）の水源は、淡水貯水槽（No.1）（淡水）および淡水貯水槽（No.2）（淡水）を優先して使用する。淡水の供給が継続できないおそれがある場合は、海水の供給に切り替えるが、淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）を経由することにより、供給を中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。 サブレシジョンチエンバ（内部水源）を水源として使用できない場合、復水貯蔵タンク（外部水源）から注水するが、サブレシジョンチエンバ（内部水源）が使用可能となった場合は、外部水源から切り替える。	・運用の相違（女川は緊固気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）で想定される事故対応では、外部水源から内部水源に切り替える。） TS-10 1749, 1750 ページ参照
成立性	海水取水時には、ホース先端にストレーナを取り付け、海面より低く着底しない位置に取水部分を固定することにより、ホースへの異物の混入を防止する。	海水取水時には、大容量送水ポンプ（タイプ1）および大容量送水ポンプ（タイプII）付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し異物の混入を防止する。	・設備の相違によるストレーナの設置位置の相違 TS-10 1749 ページ参照
作業性	復水貯蔵槽への補給、可搬型代替注水ポンプによる送水で使用する可搬型代替注水ポンプ（A-1級）及び（A-2級）のホースの接続は、汎用の結合金具を使用し、容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	復水貯蔵タンクまたは淡水貯水槽（No.1）および淡水貯水槽（No.2）への補給で使用する大容量送水ポンプ（タイプ1）または大容量送水ポンプ（タイプII）のホース設置等はホース延長回収車を使用し、ホースの接続は汎用の結合金具を使用し容易に操作できるよう十分な作業スペースを確保する。	・設備の相違（女川はホースの敷設及び注水用ヘッダの運搬にホース延長回

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
	TS-10 1650 ページ参照。	収車を使用する。）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		表1.4 操作手順 1.4. 電源の確保に関する手順等	表1.4 操作手順 1.4. 電源の確保に関する手順等	差異理由
方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	<p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中ににおける原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備および代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給することを目的とする。</p>
方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	<p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中ににおける原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備および代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給することを目的とする。</p>
方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	<p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中ににおける原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備および代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給することを目的とする。</p>
方針目的	方針目的	方針目的	方針目的	<p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中ににおける原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備および代替所内電気設備により必要な電力を確保することを目的とする。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、燃料補給設備により補給することを目的とする。</p>
対応手段等	対応手段等	対応手段等	対応手段等	<p>対応手段等</p> <p>交流電源喪失時</p> <p>1. 代替交流電源設備による給電</p> <p>当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ給電する。</p> <p>（1）常設代替交流電源設備を用いて給電する。</p> <p>（2）常設代替交流電源設備等を用いて給電できぬ場合は、可搬型代替交流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源一および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心システム） および高圧母線D系への給電ができない場合。</p> <p>b. 手順着手の判断基準</p> <p>外部電源一および非常用ディーゼル発電機（A系、B系および高圧炉心システム） および高圧母線D系への給電ができない場合。</p> <p>2. 電力融通による給電</p> <p>当該号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、第一ガスタービン発電機及び第二ガスタービン発電機による給電ができない状況において、他号炉の非常用ディーゼル発電機A系又は非常用ディーゼル発電機B系が健全で電力融通が可能な場合。</p>

TS-10 1754 ページ
参照

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>直流電源喪失時</p> <p>1. 代替直流電源設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電できない場合は、以下の手段により直流電源設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内蓄電式直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>1. 代替交流電源設備等を用いて給電を開始するまでの間、所内蓄電式直流電源設備を用いて給電する。</p> <p>1. 代替蓄電式直流電源設備を用いて給電する。</p> <p><u>(1) 所内常設蓄電式直流電源設備による給電</u></p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 所内常設蓄電式直流電源設備による1.25V直流主母線盤2Aおよび1.25V <u>送電課長</u>より、送電所対策本部は、全交流動力電源が喪失した場合において、充電器を経由して直流電源設備へ給電により直流電源設備へ給電する。</p> <p>・柏崎は所内蓄電式直流電源設備の一部を常設代替直流電源設備として兼用している。女川は所内常設蓄電式直流電源設備とは別に、常設代替直流電源設備を設置している。</p> <p>TS-10 1772, 1778</p>	<p>直流電源喪失時</p> <p>代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 所内常設蓄電式直流電源設備による1.25V直流主母線盤2Aおよび1.25V <u>直流主母線盤2Bへの給電の判断基準</u></p> <p><u>全交流動力電源喪失</u>により、1.25V充電器2Aおよび1.25V充電器2Bの <u>交流入力電源の喪失</u>が発生した場合。</p> <p>・柏崎は直流125V蓄電池A、直流125V蓄電池A-2及びAM用直流125V蓄電池を切り替えることで24時間直流母線へ給電する。女川は、全交流動力電源喪失から1時間以内及び8時間以内に必要な負荷以外切離して24時間直交流母線へ給電する。</p> <p>② 必要な負荷以外の切離しの判断基準</p> <p><u>1.25V蓄電池2A</u>および1.25V蓄電池2Bからの自動給電開始から1時間以内にガススタービン発電機による給電がなく、ガススタービン発電機による1.25V充電器2Aおよび1.25V充電器2Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。</p> <p>・柏崎は直流125V蓄電池Aから直流1.25V蓄電池A-2への切替えについては、全交流動力電源喪失後、8時間以内に第一ガススタービン発電機、第二ガススタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場合又は直流1.25V蓄電池Aの電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。</p> <p>直流1.25V蓄電池A-2からAM用直流1.25V蓄電池への切替えについては、全交流動力電源喪失後、1.9時間以内に第一ガススタービン発電機、第二ガススタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル若しくは電源車による給電操作が完了する見込みがない場合又は直流1.25V蓄電池A-2の電圧が放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合。</p> <p>③ 1.25V充電器2A, 1.25V充電器2Bの受電および中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準</p> <p><u>全交流動力電源喪失時に、ガススタービン発電機、号炉間電力融通ケーブルまたは電源車により、モータコントロールセントラルセンタ2C系およびモータコントロールセンタ2D系の受電が可能となった場合。</u></p> <p>・柏崎は第二ガススタービン発電機を主対策設備としている。</p>	<p>直流1.25V充電器盤A、B、A-2、AM用直流1.25V充電器盤の受電及び中央制御室監視計器C系及びD系の復旧については、全交流動力電源喪失時に、第一ガススタービン発電機、第二ガススタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電により、P/C/C系及びP/C/D系の受電が完了している場合。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川 2号炉案	差異理由
<p>(2) 所内蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型直流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>全交流動力電源喪失後、24時間以内に第一ガススタービン発電機、第二ガススター ン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電操作が完了する見込みがな い場合。</u></p> <p>(2) 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>〔1. (2)〕と同じ。</p> <p>(2) 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。</p> <p>(2) 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 12.5V代替蓄電池から1.25V直流主母線盤2B-1および1.25V直流主母線盤2A-1への給電の判断基準 <u>全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場 合。</u></p> <p>② 25.0V蓄電池から25.0V直流主母線盤への給電の判断基準 <u>全交流動力電源喪失により、250V充電器の交流入力電源の喪失が発生した 場合。</u></p> <p>TS-10 1778</p>	<p>(2) 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 12.5V代替蓄電池から1.25V直流主母線盤2B-1および1.25V直流主母線盤2A-1への給電の判断基準 <u>全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場 合。</u></p> <p>② 25.0V蓄電池から25.0V直流主母線盤への給電の判断基準 <u>全交流動力電源喪失により、250V充電器の交流入力電源の喪失が発生した 場合。</u></p> <p>2. 所内常設蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、常設代替直流電源設備台上 <u>③可搬型代替直流電源設備を用いて給電する。</u></p> <p>(1) 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>〔1. (2)〕と同じ。</p> <p>(2) 可搬型代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>全交流動力電源喪失後、所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合。</p> <p>(2) 常設代替直流電源設備による給電</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>・柏崎は所内蓄電式直流電源設備の一部を常設代替直流電源設備として兼用している。女川は所内常設蓄電式直流電源設備とは別に、常設代替直流電源設備を設置している。</p> <p>TS-10 1778</p>	<p>・柏崎は所内蓄電式直流電源設備の一部を常設代替直流電源設備として兼用している。女川は所内常設蓄電式直流電源設備とは別に、常設代替直流電源設備を設置している。</p> <p>TS-10 1778</p>
<p>(2) 所内蓄電式直流電源設備を用いて給電できない場合は、可搬型直流電源設備等を用いて給電する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 <u>全交流動力電源喪失後、24時間以内に第一ガススタービン発電機、第二ガススター ン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電操作が完了する見込みがな い場合。</u></p>	<p>・女川の125V代替蓄電池は常設代替直流電源設備と可搬型代替直流電源設備で兼用している。</p> <p>・女川の可搬型代替蓄電池を位置づけており、電源車及び充電器による変換給電開始までの時間遅れを考慮した記載としている。そのため、常設代替直流電源設備のうち125V系と同じ判断基準としている。</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
非常用所内電気設備機能喪失時 1. 代替所内電気設備による給電 当直副長及び緊急時対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	非常用所内電気設備機能喪失時 代替所内電気設備による給電 送電課長および送電所対策本部は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備が喪失した場合は、代替所内電気設備を用いて電路を確保し、代替交流電源設備等から必要な設備へ給電する。	
(1) 手順着手の判断基準 非常用所内電気設備である非常用高圧母線D系が機能喪失した場合で、第一ガスタービン発電機、第二ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からAM用MCへ給電が可能な場合。	[手順着手の判断基準] パワーセンタ2G系およびモータコントロールセントラルセンタ2G系受電準備開始の判断基準：非常用所内電気設備であるメタクラ2C系およびメタクラ2D系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブルまたは電源車からパワーセンタ2G系およびモータコントロールセントラルセンタ2G系への給電が可能な場合。	・相崎は第二ガスタービン発電機を自主対策設備としている。
重大事故等対処設備（設計基準拡張） 当直副長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備並びに非常用直流電源設備C系及びD系が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。	重大事故等対処設備（設計基準拡張） 送電課長は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備および非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付け、重大事故等の対処に用いる。	・「手順着手の判断基準」 ① 非常用交流電源設備に上る給電 外部電源が喪失した場合はメタクラ2C系、メタクラ2D系またはメタクラ2H系の電圧がないことを確認した場合。 ② 非常用直流電源設備に上る給電 全交流動力電源喪失により、125V充電器2A、125V充電器2Bおよび125V充電器2Hの交流入力電源の喪失が発生した場合。
(1) 手順着手の判断基準 非常用直流電源設備による給電については、外部電源が喪失した場合又は 非常用高壓母線 の電圧がないことを確認した場合。 また、非常用直流電源設備による給電については、全交流動力電源喪失により、直流125V充電器A、直流125V充電器B、直流125V充電器C及び直流125V充電器Dの交流入力電源の喪失が発生した場合。	負荷容量 重大事故等対策の有効性を確認する事故シケーンス等のうち必要な負荷が最大となる「零開気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」の対処のために必要な設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	・相崎は、代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備としてパワーセンタおよびモータコントロールセントラルセンタの負荷の遮断器を「切」とし、非常用高圧母線の負荷の自動起動防止のため、操作スイッチを「停止」または「引ロック」とする。
負荷容量 有効性評価において最大負荷となる崩壊除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）を想定するシナリオにおいても、常設代替交流電源設備により必要最大負荷以上の電力を確保し、原子炉を安定状態に収束するための設備へ給電する。 重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、常設代替交流電源設備等の負荷容量を確認し、代替手段が使用可能であることを確認する。	悪影響防止 代替交流電源設備等を用いて給電する場合は、受電前準備として 非常用高圧母線及びAM用MCの負荷の遮断器を「切」とし、動的機器の自動起動防止のため、コントロールスイッチを「切」又は「切保持」とする。 AM用MCを受電する場合は、受電時の急激な負荷上昇防止のため、動的機器である復水移送ポンプのコントロールスイッチを「切保持」とする。	・相崎は、代替交流電源設備等から給電が、女川は、負荷の遮断器を「切」とせずに操作スイッチを「停止」又は「引ロック」とする運用をしている。

保安規定比較表

成立性	女川2号炉案	差異理由
所内蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備又は代替所内電気設備へ十分な余裕を持って直流電源設備へ給電する。	<p>所内常設蓄電式直流電源設備または常設代替直流電源設備から給電されている24時間以内に、代替交流電源設備等を用いて非常用所内電気設備または代替所内電気設備へ十分な余裕を持つ直流電源設備へ給電する。</p> <p>柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）</p>	<p>・柏崎は所内蓄電式直流電源設備の一 部を常設代替直 流電源設備として兼 用している。女川 は所内常設蓄電式 直流電源設備とは 別に、常設代替直 流電源設備を設置 している。 TS-10 1772, 1778</p>
作業性	<p>可搬型照明（ヘッドライトおよび携帯電灯）の配備により、建屋内照明の消灯時ににおける作業性を確保する。</p> <p>燃料補給</p> <p>重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させるため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯済するまでに給油する。</p> <p>タンクローリの補給は、復旧が見込めない非常用ディーゼル発電機が接続されている軽油タンクの軽油を使用する。</p>	<p>可搬型照明（ヘッドライトおよび携帯電灯）の配備により、建屋内照明の消灯時ににおける作業性を確保する。</p> <p>燃料補給</p> <p>重大事故等の対処で使用する設備を必要な期間継続して運転させたため、タンクローリ等の燃料補給設備を用いて各設備の燃料が枯済するまでに補給する。</p> <p>タンクローリの補給は、軽油タンクまたはガススタービン発電設備用軽油タンクの軽油を用いる。</p> <p>・女川は非常用ディーゼル発電機及び 軽油タンク使用時、可搬型設備は ガススタービン発電 設備軽油タンクか ら燃料を補給し、 ガススタービン発電 機及びガススター ビン発電設備軽油タ ンク使用時、可搬 型設備は軽油タン クから燃料を補給 する。</p>
	<p>多くの給油対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kLを6基および約170kLを1基、ガススタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kLを3基とする。</p>	<p>多くの補給対象設備が必要となる事象を想定し、重大事故等発生後7日間、それらの設備の運転継続に必要な燃料（軽油）を確保するため、軽油タンク1基あたり約110kLを6基および約170kLを1基、ガススタービン発電設備用軽油タンク1基あたり約110kLを3基とし、管理する。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

操作手段 1.5. 事故時の計装に関する手順等	操作手順 1.5. 事故時の計装に関する手順等	表1.5 女川2号炉案	差異理由
方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障により、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することで、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。	方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障により、当該重大事故等に対処するため監視することが必要なパラメータを計測することで、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。	重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表1～1.5の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータを抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過および計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となつた場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。	重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表1～1.4の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータから抽出し、これを抽出パラメータとする。 抽出パラメータのうち、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を直接監視するパラメータを主要パラメータとする。 また、計器の故障、計器の計測範囲（把握能力）の超過および計器電源の喪失により、主要パラメータを計測することが困難となつた場合において、主要パラメータの推定に必要なパラメータを代替パラメータとする。 一方、抽出パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。
パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表1～1.5の手順着手の判断基準及び操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータを抽出し、これを抽出パラメータとする。	パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表1～1.4の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータを抽出し、これを抽出パラメータとする。	抽出パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表1～1.4の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータを抽出し、これを抽出パラメータとする。	抽出パラメータの選定及び分類 重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを技術的能力に係る表1～1.4の手順着手の判断基準および操作手順に用いるパラメータならびに有効性評価の判断および確認に用いるパラメータを抽出し、これを抽出パラメータとする。
主要パラメータは、以下のとおり分類する。 1. 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 2. 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となつた場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは以下のとおり分類する。 ① 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ② 有効代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 3. 有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 4. 有効監視パラメータ（代替） 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	主要パラメータは、以下のとおり分類する。 1. 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 2. 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となつた場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 代替パラメータは以下のとおり分類する。 ① 重要代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 ② 有効代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータをいう。 3. 有効監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータを計測する計器が重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を少なくとも1つ以上有するパラメータをいう。 4. 有効監視パラメータ（代替） 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータをいう。	主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ① 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することができないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 ② 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となつた場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータを補助パラメータとする。 ③ 有効代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータを補助パラメータとする。 ④ 有効監視パラメータ（代替） 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータを補助パラメータとする。	主要パラメータは、以下のとおり分類する。 ① 重要監視パラメータ 主要パラメータのうち、原子炉施設の状態を直接監視することができないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態およびその他の設備の運転状態により原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとする。 ② 有効監視パラメータ 主要パラメータのうち、自主対策設備の計器のみで計測されるが、計測することが困難となつた場合にその代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータを補助パラメータとする。 ③ 有効代替監視パラメータ 主要パラメータの代替パラメータが重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測されるパラメータを補助パラメータとする。 ④ 有効監視パラメータ（代替） 主要パラメータの代替パラメータが自主対策設備の計器のみで計測されるパラメータを補助パラメータとする。

・女川では本対応は発電課長および発電所対策本部が、計器の故障により計測することが困難となつた場合において、他チャンネルの重要計器により計測できる場合は、当該計器を用いて計測を行う。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

(1) 手順着手の判断基準	女川2号炉案	差異理由
	「手順着手の判断基準」	がある。 TS-10 1822, 1823 ページ参照
	重大事故等に対処するために必要な重要監視パラメータを計測する重要な計器が故障した場合※ ¹ 。	・女川では本対応は発電所対策本部の対応が必要なものがある。)
※ 1：重要計器の指示値に、以下のような変化があつた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時や事故時に想定される値から、大きな変動がある場合 ・複数ある計器については、それぞれの指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失には、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 	
2. 代替パラメータによる推定	<p><u>発電課長および発電所対策本部</u>は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータを計測する場合※²。</p> <p>※：重要計器の指示値に、以下のような変化があつた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時おより事故時に想定される値から、大きな変動があつた場合 ・複数ある計器について、それが指示値の差が大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p><u>発電課長および発電所対策本部</u>は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータが喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。</p> <p>推定にあたり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。</p> <p>代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度および中性子束）により推定。 ② 水位を注水先の水位変化、注水量または出力により推定。 ③ 流量を注水源または注水先の水位変化を監視することにより推定。 ④ 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ⑤ 压力または温度を水の飽和状態の関係により推定。 ⑥ 注水量を注水先の圧力および温度の傾向監視により推定。 <p>(7) 注水量を注水先の圧力から注水特性の関係により推定。</p> <p>(8) 格納容器内の水位を格納容器内圧力（ドライウェル）と格納容器内圧力（サプレッショングン・チャンバー）の差圧により推定。</p> <p>(9) 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>(10) 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>(11) 水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>(12) エリア放射線モニタの傾向監視により格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>(13) 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器内圧力により推定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では本対応は発電所対策本部の対応が必要なものがある。) ・複数ある計器について、それが指示値の差の大きい場合 ・計器信号の喪失に伴い、指示値が計測範囲外にある場合 ・計器電源の喪失に伴い、指示値の表示が消滅した場合 <p>2. 代替パラメータによる推定</p> <p><u>発電課長および発電所対策本部</u>は、主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータが喪失した場合は、代替パラメータにより主要パラメータを推定する。</p> <p>推定に当たり、使用する計器が複数ある場合は、代替パラメータと主要パラメータの関連性、検出器の種類、使用環境条件、計測される値の不確かさ等を考慮し、使用するパラメータの優先順位をあらかじめ定める。</p> <p>代替パラメータによる主要パラメータの推定は、以下の方法で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同一物理量（温度、圧力、水位、放射線量率、水素濃度および中性子束）により推定。 ② 水位を注水先の水位変化、注水量または出力により推定。 ③ 流量を注水源または注水先の水位変化を監視することにより推定。 ④ 除熱状態を温度、圧力、流量等の傾向監視により推定。 ⑤ 压力または温度を水の飽和状態の関係により推定。 ⑥ 注水量を注水先の圧力および温度の傾向監視により推定。 <p>(7) 注水量を注水先の圧力から注水特性の関係により推定。</p> <p>(8) 格納容器内の水位を格納容器内圧力（ドライウェル）と格納容器内圧力（サプレッショングン・チャンバー）の差圧により推定。</p> <p>(9) 未臨界状態の維持を制御棒の挿入状態により推定。</p> <p>(10) 酸素濃度をあらかじめ評価したパラメータの相関関係により推定。</p> <p>(11) 水素濃度を装置の作動状況により推定。</p> <p>(12) エリア放射線モニタの傾向監視により格納容器バイパス事象が発生したことを推定。</p> <p>(13) 格納容器への空気（酸素）の流入の有無を格納容器内圧力により推定。</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 1 月 9 日施行)	女川 2 号原子炉	差異理由
(14) 使用済燃料プールの状態を同一物理量（温度及び水位）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係及びカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位又は必要な水遮蔽が確保されていることを推定。	⑫ 使用済燃料プールの状態を同一物理量（水位および温度）、あらかじめ評価した水位と放射線量率の相関関係およびカメラによる監視により、使用済燃料プールの水位または必要な水遮蔽が確保されていることを推定。	
(15) 原子炉圧力容器内の圧力（ナブレッシュン・チャンバー）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。	⑬ 原子炉圧力容器内の圧力と原子炉格納容器内の圧力（圧力抑制室圧力）の差圧により原子炉圧力容器の満水状態を推定。 「手順着手の判断基準」 主要パラメータを計測する計器の故障により、主要パラメータの監視機能が喪失した場合。	
a. 手順着手の判断基準 主要パラメータを計測する計器の故障により主要パラメータの監視機能が喪失した場合。	監視機能喪失時 計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合 1. 代替パラメータによる推定 原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量を計測するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉圧力容器内の温度及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量である。 これらのパラメータの値が計器の計測範囲を超えた場合に原子炉施設の状態を推定するための手順を以下に示す。	・設備の相違(女川は原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える（500°C以上）場合は、可搬型計測器にて計測する。) ① 発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超える。（500°C以上）場合は、可搬型計測器により原子炉圧力容器温度を計測する。 ② 発電課長および発電所対策本部は、原子炉圧力容器内の水位を監視するバーマークである原子炉水位が計測範囲を超えた場合は、高压代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量、残留熱除去系ヘッドプレイライン洗浄流量、残留熱除去系洗浄流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出ロ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量、残留熱除去系ヘッドプレイライン洗浄流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出ロ流量のうち、機器動作状態にある流量計から削除熱除去に必要な水流量、残留熱除去系系統流量のうち、機器動作状態にある流量計から削除熱除去に必要な水流量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。
なお、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器温度が計測範囲を超えた場合は、炉心損傷状態と推定して対応する。	なほ、原子炉圧力容器内の温度のパラメータである原子炉圧力容器内の水位が計測範囲を超えた場合は、原子炉圧力容器内の水位のパラメータである原子炉圧力容器水位が計測範囲を超えた場合は、高压代替注水系ポンプ出口流量、高压炉心注水系系統流量、復水補給水系流量（残留熱除去系 A 系代替注水流量）、復水補給水系流量（残留熱除去系 B 系代替注水流量）、残留熱除去系系統流量のうち、機器動作状態にある流量計から削除熱除去に必要な水流量、残留熱除去系ポンプ出口流量、残留熱除去系ヘッドプレイライン洗浄流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出ロ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量、高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量、残留熱除去系ポンプ出口流量、残留熱除去系ヘッドプレイライン洗浄流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出ロ流量のうち、機器動作状態にある流量計から削除熱除去に必要な水流量の差を算出し、直前まで判明していた水位に変換率を考慮することにより原子炉圧力容器内の水位を推定する。	・女川では本対応は発電所対策本部の対応が必要なものがある。 ・設備の相違(女川は直流駆動低圧注水系ポンプを整備。) ・設備の相違(女川は BWR-5 計算(低圧炉) BWR-5 計算(低圧炉)

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
圧力（サプレッション・チエバン）の差圧により、原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上であることは、原子炉圧力容器温度により推定可能である。	このことは、原子炉圧力容器内の水位が有効燃料棒頂部以上である。	心スプレイ系ボンブを設置。）
（2）当直副長は、原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータである復水補給水系流量（残留熱除去系A系代替注水流量）が計測範囲を超えた場合において、低圧代替注水系使用時は、水槽である復水貯蔵槽の水位又は注水先である原子炉圧力容器内の水位変化により注水量を推定する。 また、代替循環冷却系使用時は、注水先である原子炉圧力容器内の水位変化により注水量を推定する。	・設備の相違（柏崎は計測範囲を超えた場合の推定方法を記載。女川は原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量で計測範囲を超える計器はない。） TS-10 1828 ページ参照。	心スプレイ系ボンブを設置。）
（3）当直副長は、格納容器への注水量を監視するパラメータである復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）が計測範囲を超えた場合は、水源である復水貯蔵槽の水位又は注水先である格納容器内の水位変化により注水量を推定する。	重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位、原子炉圧力容器又は格納容器への注水量を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。	・手順着手の判断基準】 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。
a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位、原子炉圧力容器又は格納容器への注水量を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。	2. 可搬型計測器による計測 【手順着手の判断基準】 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。	・手順着手の判断基準】 重大事故等時に、原子炉圧力容器内の水位を監視するパラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。
2. 可搬型計測器による計測 当直副長は、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、並びに原子炉圧力容器及び格納容器への注水量を計測するパラメータ以外で計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型計測器により計測する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。	2. 可搬型計測器による計測 【手順着手の判断基準】 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。	・手順着手の判断基準】 重大事故等時に、主要パラメータが計器の計測範囲を超過し、指示値が確認できない場合。
計器電源喪失時 当直副長は、全交流動力電源喪失が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータを計測する。	計器電源喪失時 【手順着手の判断基準】 重大事故等時に、主要パラメータを計測する。	・内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備等から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。 ・直流電源が枯済するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。
1. 所内蓄電式直流電源設備から給電する。 2. 代替交流電源設備等から給電する。	発電課長および発電所対策本部は、全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は、以下の手段により計器へ給電し、重要監視パラメータを計測または監視する。	・所内常設蓄電式直流電源設備から給電する。 ・常設代替交流電源設備等から給電する。 ・可搬型代替交流電源設備等から給電する。
3. 直流電源が枯済するおそれがある場合は、可搬型直流電源設備等から給電する。	重大事故等時に、主要パラメータを計測する。	・直流電源が枯済するおそれがある場合は、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備等から給電する。
代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となつた場合は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのうち手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータを可搬型計測器により計測又は監視する。	発電課長および発電所対策本部は、代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となつた場合は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータのうち、手順着手の判断基準により計測又は監視する。	・代替電源（交流、直流）からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となつた場合は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータを可搬型計測器により計測または監視する。
(1) 手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータ監視ができない場合。	【手順着手の判断基準】 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータの監視ができない場合。	・手順着手の判断基準】 計器電源が喪失し、中央制御室でパラメータの監視ができない場合。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
パラメータ記録 当直副長は、重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。 ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値、現場操作時のみ監視する現場の指示値及び可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。 (1) 手順着手の半断基準 重大事故等が発生した場合。	パラメータ記録 発電課長および発電所対策本部は、重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータについて、安全パラメータ表示システム（SPDS）により計測結果を記録する。 ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する主要パラメータ（使用した計測結果を含む）の値および可搬型計測器で計測されるパラメータの値は、記録用紙に記録する。 〔手順着手の判断基準〕 重大事故等が発生した場合。	・女川では本対応は発電所対策本部の対応が必要なものがある。 ・設備の相違（女川は重要監視パラメータを監視する現場計器がない。） TS-10 1839 ページ参照
原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性及び非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確にする。	原子炉施設の状態把握 重要監視パラメータおよび重要代替監視パラメータの計測範囲、個数、耐震性および非常用電源からの給電の有無を示し、設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力を明確化する。	確からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態でないと不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状況および事象進展状況を踏まえ、複数の開連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。
可搬型計測器による計測又は監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。	可搬型計測器による計測または監視の留意事項 可搬型計測器による計測対象の選定を行う際、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

操作手順	操作手順	操作手順	差異理由
1.6. 中央制御室の居住性等に関する手順等	1.6. 中央制御室の居住性等に関する手順等	1.6. 中央制御室の居住性等に関する手順等	
方針目的	方針目的	方針目的	
重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるためには必要な対応設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を目的とする。	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるためには必要な対応設備及び資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を目的とする。	重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるためには必要な対応設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止を目的とする。	
対応手段等	対応手段等	対応手段等	
居住性の確保	居住性の確保	居住性の確保	
当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするために、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室換気空調系給排気隔離弁、中央制御室可搬型陽圧化空調機及び中央制御室待避室陽圧化装置等により中央制御室隣接区域からのインリークを防止し、環境に放出された放射性物質等による被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。	当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするために、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室再循環送風機、中央制御室待避室所加压設備（空気ポンベ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。	当直副長は、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日間で100ミリシーベルトを超えないようにするために、中央制御室待避室遮蔽、中央制御室再循環送風機、中央制御室待避室所加压設備（空気ポンベ）等により、中央制御室の空気を清浄に保ち、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を防護するため中央制御室の居住性を確保する。	
1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリから1次冷却材の漏えい等により通常運転モードから再循環運転モードに切り替わり、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護する。再循環運転モードが停止した場合や再循環運転モード運転中に中央制御室内放射線量が異常に上昇した場合は、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施する。	1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリから1次冷却材の漏えい等により通常運転モードから再循環運転モードに切り替わり、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護する。再循環運転モードが停止した場合や再循環運転モード運転中に中央制御室内放射線量が異常に上昇した場合は、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施する。	1. 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材圧力バウンダリから1次冷却材の漏えい等により通常運転モードから再循環運転モードに切り替わり、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護する。再循環運転モードが停止した場合や再循環運転モード運転中に中央制御室内放射線量が異常に上昇した場合は、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施する。	
(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	
中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合	中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合	中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇した場合	
2. 炉心損傷時は、放射性物質等が環境に放出されるおそれがある格納容器圧力逃がし装置を使用する前に、中央制御室可搬型陽圧化空調機により中央制御室の陽圧化を実施し、中央制御室待避室陽圧化装置により中央制御室待避室の陽圧化を実施する。	2. 炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベンチ系を度用する前に、中央制御室換気空調系に上る事故時運転モードを実施し、中央制御室待避室所加压設備（空気ポンベ）により中央制御室待避室の加圧を実施する。	2. 炉心損傷時は、放射性物質が環境に放出されるおそれがある原子炉格納容器フィルタベンチ系を度用する前に、中央制御室換気空調系に上る事故時運転モードを実施し、中央制御室待避室所加压設備（空気ポンベ）により中央制御室待避室の加圧を実施する。	
(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	
炉心損傷を判断した場合※。	炉心損傷を判断した場合※。	炉心損傷を判断した場合※。	
※1：格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガソルマ線線量率が、設計基準事故相当のガソルマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に原子炉正力容器温度計で300°C以上を確認した場合。	※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガソルマ線線量率が、設計基準事故相当のガソルマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉正力容器温度計で300°C以上を確認した場合。	※1：格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガソルマ線線量率が、設計基準事故相当のガソルマ線線量率の10倍を超えた場合または格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉正力容器温度計で300°C以上を確認した場合。	
3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室可搬型陽圧化空調機へ給電し、中央制御室の陽圧化を実施する。	3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室可搬型陽圧化空調機へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。	3. 全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室可搬型陽圧化空調機へ給電し、中央制御室換気空調系の事故時運転モードを実施する。	
(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	
中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。	中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。	中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。	
※2：母線MCC-C 2D系または非常用低圧母線MCC-C 2D系が受電完了した場合。	※2：母線MCC-C 2D系または非常用低圧母線MCC-C 2D系が受電完了した場合。	※2：母線MCC-C 2D系または非常用低圧母線MCC-C 2D系が受電完了した場合。	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
4. 中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となつた場合は、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下又は二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。中央制御室待避室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、 <u>中央制御室待避室給・排気弁</u> により調整及び管理を行う。	4. 中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室が隔離されている状態となつた場合は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度の低下または二酸化炭素濃度の上昇により許容濃度を満足できない場合は、外気を取り入れる。 <u>中央制御室待避室</u> における酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定も中央制御室同様に行い、許容濃度を満足できない場合は、 <u>中央制御室待避室加圧装置の加圧空気供給ライン流量調整弁、室圧調整弁</u> により調整および管理を行う。 [手順着手の判断基準] 中央制御室換気空調系が事故時運転モードで運転中等、中央制御室待避室へ待避した場合。 中央制御室少量外気取入口が全閉の場合。	・差異理由 16-1
(1) 手順着手の判断基準 中央制御室の濃度測定については、中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧操作を実施しない場合。	(1) 手順着手の判断基準 中央制御室待避室の濃度測定については、 <u>中央制御室待避室へ待避した場合。</u> 中央制御室少量外気取入ダンパーが全閉の場合で、 <u>中央制御室待避室排風機出口ダンパー</u> が全閉の場合。	
5. 全交流動力電源喪失時に中央制御室の照明が使用できない場合は、可搬型蓄電池内蔵型照明により中央制御室の照明を確保し、チエンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。	5. 全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合は、可搬型照明(SA)により照明を確保し、チエンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は、乾電池内蔵型照明により照明を確保する。 [手順着手の判断基準] 全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。	
6. 中央制御室待避室の全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用できない場合。	6. 汚染持ち込み防止 参考対策本部は、中央制御室の汚染持ち込みを防止するため、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリング、作業服の着替え等を行っためのチエンジングエリアを設置する。 [手順着手の判断基準] 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況(炉心損傷を判断した場合等)、参考済みの要員数を考慮して、チエンジングエリア設営を行うと判断した場合。 ※：格納容器内霧囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガスマルク線量率が、設計基準事例相当のガスマルク線量率の1.0倍を超えた場合、または格納容器内霧囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉压力容器温度で300°C以上を確認した場合。	
7. 運転員等の被ばく低減 1. 非常用ガス処理系起動 当直副長は、非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することにより、格納容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいしていく放射性物質が、 <u>原子炉建屋原子炉区域</u> から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員等を防護する。	7. 運転員等の被ばく低減 1. 発電課長は、非常用ガス処理系により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することにより、 <u>原子炉格納容器</u> から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしていく放射性物質が、 <u>原子炉建屋原子炉区域</u> から直接環境へ放出されることを防止し、被ばくから運転員を防護する。 全交流動力電源の喪失により非常用ガス処理系が起動できない場合は、常設代替交流電源設備等を用いて非常用ガス処理系へ給電する。 [手順着手の判断基準] ① 交流動力電源が確保されている場合 ② 原子炉水位低(L-3)、ドライウェル圧力高、原子炉建屋原子炉棟排气放射能高、(レベル3)及び原子炉区域換気空調系全停のいずれかの信号が発生した場合。	

保安規定比較表

合又は、原子炉区域・タービン区域換気空調系が全停している場合	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
2. 燃料取替床プローアウトバネルの閉止 当直副長又は緊急時対策本部は、燃料取替床プローアウトバネルが非常用ガス処理系起動時に開放状態となつている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。	<p>① 中央制御室からかんじきの閉止には、燃料取替床プローアウトバネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合。 現場での閉止については、燃料取替床プローアウトバネルが開放状態で全交流動力電源が喪失及び炉心が健全であることを確認した場合。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 中央制御室での原子炉建屋プローアウトバネル部の閉止 原子炉建屋プローアウトバネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合</p> <p>② 現場での原子炉建屋プローアウトバネル部の閉止 原子炉建屋プローアウトバネルが開放状態で全交流動力電源が喪失および炉心が健全であることを確認した場合。</p>	<p>燃料取替エリア放射能高および原子炉建屋原子炉換換気空調系全停のいざれかの信号が発生した場合。</p> <p>② 全交流動力電源が喪失した場合 全交流動力電源喪失時において、常設代替交流電源設備から受電により非常用ガス処理系が自動起動しない場合。</p> <p>2. 発電課長は、原子炉建屋プローアウトバネルが非常用ガス処理系運転時に開放状態となつている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 中央制御室での原子炉建屋プローアウトバネル部の閉止 原子炉建屋プローアウトバネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合</p> <p>② 現場での原子炉建屋プローアウトバネル部の閉止 原子炉建屋プローアウトバネルが開放状態で全交流動力電源が喪失および炉心が健全であることを確認した場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女川は、常設代替交流電源設備から受電により非常用ガス処理系が自動起動しない場合の手順も作成 女川では本操作は発電課長が実施。
2. 燃料取替床プローアウトバネルの閉止 当直副長又は緊急時対策本部は、燃料取替床プローアウトバネルが非常用ガス処理系起動時に開放状態となつている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。全交流動力電源が喪失し、炉心が健全であることを確認した場合は、現場で閉止操作を行う。	<p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 中央制御室からかんじきの閉止には、燃料取替床プローアウトバネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合。 現場での閉止については、燃料取替床プローアウトバネルが開放状態で全交流動力電源が喪失及び炉心が健全であることを確認した場合。</p> <p>〔放射線管理〕</p> <p>エンジニアリングエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、エンジニアリングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウェスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>〔電源確保〕</p> <p>全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室換換気空調系給排気隔離弁等へ給電する。</p>	<p>燃料取替エリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、エンジニアリングエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットティッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウェスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備等を用いて中央制御室換換気空調系給排気隔離弁等へ給電する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女川は、常設代替交流電源設備から受電により非常用ガス処理系が自動起動しない場合の手順も作成 女川では本操作は発電課長が実施。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		操作手順 1.7. 監視測定等に関する手順等	操作手順 1.7. 監視測定等に関する手順等	差異理由
表1.7	表1.7	女川2号炉案	女川2号炉案	
方針目的	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、並びにその結果を記録するため、放射性物質の濃度及び放射線量を測定することを目的とする。	重大事故等が発生した場合に、発電所おおよびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、おおよび測定し、ならびにその結果を記録するため、放射性物質の濃度おおよび放射線量を測定することを目的とする。 また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、おおよびその結果を記録するため、風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。	方針目的	
対応手段等	放射性物質の濃度及び放射線量の測定 1. 緊急時対策本部は、モニタリングボストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングボストを用いて監視し、並びにその結果を記録する。また、原子力災害対策特別措置法 第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングボストが設置されない海側等に可搬型モニタリングボストを配置し、放射線量を測定する。さらに、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化</u> の判断のため、 <u>5号炉原子炉建屋付近に可搬型モニタリングボストを配置し、放射線量を測定する。</u>	放射性物質の濃度おおよび放射線量の測定 1. 発電所対策本部は、モニタリングボストによる放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングボストを用いて監視し、おおよび測定し、ならびにその結果を記録する。また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングボストが設置されない海側に可搬型モニタリングボストを配置し、放射線量を測定する。さらに、 <u>緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングボストを設置し、放射線量を測定する。</u>	対応手段等	
(1) 手順着手の判断基準	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所でモニタリングボストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングボストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。	重大事故等時、発電所対策本部長が緊急時対策所でモニタリングボストの指示値および警報表示を確認し、モニタリングボストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。	(1) 手順着手の判断基準	
方針目的	また、海側等及び <u>5号炉原子炉建屋付近への配置</u> については、 <u>当直副長</u> が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。	また、海側等及び緊急時対策所のモニタリングボストの指示値及び警報表示を確認したと判断した場合。	方針目的	
対応手段等	2. 緊急時対策本部は、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンプラー、NaIシンチレーシヨンサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）を用いて監視し、並びにその結果を記録する。	2. 発電所対策本部は、 <u>緊急時対策所</u> おおよびその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、 <u>緊急時対策所</u> でモニタリングボストの指示値及び警報表示を確認した場合、 <u>可搬型放射線計測装置</u> （可搬型ダスト・よう素サンプラー、 <u>γ線サーベイメータ</u> および <u>β線サーベイメータ</u> ）等を用いて監視し、おおよび測定し、ならびにその結果を記録する。	対応手段等	
(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	(1) 手順着手の判断基準	
方針目的	放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラーの使用可否、 <u>よう素測定装置</u> 及び <u>GM計数装置</u> の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいすれかの測定機能が喪失したと判断した場合。	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 <u>重大事故等時、発電所対策本部長が放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプルの使用可否、放射性よう素測定装置おおよび放射性ダスト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいすれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</u>	方針目的	
対応手段等	3. 緊急時対策本部は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量は、可搬型放射線計測器（可搬型ダスト・よう素サンプラー、NaIシンチレーシヨンサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、Znシンチレーシヨンサーベイメータ）を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	3. 発電所対策本部は、重大事故等時に、発電所おおよびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）おおよび放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラー、 <u>γ線サーベイメータ</u> 、 <u>β線サーベイメータ</u> 、 <u>α線サーベイメータ</u> ）を用いて監視し、おおよび測定し、ならびにその結果を記録する。	対応手段等	
(1) 手順着手の判断基準	発電所の周辺海域は、小型船舶（海上モニタリング用）を用いて海上モニタリングを行う。	発電所の周辺海域は、小型船舶を用いて海上モニタリングを行う。	(1) 手順着手の判断基準	

保安規定比較表

女川1号炉案	女川2号炉案	差異理由
(1) 手順着手の判断基準 空気中の放射性物質の濃度測定については、主排気筒モニタの指示値及び警報表示を確認し、主排気筒モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合、又は主排気筒モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。	「手順着手の判断基準」 ① 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 <u>重大事故等時、発電所対策本部長が</u> 「 <u>スタック放射線モニタ</u> 」の指示値および警報表示を確認し、 <u>スタック放射線モニタ</u> の放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合または「 <u>スタック放射線モニタ</u> 」の測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、 <u>発電所対策本部長</u> が原子炉施設から放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。 ② 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 <u>重大事故等時、発電所対策本部長が</u> 「 <u>放射性廃棄物放出水モニタ</u> 」の指示値および警報表示を確認し、 <u>放射性廃棄物放出水モニタ</u> の放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合または「 <u>放射性廃棄物放出水モニタ</u> 」の測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、 <u>発電所対策本部長</u> が原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。 ③ 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定 <u>重大事故等時、発電所対策本部長が</u> 「 <u>放射性廃棄物モニタ</u> 」の指示値および警報表示を確認する等、 <u>発電所対策本部長</u> が原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。 ④ 海上モニタリング <u>重大事故等時、発電所対策本部長が</u> 「 <u>スタック放射線モニタ</u> 」等により氣体状または液体状または液状が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）。	重大事故等時、発電所対策本部長が「 <u>放射性雲</u> 」等により氣体状または液体状または液状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）。
土壌中の放射性物質の濃度測定については、主排気筒モニタ等により氣体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）。	風向、風速その他 発電所対策本部は、 <u>気象観測設備</u> による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、 <u>可搬型気象観測装置</u> を用いて測定し、及びその結果を記録する。 1. 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。	風向、風速その他の測定 発電所対策本部は、 <u>気象観測設備</u> による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、 <u>可搬型気象観測装置</u> を用いて測定し、 <u>代普気象観測設備</u> を用いて測定し、 <u>およびその結果を記録する</u> 。 「手順着手の判断基準」 重大事故等時、 <u>発電所対策本部長</u> が緊急時対策所で気象観測設備の指示値を確認する等、 <u>気象観測設備</u> による風向・風速・日射量・放射収支量・降水量のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。
海上モニタリング 緊急時対策本部は、 <u>気象観測設備</u> による風向、風速その他の測定機能が喪失した場合は、 <u>可搬型気象観測装置</u> を用いて測定し、及びその結果を記録する。	測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壤中）および海上モニタリングは、1回／日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況を考慮し、測定しない場合もある。	測定頻度 可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定とする。 放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壤中）および海上モニタリングは、1回／日以上とするが、原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況を考慮し、測定しない場合もある。
風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定とする。	バックグラウンド低減対策 周辺汚染によりモニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。同様に可搬型モニタリングポストを用いて測定できなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。また、必要に応じて除草、周辺の土壤撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。	バックグラウンド低減対策 周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で閉む等のバックグラウンド低減対策を行う。ただし、可搬型放射線計測装置が測定不能となる場合においても可搬型放射線計測器が測定不能となるおそれがある場合は、バック

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
グラウンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。 他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	ワンドレベルが低い場所に移動して、放射性物質の濃度を測定する。 他の機関との連携 敷地外でのモニタリングは、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員および放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。	
電源確保 常用所内電源喪失によりモニタリングボストの機能が喪失した場合は、自主対策設備である無停電電源装置が自動でモニタリングボストへ給電し、その間にモニタリングボスト用発電機による給電の操作を実施する。モニタリングボストは、電源が喪失した状態でモニタリングボスト用発電機から給電した場合、切替え操作を行うことで放射線量の連続測定を開始する。	電源確保 非常用交流電源設備からの給電によりモニタリングボストの機能が喪失した場合は、自主対策設備であるモニタリングボスト車用の無停電電源装置が自動でモニタリングボストへ給電し、その間に常設代替交流電源設備による給電の操作を実施する。モニタリングボストは、電源が喪失した状態で代替電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。	・女川は、モニタリングボストを非常用交流電源設備から給電する。 ・女川は、モニタリングボストを非常用交流電源設備から給電する。 ・女川は、モニタリングボストを非常用交流電源設備から給電する。 ・女川は、モニタリングボストを非常用交流電源設備から給電する。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		操作手順	操作手順	差異理由
1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等		1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	
方針目的	方針目的	緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうる要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうるとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の送電所対策本部としての機能を維持するための機能を確保、必要な指針及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電することを目的とする。	緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうる要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するため必要な指示を行いうるとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するため必要な数の要員を収容する等の送電所対策本部としての機能を維持するための機能を確保、必要な指針及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電することを目的とする。	
対応手段等	対応手段等	居住性の確保	居住性の確保	
緊急時対策本部は、緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所陽圧化装置（空気ボンベ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようになりますため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。 （1）緊急時対策所を立ち上げる場合は、緊急時対策所非常用送風機を起動するとともに、酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を開始する。	緊急時対策本部は、緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所陽圧化装置（空気ボンベ）を用いた希ガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようになりますため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。 （1）緊急時対策所を立ち上げる場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部及び待機場所の可搬型陽圧化空調機を起動するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機または電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機または電源車（緊急時対策所用）を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。	
緊急時対策本部は、緊急時対策所陽圧化装置特別措置法第1.0条特定事象が発生したと判断する。	緊急時対策本部は、緊急時対策所陽圧化装置特別措置法第1.0条特定事象が発生したと判断する。	（1）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。 （2）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（1）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。 （2）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	
（1）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（1）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（1）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（1）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	
（2）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（2）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（2）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	（2）手順着手の判断基準 可搬型陽圧化空調機の起動については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	
（3）格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	（3）格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	（3）格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	（3）格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	
（1）手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第1.0条特定事象が発生したと判断した場合。	（1）手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第1.0条特定事象が発生したと判断した場合。	（1）手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第1.0条特定事象が発生したと判断した場合。	（1）手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第1.0条特定事象が発生したと判断した場合。	
3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	3. 格納容器ベント等により放射性物質の放出がある場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に可搬型エリモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。	

保安規定比較表

炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機へ切り替える。 (1) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンベ）を用いた陽圧化については以下の条件が満たされた場合に実施する。 ① 以下の【条件 1－1】及び【条件 1－2】が満たされた場合 【条件 1－1】：7号炉の炉心損傷※1及び格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可 【条件 1－2】：可搬型モニタリングボスト（5号炉近傍）に設置するもの、以下同じ。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタいすれかのモニタ値が急速上昇し警報発生 ② 以下の【条件 2－1－1】又は【条件 2－1－2】、及び【条件 2－2－1】又は【条件 2－2－2】が満たされた場合 【条件 2－2－1】：7号炉において炉心損傷※1後に格納容器ベントの実施を判断した場合 【条件 2－1－1】：7号炉において炉心損傷※1後に格納容器破損徵候が発生した場合 【条件 2－1－2】：7号炉にて炉心損傷※1後に格納容器破損徵候が発生した場合 【条件 2－2】：格納容器ベント実施の直前 【条件 2－2－2】：可搬型モニタリングボスト、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタいすれかのモニタ値が急速上昇し警報発生 ※1 格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線レベル（CAMS）が使用できない場合に、原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合。	「手順着手の判断基準」 ① 緊急時対策所での 電子 <ins>電子</ins> 格納容器ベントを実施する場合の対応 以下のA、Bのいずれかの場合 A. 以下の【条件 1-1】および【条件 1-2】が満たされた場合 【条件 1-1】：2号炉の炉心損傷※および 電子 <ins>電子</ins> 格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可 【条件 1-2】：可搬型モニタリングボスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）の指示値が上昇し 0.1mSv/h となつた場合 B. 以下の【条件 2-1-1】または【条件 2-1-2】が満たされた場合 【条件 2-1-1】：2号炉において炉心損傷※後に原子炉格納容器ベントの実施を判斷した場合 【条件 2-1-2】：2号炉において炉心損傷※後に原子炉格納容器破損徵候が発生した場合 【条件 2-2】：可搬型モニタリングボストの指示値が 上昇 <ins>上昇</ins> し 30mGy/h となつた場合 または緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が 上昇 <ins>上昇</ins> し 0.1mSv/h となつた場合 ※：格納容器内雰囲気放射線モニタ 電子 <ins>電子</ins> 格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度計で300°C以上を確認した場合 ② 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え可搬型モニタリングボストまたは緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率の指示が上昇した後に減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングボストの値が 0.2mGy/h ※2を下回った場合。 ※2 保守的に 0.2mGy/h を 0.5mSv/h として換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、 0.5mSv/h × 168h = 84mSv と 100mSv に對して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約 0.7mSv に加えた場合でも 100mSv を超えることのない値として設定	女川2号炉案	差異理由
必要な指示及び通信連絡 重大事故等が発生した場合、重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPS）及び通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に對処するために必要な情報を把握するとともにに重大事故等に對処するための対策の検討を行う。 重大事故等に對処するための対策の検討を行ふための対策の検討を行ふ。	必要な指示および通信連絡 重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員等は、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPS）および通信連絡設備を用いて必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に對処するために必要な情報を把握するとともにに重大事故等に對処するための対策の検討を行ふ。 重大事故等に對処するための対策の検討を行ふための対策の検討を行ふ。		
柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）			

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		差異理由
に整備する。当該資料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	「手順着手の判断基準」 緊急時対策所を立ち上げた場合。	料は、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。
1. 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	必要な数の要員の収容 「手順着手の判断基準」 緊急時対策所を立ち上げた場合。	必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するための要員を含めた重大事故等に対処するための要員を収容する。 緊急時対策本部は、これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な放射線管理を行ったための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理するとともに、放射線管理等の運用を行う。
1. 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	必要な数の要員の収容 「手順着手の判断基準」 緊急時対策所を立ち上げた場合。	① 7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備(汚染防護服、個人線量計、全面マスク等)およびチエンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用および管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 ② 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、[原子力災害対策特別措置法]第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数および作業の優先順位を考慮して、上記資機材を用いて、モニタリングおよび汚染防護服の着替え等を行うためのチエンジングエリアを設置する。 ③ 少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するためには必要な飲料水および食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。
1. 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。	必要な数の要員の収容 「手順着手の判断基準」 緊急時対策所を立ち上げた場合。	チエンジングエリアの設置は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した後、事象進展の状況、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チエンジングエリア設置を行うと判断した場合。
1. 手順着手の判断基準 5号炉の共通用高压母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高压母線より受電できない場合は、可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を用いて給電する。	代替電源設備から給電 「手順着手の判断基準」 外部電源おもと並び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により給電ができない場合。	代替電源設備から給電 緊急時対策本部は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、5号炉の共通用高压母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高压母線より受電されるが、当該母線より受電できない場合は、代替電源設備であるガススタービン発電機を用いて給電する。また、ガスタンク発電機による給電ができない場合は、電源車(緊急時対策所用)を用いて給電する。 ・女川は、ガスターピン発電機及び電源車(緊急時対策所用)により多様性を有する(柏崎は、

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
			差異理由
配置	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との転轍を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	配置 重大事故等に對処するためには必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との転轍を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	可搬型電源設備により多重性を有する。 TS-10 1911, 1912 ページ参照
放射線管理	除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	放射線管理 除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。	・設計の相違(女川は常設設備として緊急時対策所非常用フィルタ装置を緊急時対策建屋内に設置する。) ・設計中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。 緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。
電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備へ給電する。	電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）おおよび通信連絡設備へ給電する。	・設計の相違(電源車（緊急時対策所用）はタンクローリーによる給油は行わない。また、ガス・タービン発電機の燃料補給は表1-4「1-4. 電源の確保に関する手順等」参照。) 「1-4. 電源の確保に関する手順等」参照。
燃料補給	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転開始後、負荷運転時ににおける燃料給油手順着手時間に達した場合は、軽油タンクからタンクローリー（4 kL）へ補給した燃料を当該設備に給油する。 なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（軽油）の備蓄量については、表1-4「1-4. 電源の確保に関する手順等」参照。	燃料補給 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転開始後、負荷運転時ににおける燃料給油手順着手時間に達した場合は、軽油タンクからタンクローリー（4 kL）へ補給した燃料を当該設備に給油する。	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		表1.9 操作手順 1.9. 通信連絡に関する手順等	表1.9 操作手順 1.9. 通信連絡に関する手順等	差異理由
方針目的	重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。	万針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備（発電所内）、発電所外（社内外）との通信連絡設備（発電所外）により通信連絡を行うことを目的とする。	対応手段等 発電所内の通信連絡 発電課長および発電所対策本部は、中央制御室待避所、屋内外の現場および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行いう場合は、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン等を使用する。	・柏崎の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、中央制御室、中央制御室待避所、屋内外の現場および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行いう場合は、衛星電話設備、無線連絡設備および携行型電話装置等を使用する。 ・柏崎は5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との通話でインターфонを使用する。女川は、現場（屋外）と中央制御室及び緊急時対策所との通話は無線連絡設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には携行型通話装置を使用する。
対応手段等 発電所内の通信連絡	当直副長及び緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行いう場合は、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン等を使用する。	当直副長及び緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行いう場合は、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン等を使用する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれららの設備へ給電する。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（S P D S）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。 1. 現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携帯型音声呼出電話設備等を使用する。 2. 現場（屋外）と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 3. 中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備、無線連絡設備等を使用	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（充電式電池および乾電池を含む。）を用いてこれららの設備へ給電する。 また、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示システム（S P D S）を使用する。 直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。 ① 現場（屋内）と中央制御室との連絡には、携行型通話装置等を使用する。 ② 現場（屋外）と緊急時対策所との連絡には、無線連絡設備等を使用する。 ③ 中央制御室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備、無線連絡設備等を使用
対応手段等 発電所内の通信連絡	当直副長及び緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行いう場合は、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン等を使用する。	当直副長及び緊急時対策本部は、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で相互に通信連絡を行いう場合は、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン等を使用する。	・柏崎の5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との通話でインターфонを使用する。女川は、現場（屋外）と中央制御室及び緊急時対策所との通話は無線連絡設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には携行型通話装置を使用する。 ・柏崎は5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との通話でインターфонを使用する。女川は、現場（屋外）と中央制御室及び緊急時対策所との通話は無線連絡設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には携行型通話装置を使用する。	・柏崎の5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との通話でインターфонを使用する。女川は、現場（屋外）と中央制御室及び緊急時対策所との通話は無線連絡設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には携行型通話装置を使用する。 ・柏崎は5号炉原子炉建屋屋外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との通話でインターфонを使用する。女川は、現場（屋外）と中央制御室及び緊急時対策所との通話は無線連絡設備を使用。また、現場（屋内）と中央制御室との通話には携行型通話装置を使用する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

設備等を使用する。	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
4. 中央制御室待避室と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。	<p>④ 中央制御室待避室と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備および無線連絡設備等を使用する。</p> <p>⑤ 現場（屋外）間の連絡には、無線連絡設備等を使用する。</p> <p>⑥ 放射能観測車と緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</p>	<p>・女川は現場（屋外）間の連絡に使用する通信連絡設備を記載 TS-10 1924 ページ参照</p> <p>・差異理由 19-1 TS-10 1924 ページ参照</p>	
5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との連絡には、携帯型音声呼出電話設備等を使用する。			
6. 放射能観測車と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には、衛星電話設備を使用する。			
(1) 手順着手の判断基準			
重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。	<p>① 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡：重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所内）および安全パラメータ表示システム（SPDS）により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。</p> <p>② 計測等を行った特に重要なパラメータの発電所内の必要な場所での共有：特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合。</p>	<p>・手順着手の判断基準</p> <p>・差異理由 19-1 ・女川は放射能観測車との連絡に移動無線設備を使用する。</p>	
(配慮すべき事項)			
○重大事故等時の対応手段の選択			
中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する。	<p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現場おより緊急時対策所との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、通常、屋内外で使用が可能である送受話器（警報装置を含む。）及び電力保安通信電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する。</p>	<p>・差異理由 19-1 ・女川は放射能観測車との連絡に移動無線設備を使用する。</p>	
なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有する場合も同様である。			
発電所外（社内外）との通信連絡			
緊急時対策本部は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。	<p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>発電所長おより発電所対策本部は、本店、国、地方公团主体、その他関係機関等おより社内関係箇所との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備（充電式電池おより乾電池を含む。）を用いてこれらの設備へ給電する。</p> <p>国との緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合、データ伝送設備を使用する。</p> <p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器を用いて、炉心損傷防止および原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合は、以下の手段により実施する。</p>	<p>・差異理由 19-2 ・差異理由 19-2 TS-10 1925 ページ参照</p>	

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社、自治体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と国との連絡には、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。</p> <p>3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と所外関係箇所（社内向）との連絡には、衛星電話設備を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う場合。 <u>また、特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</u></p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p><u>その他関係機関等および社内関係箇所との間で通信連絡を行いう場合は、通常、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</u></p>	<p>① 中央制御室とその他の関係機関等および社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</p> <p>② 緊急時対策所と本店、地方公共団体、その他関係機関等との連絡には、衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を使用する。</p> <p>③ 緊急時対策所と国との連絡には、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備および衛星電話設備等を使用する。</p> <p>④ 緊急時対策所と社内関係箇所との連絡には、衛星電話設備等を使用する。</p> <p>〔手順着手の判断基準〕</p> <p>① 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との連絡には、重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備（発電所外）およびデータ伝送設備（社内外）の通信連絡を行いう場合。</p> <p>② 計測等を行った特に重要なパラメータを局線加入電話設備にて計測し、その結果を通信連絡設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○重大事故等時の対応手段の選択</p> <p><u>その他関係機関等および社内関係箇所との間で通信連絡を行いう場合は、通常、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他関係機関等及び社内関係箇所間で使用する通信連絡設備を記載 <p>TS-10 1935ページ参照</p>
<p>本店との間で通信連絡を行う場合は、通常、テレビ会議システム及び衛星電話設備（社内向）を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを使用する。</p> <p>国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>本社との間で通信連絡を行う場合は、通常、テレビ会議システム及び衛星電話設備（社内向）を使用するが、これらが使用できない場合は、通常、専用電話設備を使用する。</p> <p>自治体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、通常、専用電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。</p> <p>所外関係箇所（社内向）との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。</p>	<p>本店との間で通信連絡を行いう場合は、通常、テレビ会議システム、電力保安通信用電話設備または局線加入電話設備を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備または統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡を行いう場合は、通常、電力保安通信用電話設備または専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用するが、これらが使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備または衛星電話設備を使用する。</p> <p>社内関係箇所との間で通信連絡を行いう場合は、通常、電力保安通信用電話設備または専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を使用するが、これらが使用できない場合は、衛星電話設備を使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後電所外への通信連絡について、柏崎は衛星電話設備（社内向）を使用するのに対し、女川は電力保安通信用電話設備及び加入電話設備で多様性を確保する。 <p>TS-10 1935ページ参照</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。	なお、特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外の必要な場所で共有する場合も同様である。	電話設備に含む。 TS-10 1935ページ 参照 TS-10 1936ページ参考
電源確保	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（ <u>固定型</u> ）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（S P D S）およびデータ伝送設備へ給電する。	全交流動力電源喪失時は、代替電源設備を用いて、衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備（ <u>固定型</u> ）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（S P D S）およびデータ伝送設備へ給電する。 ・差異理由 19-2

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉案	差異理由
<p>差異理由に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シーケンスを示す。</p> <p>2.1 高圧・低圧注水機能喪失 2.2 高圧注水・減圧機能喪失 2.3.1 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DC喪失） 2.3.2 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+RCIC失敗 2.3.3 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+直流電源喪失 2.3.4 全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+SRV再閉失敗 2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合） 2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合） 2.5 原子炉停止機能喪失 2.6 LOCA時注水機能喪失 2.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA） 3.1.2 索因気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 索因気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 3.2 高圧溶融物放出／格納容器索因直接加熱 3.3 原子炉压力容器外の溶融燃料一冷却材相互作用 3.4 水素燃焼 3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用 4.1 想定事故1 4.2 想定事故2 5.1 崩壊熱除去機能喪失 5.2 全交流動力電源喪失 5.3 原子炉冷却材の流出 5.4 反応度の誤投入</p>	<p>差異理由に記載の番号は、以下の有効性評価における重要事故シーケンスを示す。</p> <p>2.1 高圧・低圧注水機能喪失 2.2 高圧注水・減圧機能喪失 2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB） 2.3.2 全交流動力電源喪失（TB-U） 2.3.3 全交流動力電源喪失（TB-D） 2.3.4 全交流動力電源喪失（TB-P） 2.4.1 崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合） 2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合） 2.5 原子炉停止機能喪失 2.6 LOCA時注水機能喪失 2.7 格納容器バイバス（インターフェイスシステムLOCA） 3.1.2 索因気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 索因気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合 3.2 高圧溶融物放出／格納容器索因直接加熱 3.3 原子炉压力容器外の溶融燃料一冷却材相互作用 3.4 水素燃焼 3.5 溶融炉心・コンクリート相互作用 4.1 想定事故1 4.2 想定事故2 5.1 崩壊熱除去機能喪失 5.2 全交流動力電源喪失 5.3 原子炉冷却材の流出 5.4 反応度の誤投入</p>	

保安規定比較表

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（1／2 2）

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（1／1 0）						差異理由		
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	要員	要員数	想定時間	
1	—	—	—	—	—	—	—	
2	高圧代替注水系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	5	約 40 分	高圧代替注水系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	3 35 分以内	
2	原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却（運転員操作）	運転員 (中央制御室、現場)	5	約 90 分	原子炉隔離時冷却系の現場操作による原子炉の冷却	運転員 (中央制御室、現場)	5 110 分以内	
2	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	操作手順 1.4 と同様						
2	可搬型直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	操作手順 1.4 と同様						
2	ほう酸水注入系による進展抑制（ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約 20 分				
3	常設代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	運転員 (中央制御室、現場)	6	約 35 分				
3	可搬型直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁機能回復	操作手順 1.4 と同様						
3	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁機能回復	運転員 (中央制御室、現場)	6	約 55 分	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 (中央制御室、現場)	3 30 分以内	
3	高压窒素ガス供給系による窒素ガス確保（不活性ガス系から高压窒素ガス供給系への切替え）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約 20 分	主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	運転員 (中央制御室、現場)	3 45 分以内	
3	高压窒素ガス供給系による窒素ガス確保（不活性ガス系から高压窒素ガス供給系への切替え）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約 20 分	高压窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動（高压窒素ガス供給系（非常用）への切り替え）※1	運転員 (中央制御室、現場)	3 50 分以内	
3	高压窒素ガス供給系による窒素ガス確保（不活性ガス系から高压窒素ガス供給系への切替え）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約 20 分	高压窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動（高压窒素ガス供給系（非常用）への切り替え）	運転員（現場）	2 35 分以内	
3	高压窒素ガス供給系による窒素ガス確保（不活性ガス系から高压窒素ガス供給系への切替え）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約 20 分	高压窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動（高压窒素ガス供給系（非常用）への切り替え）	運転員（現場）	2 105 分以内	

・設置変更許可本文第10-2表に基づき記載している。
 設置変更許可記載事項の相違による場合は記載しない。

・女川では、有効評価のうち、「2.3.1～2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				
				代替高压窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放		運転員（中央制御室、現場）		運転員（現場）		差異理由
				3 代替高压窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放		3 運転員（中央制御室、現場）	2 25分以内			
				3 代替高压窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放（高压窒素ガスボンベ取替え）		2 運転員（現場）	2 80分以内			
				3 代替直流電源設備による復旧		操作手順1.4と同様				
		3 代替直流電源設備による復旧		3 代替直流電源設備による復旧		操作手順1.4と同様				
		3 代替交流電源設備による復旧		3 代替交流電源設備による復旧		操作手順1.4と同様				

※1 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ。）

保安規定比較表

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（2／2.2）

操作手順	対応手段	要員			想定時間	重大事故等対策における操作の成立性（2／1.0）			差異理由
		操作手順	対応手段	要員		想定時間	要員	想定時間	
3 インターフェイスシステムLOCA 発生時の対応（現場での隔離操作）※1	運転員（中央制御室、現場）	3 生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）※1	インターフェイスシステムLOCA発生時の対応（中央制御室からの遠隔操作による漏えい箇所の隔離ができない場合）※1	運転員（中央制御室、現場）	300分以内	要員数	要員	想定時間	・女川では、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
4 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	4 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））※1	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	35分以内	要員数	要員	想定時間	・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
4 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））※1	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	4 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））※1	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	385分以内	要員数	要員	想定時間	・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
4 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失していて消防水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	4 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉の冷却（全交流動力電源が喪失していて消防水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	約330分	要員数	要員	想定時間	・柏崎は、SA要員数が6名又は10名で実施する場合があり、それぞれの想定時間が異なることから、注釈を記載。
4 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧※1	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	4 代替交流電源設備による残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧※1	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	約150分	要員数	要員	想定時間	・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
4 残留熱除去系（原子炉からの除熱（設計基準状態）※1	運転員（中央制御室、現場）	4 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）の復旧※1	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	運転員（中央制御室、現場）緊急時対策要員	約330分※2	要員数	要員	想定時間	・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
4 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ。）		※1 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ。）							
※2 重要事故シーケンス「全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+主蒸気逃がし安全弁再開失敗」においては、緊急時対策要員10名で想定時間は約225分である。（以下、本表において同じ。）		※2 重要事故シーケンス「全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+主蒸気逃がし安全弁再開失敗」においては、緊急時対策要員10名で想定時間は約225分である。（以下、本表において同じ。）							

※1 有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段（以下、本表において同じ。）
 ※2 重要事故シーケンス「全交流動力電源喪失（外部電源喪失+DG喪失）+主蒸気逃がし安全弁再開失敗」においては、緊急時対策要員10名で想定時間は約225分である。（以下、本表において同じ。）

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（3／22）				女川2号炉案				差異理由	
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				[2,2,5,1,5,3]において、解析上考慮した対応手段としている。	
5	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	約40分	5	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱 (現場操作)（系統構成）	運転員 (中央制御室、現場)	3	75分以内
5	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）※1	運転員 (中央制御室、現場)	6	約70分	5	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱 (現場操作)（ベント操作：S/C側べントの場合）	運転員 (中央制御室、現場)	3	95分以内
5	格納容器ベント弁駆動源確保（予備ボンベ）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約45分					
5	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※1	緊急時対策要員	2	45分以内					
5	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が防火水槽の場合）	緊急時対策要員	2	約125分	5	フィルタ装置への水補給	運転員 (中央制御室、現場)	3	380分以内
5	フィルタ装置水位調整（水張り） (水源が淡水貯水池であらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合)	緊急時対策要員	6	約155分			重大事故等対応要員	9	
5	フィルタ装置水位調整（水抜き）	緊急時対策要員	2	約150分	5	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員 (中央制御室、現場)	2	315分以内
5	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスバージ	運転員（中央制御室）	2	約270分	5	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素バージ	運転員 (中央制御室、現場)	2	315分以内
5	フィルタ装置スクラバ水PH調整	運転員（中央制御室）	1	約85分			重大事故等対応要員	5	
5	ドレン移送ライン窒素ガスバージ	緊急時対策要員	6						
5	ドレンタンク水抜き	緊急時対策要員	2	約135分					
5	耐圧強化ベント系による格納容器内の減圧及び除熱	運転員 (中央制御室、現場)	4	約80分	5	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱（現場操作）（系統構成）	運転員 (中央制御室、現場)	2	80分以内

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）
 表20 重大事故等対策における操作の成立性（4／2.2）

表20 重大事故等対策における操作の成立性（4／2.2）				女川2号炉案				差異理由
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				
5	耐圧強化メント系による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	運転員 (中央制御室、現場)	6	約135分	5	耐圧強化メント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱（現場操作）(べんとう器による操作：S/C側ベントの場合)	運転員 (中央制御室、現場)	3 95分以内
5	代替原子炉補機冷却系による除熱※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	約540分	5	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保※1	運転員 (中央制御室、現場)	2 540分以内
5	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱（設計基準拡張）	緊急時対策要員	13				重大事故等対応要員	6
操作手順4と同様				表20 重大事故等対策における操作の成立性（3／1.0）				
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				
6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内冷却（交流電源が確保されていて防火水槽を水源とした送水）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約125分	6	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ※1	運転員 (中央制御室、現場)	3※2 385分以内
6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内冷却（交流電源が確保されていて淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	運転員 (中央制御室、現場)	4	約330分※2			重大事故等対応要員	10※2
6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内冷却（全交流動力電源が喪失していて防火水槽を水源とした送水）	緊急時対策要員	3	6※2				
6	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内冷却（全交流動力電源が喪失してあるホースが使用できない場合）※1	運転員 (中央制御室、現場)	3	約125分				
		緊急時対策要員	3					

・女川は、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合の要員数と想定時間を記載している。ただし、有効性評価の重要事故シーケンスにおいては、運転員1名、SA要員は9名にて想定時間385分以内で対応することとしていることから、注釈を記載。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（5／22）				女川2号炉案				差異理由	
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間					
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	約45分	7	原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱 (現場操作)（系統構成）	運転員 (中央制御室、現場)	3	75分以内 ・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.3」において、解析上考慮した対応手段としている。
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱 (一次隔離弁を全開状態で保持)	運転員 (現場)	2	約40分	7	原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱 (現場操作)（ベント操作：S／C側ベントの場合）	運転員 (中央制御室、現場)	3	115分以内
7	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱（現場操作）	運転員 (中央制御室、現場)	6	約75分	7	原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧および除熱 (現場操作)（ベント操作：S／C側ベントの場合）	運転員 (中央制御室、現場)	3	115分以内
7	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※1	緊急時対策要員	2	45分以内	7	運転員 (中央制御室)	運転員 (中央制御室、現場)	3	
7	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が防火水槽の場合）	運転員 (中央制御室)	1	約125分	7	緊急時対策要員 7 フィルタ装置への水補給	重大事故等対応要員 重大事故等対応要員	3	380分以内
7	フィルタ装置水位調整（水張り）（水源が淡水貯水池であらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）	運転員 (中央制御室)	1	約155分	7	緊急時対策要員 7 フィルタ装置への水補給	重大事故等対応要員 重大事故等対応要員	9	
7	フィルタ装置水位調整（水抜き）	運転員 (中央制御室)	1	約130分	7	緊急時対策要員 7 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	運転員 (中央制御室、現場)	3	315分以内
7	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスバージ	運転員 (中央制御室)	2	約270分	7	緊急時対策要員 7 原子炉格納容器フィルタメント系停止後の窒素バージ	重大事故等対応要員 重大事故等対応要員	5	
7	フィルタ装置スクラバ水ロH調整	運転員 (中央制御室)	1	約85分					
7	ドレン移送ライン窒素ガスバージ	緊急時対策要員	10	約130分					
7	ドレンタンク水抜き	運転員 (中央制御室)	1	約80分					
		緊急時対策要員	4						

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由
操作手順	対応手段	要員	想定時間	要員数	想定時間	要員	想定時間	
7	代替循環冷却系による格納容器内の運転員（中央制御室、現場）による減圧及び除熱※1	6	約90分					
7	代替循環冷却系使用時ににおける代替原子炉補機冷却系による除熱※1 緊急時対策要員	4	約540分	7	代替循環冷却系使用時ににおける原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水槽保※1	操作手順5と同様		
8	格納容器下部への注水※1	運転員（中央制御室、現場）による格納容器下部への注水系（常設）による格納容器下部への注水※1	4	35分以内				・柏崎は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
8	格納容器下部への注水（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場）による格納容器下部への注水（防火水槽を水源とした送水）	4	約125分	8	原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	385分以内	・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
8	格納容器下部への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	運転員（中央制御室、現場）による格納容器下部への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	4	約330分	重大事故等対応要員	重大事故等対応要員	9	・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
					運転員（中央制御室、現場）	運転員（中央制御室、現場）	3※2	・女川は、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合の要員数と想定時間を記載している。ただし、有効シーケンスにおいては、運転員1名、SA要員1名、SA要員1名、SA要員1名
					8（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水※1	重大事故等対応要員	9	

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（6／22）

操作手順	対応手段	要員	想定時間	要員数	想定時間
8	格納容器下部への注水※1	運転員（中央制御室、現場）による格納容器下部への注水※1	4	35分以内	
8	格納容器下部への注水（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室、現場）による格納容器下部への注水（防火水槽を水源とした送水）	4	約125分	8
8	格納容器下部への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	運転員（中央制御室、現場）による格納容器下部への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	4	約330分	重大事故等対応要員

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）						女川2号炉案								
運転員 (中央制御室、現場)			緊急時対策要員			運転員 (中央制御室、現場)			重大事故等対応要員			想定時間		
8	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（防火水槽を水源とした送水）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約125分		8	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水		運転員 (中央制御室、現場)	2		員は9名にて想定時間 385分以内で対応することとしていることから、注釈を記載。		
8	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）※1）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約330分				重大事故等対応要員	9		・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「3.1.2, 3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。			
8	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	運転員 (中央制御室、現場)	4	約20分										
※2 有効性評価の重要事故シーケンスにおいては、運転員1名および重大事故等対応要員9名で想定時間は385分以内である。						※2 有効性評価の重要事故シーケンスにおいては、運転員1名および重大事故等対応要員9名で想定時間は385分以内である。								
表20 重大事故等対策における操作の成立性（4／1.0）														
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間										
		運転員 (中央制御室、現場)	2	315分以内										
	可搬型蓄電力＆供給装置による原子炉格納容器への電源供給	重大事故等対応要員	5											
表20 重大事故等対策における操作の成立性（7／2.2）														
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間										
9	フィルタ装置ドレン移送ポンプ水張り※1	操作手順7と同様												
9	フィルタ装置水位調整（水張り）	操作手順7と同様												
9	フィルタ装置水位調整（水抜き）	操作手順7と同様												
	9 フィルタ装置への水補給	操作手順7と同様												

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
						差異理由	
9	格納容器圧力逃がし装置停止後の窒素ガスバージ	操作手順7と同様		9	原子炉格納容器フィルタベント系停止 後の窒素バージ	操作手順7と同様	
9	フィルタ装置スクラババロH調整	操作手順7と同様					
9	ドレン移送ライン窒素ガスバージ	操作手順7と同様					
9	ドレンタンク水抜き	操作手順7と同様					
9	耐圧強化メント系（W/W）による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出	運転員 (中央制御室、現場)	4 約60分				
9	耐圧強化ラインの窒素ガスバージ	緊急時対策要員	4 約360分				
9	水素濃度及び酸素濃度の監視（格納容器内雰囲気計装による格納容器内の監視）	運転員 (中央制御室、現場)	4 約25分				
9	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様		9	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様	
9	代替原子炉補機冷却系による冷却水確保 ^{※1}	操作手順5と同様					
10	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様		10	代替電源による必要な設備への給電	操作手順14と同様	
11	燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへの注水（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 110分 以内 2	11	燃料ブール代替注水系（常設配管）による使用済燃料ブールへの注水 重大事故等対応要員	運転員 (中央制御室、現場) 3 380分以内 10	
表20 重大事故等対策における操作の成立性（8／22）							
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間			
11	燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水 あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合） ^{※1}	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 6	330分 以内			

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	運転員	(中央制御室、現場)	重大事故等対応要員	
1.1 燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへの注水（防火水槽を水源とした送水（SFP可搬式接続口を使用した場合））	運転員 (中央制御室、現場)	3	約110分					
1.1 燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへの注水（防火水槽を水源とした送水（原子炉建屋大物搬入口から接続した場合））	運転員 (中央制御室、現場)	3	約120分	1.1 燃料ブール代替注水系（可搬型）による 使用済燃料ブールへの注水※1	運転員 (中央制御室、現場)	3	380分以内	・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「4.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
1.1 燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）でSFP可搬式接続口を使用した場合）	運転員 (中央制御室、現場)	3	約330分					
1.1 燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへの注水（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）で原子炉建屋大物搬入口から接続した場合）	運転員 (中央制御室、現場)	3	約340分					
表20 重大事故等対策における操作の成立性（9／2.2）								
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	運転員	(中央制御室、現場)	重大事故等対応要員	
1.1 漏えい抑制※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	90分以内					
1.1 燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料ブールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水）	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 3	125分 以内	1.1 燃料ブールスプレイ系（常設配管）による 使用済燃料ブールへのスプレイ	運転員 (中央制御室、現場)	3	380分以内	・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「4.2」において、解析上考慮した対応手段としている。

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案			
				差異理由			
1.1	燃料プール代替注水系による常設システムヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合））	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 6	330分以内			
1.1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（SFP可搬式接続口を使用した場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 2	約125分			
1.1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（防火水槽を水源とした送水（原子炉建屋大物機入口から接続した場合））	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 2	約135分	1.1 燃料プールスプレイ系（可搬型）による 使用済燃料プールへのスプレイ	運転員（中央制御室、現場） 重大事故等対応要員	3 380分以内 10
1.1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）でSFP可搬式接続口を使用した場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 6	約330分			
表20 重大事故等対策における操作の成立性（10／22）							
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間			
1.1	燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ（淡水貯水池を水源とした送水（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）で原子炉建屋大物機入口から接続した場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	3 6	約340分			
1.1	大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順1.2と同様		1.1 大気への放射性物質の拡散抑制	操作手順1.2と同様		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）						女川2号炉案						差異理由	
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間			
1.1 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ用空冷接置起動	運転員 (中央制御室、現場)	3	約20分			1.1 代替電源による給電	代替電源による給電					操作手順1.4と同様	
1.1 代替電源による給電	操作手順1.4と同様												
1.1 代替交流電源設備を使用した燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱	運転員 (中央制御室、現場)	6	約45分										
1.2 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水泡による大気への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	8	約160分										
1.2 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	緊急時対策要員	4	約180分										
1.2 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制（北放水口への設置）	緊急時対策要員	6	約190分										
1.2 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制（取水口への設置）	緊急時対策要員	13	約24時間										
表20 重大事故等対策における操作の成立性（1.1／2.2）													
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間		表20 重大事故等対策における操作の成立性（5／1.0）	
1.2 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置による航空機燃料火災への泡消火	緊急時対策要員	8	約160分										
1.3 原子炉冷却材圧力パウンドリ高圧時の復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（高圧代替水系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様												
1.3 原子炉冷却材圧力パウンドリ高圧時の復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（高圧代替水系による注水（現場手動操作））	操作手順2と同様												

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		操作手順	操作手順	
1.3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水（現場手動操作）による注水（現場手動操作）	操作手順2と同様	1.3 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による注水（現場手動操作）	操作手順2と同様
				・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
1.3	復水貯蔵槽を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（常設）による注水）※1	操作手順8と同様	1.3 復水貯蔵タンクを水源とした低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水※1	操作手順4と同様
				・柏崎は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 •柏崎は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。 •柏崎は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.1.2.3.2.3.3.5.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
1.3	サプレッショングレンチによる原子炉圧力容器及び格納容器の除熱（代替循環冷却却系による減圧及び除熱）※1	操作手順7と同様	1.3 サプレッショングレンチを水源とした代替循環冷却却系使用時ににおける補機冷却水確保※1	操作手順7と同様
				・サプレッショングレンチを水源とした大容量送水が重大事故等対応要員9と380分以内
1.3	サプレッショングレンチによる原子炉圧力容器及び格納容器の除熱（代替循環冷却却系による除熱）※1	操作手順7と同様	1.3 淡水貯水槽による送水	操作手順4および操作手順8と同様
				・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
1.3	防火水槽を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による注水）	操作手順6と同様	1.3 淡水貯水槽を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	操作手順6と同様
				・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「2.3.4」において、解析上考慮した対応手段としている。
1.3	防火水槽を水源としたフィルタ装置への補給（可搬型代替注水ポンプによる水位調整（水張り））	操作手順5及び7と同様	1.3 淡水貯水槽による原原子炉格納容器下部への注水	操作手順5および操作手順7と同様
				・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。
1.3	防火水槽を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	操作手順8と同様	1.3 淡水貯水槽による原原子炉格納容器下部への注水	操作手順8と同様
				・女川は、有効評価の重要事故シケンスのうち、「3.2.3.3.5」において、解析上考慮した対応手段としている。

保安規定比較表

	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）
1 3	防火水槽を水源とした使用清燃料ブールへの注水/スプレイ（燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した注水）

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（12／22）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 3	防火水槽を水源とした使用清燃料ブールへの注水/スプレイ（燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した注水）			操作手順 1 1 と同様
1 3	防火水槽を水源とした使用清燃料ブールへの注水/スプレイ（燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用したスプレイ）			操作手順 1 1 と同様
1 3	防火水槽を水源とした使用清燃料ブールへの注水/スプレイ（燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用したスプレイ）			操作手順 1 1 と同様

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（6／10）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 3	淡水貯水槽を水源とした燃料ブール代替注水系（常設配管）による使用清燃料ブールへの注水 ^{※1}			操作手順 1 1 と同様
1 3	淡水貯水槽を水源とした燃料ブール代替注水系（可搬型）による使用清燃料ブールへの注水 ^{※1}			操作手順 1 1 と同様
1 3	淡水貯水槽を水源とした燃料ブール代替注水系（常設配管）による使用清燃料ブールへのスプレイ			操作手順 1 1 と同様
1 3	淡水貯水槽を水源とした燃料ブール代替注水系（可搬型）による使用清燃料ブールへのスプレイ			操作手順 1 1 と同様

表 20 重大事故等対策における操作の成立性（13／22）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 3	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水） ^{※1}			操作手順 4 及び 8 と同様
1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却） ^{※1}			操作手順 6 と同様

女川2号炉案

1 3	淡水貯水槽を水源とした燃料ブール代替注水系（常設配管）による使用清燃料ブールへの注水	操作手順 1 1 と同様	差異理由 ・女川は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「4.1, 4.2」において、解析上考慮した対応手段としている。
-----	--	--------------	---

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源としたフィルタ装置への補給（可搬型代替注水ポンプによる水位調整（水張り））	操作手順5及び7と同様		
1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	操作手順8と同様		
1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料ブールへの注水/スプレー（燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した注水） ^{*1}	操作手順1 1と同様		
表20 重大事故等対策における操作の成立性（14／22）				
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料ブールへの注水/スプレー（燃料ブール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した注水）	操作手順1 1と同様		
1 3	淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料ブールへの注水/スプレー（燃料ブール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用したスプレー）	操作手順1 1と同様		

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由	
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1.3 淡水貯水池（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用したスプレイ）									
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（交流電源が確保されている場合））	運転員 (中央制御室、現場)	4		約315分	1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合））	運転員 (中央制御室、現場)	3		約315分
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への注水（低圧代替注水系（可搬型）による注水（全交流動力電源が喪失している場合））	緊急時対策要員	10			1.3 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水） (取水口から海水を取水する場合)				380分以内
					1.3 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水） (海水ポンプ室から海水を取水する場合)				370分以内
					1.3 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給） (取水口から海水を取水する場合)				540分以内
					1.3 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給） (海水ポンプ室から海水を取水する場合)				485分以内
					1.3 海を水源とした低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水				操作手順4および操作手順8と同様

表20 重大事故等対策における操作の成立性（1.5／2.2）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由
	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	1.3	
1.3 海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（交流電源が確保されている場合））	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	1.3	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内への冷却 操作手順6と同様
1.3 海を水源とした格納容器内の冷却（代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による冷却（全交流電力電源が喪失している場合））	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	1.3	海を水源とした原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 操作手順8と同様
1.3 海を水源とした格納容器下部への注水（格納容器下部注水系（可搬型）による注水）	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約315分	1.3	海を水源とした原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 操作手順8と同様
1.3 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレー（燃料プール代替注水系による常設スプレイヘッダを使用した注水）	運転員 (中央制御室)	緊急時対策要員 10	約305分	運転員 (中央制御室)	緊急時対策要員 10	約305分	1.3	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 操作手順11と同様
表2.0 重大事故等対策における操作の成立性（7／10）								
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.3 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレー（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用した注水）	運転員 (中央制御室、現場)	緊急時対策要員 10	約305分	1.3	海を水源とした燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 操作手順11と同様			
1.3 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレー（燃料プール代替注水系による常設スプレイ）	運転員 (中央制御室)	緊急時対策要員 10	約315分	1.3	海を水源とした燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレー 操作手順11と同様			

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案					差異理由
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間	
1 3 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ（燃料プール代替注水系による可搬型スプレイヘッダを使用したスプレイ）	運転員 (中央制御室、現場) 緊急時対策要員	3 約315分 10	1 3 <u>海を水源とした燃料ブールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料ブールへのスプレイ</u>	1 3 <u>海を水源とした燃料ブールスプレイ系による使用済燃料ブールへのスプレイ</u>	操作手順1 1と同様
操作手順等対策における操作の成立性（1 6／2 2）					
1 3 海を水源とした最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送（代替原子炉補機冷却系による除熱）*1				1 3 <u>海を水源とした原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保</u> *1	操作手順5と同様
1 3 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制（大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び放水砲による拡散抑制）				1 3 <u>海を水源とした放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</u>	操作手順1 2と同様
1 3 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火（大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、放水砲、泡原液搬送車及び泡原液混合装置による泡消火）				1 3 <u>海を水源とした放水設備（泡消火設備による航空機燃料火災への泡消火）</u>	操作手順1 2と同様
1 3 ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入（ほう酸水注入系による注水）					
1 3 ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入（ほう酸水注入系によるほう酸水注入）					
1 3 防火水槽を水源とした可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 3	145分 以内	1 3 <u>淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給</u> *1	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員 380分以内
1 3 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）*1	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 6	340分 以内		1 9

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

表20 重大事故等対策における操作の成立性（17／22）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1.3 海を水源とした大容量送水車（海水取水用）及び可搬型代替送水ポンプによる復水貯蔵槽への補給	運転員（中央制御室） 緊急時対策要員	1 10	約325分	

1.3 海から防火水槽への補給（大容量送水車（海水取水用）による補給）	緊急時対策要員	8	約300分	

表20 重大事故等対策における操作の成立性（8／10）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1.4 常設代替交流電源設備による給電（非常用高压母線D系受電）※1	運転員（中央制御室、現場）	6	20分以内	
1.4 常設代替交流電源設備による給電（非常用高压母線C系受電）※1	運転員（中央制御室、現場）	6	50分以内	
1.4 可搬型代替交流電源設備による給電（P/C C系動力変圧器の一次側に接続L, P/C C系及びP/C D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 6	約340分	
1.4 可搬型代替交流電源設備による給電（緊急用電源切替箱接続装置に接続し、P/C C系及びP/C D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	4 6	約285分	
1.4 電力融通による給電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用し、非常用高压母線C系又は非常用高压母線D系を受電する場合）	運転員（中央制御室、現場） 緊急時対策要員	10 6	約115分	

・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1.2.3.2.2.3.3.2.3.4.2.4.1.3.1.2.3.1.3.3.4.5.2」において、解析上考慮した対応手段としている。

女川2号炉案					差異理由
1.3 イブ I) による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I) による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	380分以内	
1.3 イブ I) による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I) による復水貯蔵タンクへの補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	370分以内	
1.3 イブ II) による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ II) による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	270分以内	
1.3 イブ II) による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ II) による淡水貯水槽への補給（海水ポンプ室から海水を取水する場合）	重大事故等対応要員	9	295分以内	

表20

重大事故等対策における操作の成立性（17／22）

操作手順	要員	要員数	想定時間
1.3 イブ I) による復水貯蔵タンクへの補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	380分以内
1.3 イブ II) による淡水貯水槽への補給（取水口から海水を取水する場合）	運転員（中央制御室） 重大事故等対応要員	1 9	270分以内

操作手順	要員	要員数	想定時間
1.4 タークラ2C系およびメタクラ2D系受電による給電（ガスタービン発電機によるメタクラ2C系）	運転員（中央制御室） 保修班員	2 2	45分以内
1.4 メタクラ2D系受電による給電（可搬型代替交流電源設備による給電）	運転員（中央制御室、現場）	4	125分以内
1.4 メタクラ2D系受電による給電（電源車によるメタクラ2C系およびメタクラ2D系受電）	重大事故等対応要員	3	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由	
1 4	電力融通による給電（号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用し、非常用高压母線C系又は非常用高压母線D系を受電する場合）	運転員 (中央制御室、現場)	10	約245分					
1 4	所内蓄電式直流電源設備による給電（直流125V蓄電池Aから直流125V蓄電池A-2への受電切替え）※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	20分以内	1.4 所内常設蓄電式直流電源設備による給電※1（不要直流負荷の切離し操作）	運転員（現場）	2	60分以内	・女川は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1, 2, 3, 2, 2, 3, 4, 2, 4, 1, 3, 1, 2, 3, 1, 3, 3, 4, 5, 2」において、解析上考慮した対応手段としている。
1 4	所内蓄電式直流電源設備による給電（AM用直流125V蓄電池への受電切替え）※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	25分以内					・柏崎は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1, 2, 3, 2, 2, 3, 3, 2, 3, 4, 2, 4, 1, 3, 1, 2, 3, 1, 3, 3, 4, 5, 2」において、解析上考慮した対応手段としている。
1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流125V充電器盤Aの受電）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約40分					
表20 重大事故等対策における操作の成立性（1.8／2.2）									
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間					
1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（直流125V充電器盤Bの受電）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約40分					
1 4	代替交流電源設備への給電（直流125V充電器盤A-2の受電）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約40分					
1 4	代替交流電源設備による所内蓄電式直流電源設備への給電（AM用直流125V充電器盤の受電）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約35分					
1 4	中央制御室監視計器C系及びD系の復旧	運転員 (中央制御室、現場)	4	約50分	1.4 所内常設蓄電式直流電源設備による給電（125V蓄電池2Aおよび125V蓄電池2B日給電を2,4時間継続するため切り離していた125V直流負荷の復旧操作）	運転員（現場）	2	30分以内	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由 ・女川は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.3」において、解析上考慮した対応手段としている。
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.4 常設代替直流電源設備による給電※1	運転員 (中央制御室、現場)	3	50分以内					
1.4 可搬型代替直流電源設備による給電※1 (電源車による12.5V代替充電器および2.50V充電器への給電)	運転員 (中央制御室、現場)	3	130分以内					
1.4 可搬型代替直流電源設備による給電 (1.25V代替蓄電池を2.4時間継続するため切り離していた12.5V直流水荷の復旧操作)	重大事故等対応要員 運転員 (現場)	3	40分以内					
1.4 代替所内電気設備による給電 (電源車によるパワー・センタ2G系およびモータコントロールセンタ2G系受電)	運転員 (中央制御室、現場)	3	130分以内					
1.4 可搬型直流電源設備による給電 (AM用動力変圧器への接続によるAM用直流12.5V充電器盤の受電)	運転員 (中央制御室、現場)	4	約455分					
1.4 可搬型直流電源設備による給電 (緊急用電源切替箱接続装置への接続によるAM用直流12.5V充電器盤の受電)	運転員 (中央制御室、現場)	6						
1.4 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 (AM用直流12.5V蓄電池による直流12.5V主母線盤A受電)※1	運転員 (中央制御室、現場)	4	約410分					
1.4 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 (常設代替交流電源設備による直流12.5V主母線盤B受電)	運転員 (中央制御室、現場)	4	約40分					
表20 重大事故等対策における操作の成立性 (19/22)								
操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間				
1.4 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 (可搬型代替交流電源設備による直流12.5V主母線盤B受電)※1	運転員 (中央制御室、現場)	3	約40分					
1.4 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 (号炉間電力融通ケーブルによる直流12.5V主母線盤B受電)	運転員 (中央制御室、現場)	5	約40分					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）					女川2号炉案				
					差異理由				
1.4	常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保（可搬型代替交流電源設備（P/C/C系動力変圧器の一次側に接続）による直流125V主母線盤B受電）	運転員 (中央制御室、現場)	4	約80分					
1.4	常設代替交流電源設備によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室、現場)	4	約25分					
1.4	号炉間電力融通ケーブル（常設）によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室、現場)	8	約110分					
1.4	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室、現場)	8	約240分					
1.4	可搬型代替交流電源設備（AM用動力変圧器に接続）によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室、現場)	4	約315分					
1.4	可搬型代替交流電源設備（緊急用電源切替箱接続装置に接続）によるAM用MCCへの給電	運転員 (中央制御室、現場)	4	約270分					
1.4	燃料補給設備による給油（軽油タンクからタンクローリー(4kL)への補給）※1	緊急時対策要員	2	105分以内					
1.4	燃料補給設備による給油（軽油タンクからタンクローリー(16kL)への補給）※1	緊急時対策要員	2	120分以内	1.4 脂肪油タンクからタンクローリーへの補給※1	重大事故等対応要員	2	135分以内	
1.4	燃料補給設備による給油（タンクローリー(4kL)による給油対象設備への給油）※1	緊急時対策要員	2	約15分					
					1.4 タンクローリーから各機器への補給※1	重大事故等対応要員	2	40分以内	
操作手順					想定時間				
1.4	燃料補給設備による給油（タンクローリー(16kL)による第一ガススタービン発電機用燃料タンクへの給油）※1	要員	要員数	想定時間	1.4 タンクローリーからガススタービン発電機用燃料タンクへの補給※1	重大事故等対応要員	2	50分以内	

表20 重大事故等対策における操作の成立性（20／22）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1.4	燃料補給設備による給油（タンクローリー(16kL)による第一ガススタービン発電機用燃料タンクへの給油）※1	緊急時対策要員	2	約90分

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案				差異理由 ・女川は、有効評価の重要事故シーケンスのうち、「2.3.1.2.3.2.2.3.3.2.3.4.2.4.1.2.6.3.1.2.3.1.3.3.4.5.2.」において、解析上考慮した対応手段としている。
		操作手順	操作手順1.4と同様		操作手順	操作手順1.4と同様		
1.5 計器の計測範囲を超えた場合に状態を把握するための手段（可搬型計測器（現場）による計測）	運転員（中央制御室、現場）	4 約18分	1.5 代替電源（交流、直流）からの給電※	運転員（中央制御室）	1	55分以内		
1.5 計器電源が喪失した場合の手段	操作手順1.4と同様		1.5 可搬型計測器による計測	重大事故等対策要員（運転員を除く。）	1			
表2.0 重大事故等対策における操作の成立性（9／10）				操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1.6 中央制御室換気空調系設備の運転手への切替え手順	運転員（中央制御室、現場）	8	約30分					
1.6 隅等（中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え手順）								
1.6 中央制御室換気空調系設備の運転手（隅等（全交流動力電源が喪失した場合の隔離弁現場閉操作））	運転員（現場）	4	約30分					
1.6 御室待避室陽圧化装置による加圧準備操作	運転員（現場）	2	約30分					
1.6 チェンジングエリアの設置及び運用手順	緊急時対策要員	2	約60分	1.6 チェンジングエリアの設置および運用手順	放射線管理班員	2	90分以内	
1.6 非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での燃料取替床フローアウトバネリの閉止手順）	運転員（現場）緊急時対策要員	4	1枚あたり約10時間	1.6 現場での原子炉建屋プローブローバ派ネル部の閉止手順	運転員（現場）	2	200分以内	
1.7 可搬型モニタリングボストによる放射線量の測定及び代替測定	緊急時対策要員	2	約435分	1.7 可搬型モニタリングボストによる放射線量の測定および代替測定（モニタリングボストの代替測定）	放射線管理班員	4	270分以内	
1.7 可搬型モニタリングボストによる放射線量の測定（緊急時対策）				1.7 可搬型モニタリングボストによる放射線量の測定（モニタリングボストによる放射線量の測定）	放射線管理班員	2	90分以内	
1.7 重大事故等対応要員				1.7 重大事故等対応要員	重大事故等対応要員	2	40分以内	
表2.1 建屋上での測定				建屋上での測定				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案				女川2号炉案			
				差異理由			
1.7 可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	緊急時対策要員	2	約95分	1.7 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射線管理班員	2	100分以内
				1.7 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	100分以内
操作手順				操作手順			
1.7 可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約95分	1.7 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内
1.7 可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	1.7 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内
1.7 可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	1.7 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	2	70分以内
1.7 海上モニタリング	緊急時対策要員	4	約260分	1.7 海上モニタリング	放射線管理班員	3	200分以内
				1.7 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	390分以内
1.7 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	約335分	1.7 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	400分以内
1.7 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	約25分	1.7 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	放射線管理班員	2	20分以内
1.7 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策要員	2	約90分	1.7 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	放射線管理班員	2	210分以内
1.7 モニタリングポストの電源をモニタリングポスト用発電機から給電する手順等	緊急時対策要員	2	約110分	1.7 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	操作手順1.4と同様		
1.8 原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の手順	緊急時対策要員	2	約60分	1.8 緊急時対策所立上げの手順（緊急時対策所換気空調系運転手順）	保修班員	1	5分以内

表20 重大事故等対策における操作の成立性（2.1／2.2）

操作手順	対応手段	要員	要員数	想定時間
1.7 可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約95分	
1.7 可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	
1.7 可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急時対策要員	2	約65分	
1.7 海上モニタリング	緊急時対策要員	4	約260分	
1.7 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	約335分	
1.7 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	緊急時対策要員	2	約25分	
1.7 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急時対策要員	2	約90分	
1.7 モニタリングポストの電源をモニタリングポスト用発電機から給電する手順等	緊急時対策要員	2	約110分	
1.8 原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の手順	緊急時対策要員	2	約60分	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）						女川2号炉案					
操作手順			対応手段			要員			想定時間		
1.8	緊急時対策所立ち上げの手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型工リアモニタの設置手順）	緊急時対策要員	2	約20分	1.8	緊急時対策所立ち上げの手順（緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順）	放射線管理班員	2	10分以内		
1.8	可搬型モニタリングボストによる放射線量の測定手順	操作手順1.7と同様	1.8	可搬型モニタリングボストによる放射線量の測定手順	操作手順1.7と同様						
表2.0 重大事故等対策における操作の成立性（2.2／2.2）											
操作手順			対応手段			要員			想定時間		
1.8	放射線防護等に関する手順等（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置（空気ポンベ）への切替え手順）	緊急時対策要員	3	約5分	1.8	放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）への切替え手順）	保修班員	1	3分以内		
1.8	放射線防護等に関する手順等（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンベ）から可搬型陽圧化空調機への切替え手順）	緊急時対策要員	2	約30分	1.8	放射線防護等に関する手順等（緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順）	保修班員	1	5分以内		
1.8	放射線防護等に関する手順等（5号炉原子炉建屋内可搬型外気取入送風機による通路部のバージ手順）	緊急時対策要員	2	約30分							
1.8	要員の収容に係る手順等（エンジンエリアの設置及び運用手順）	緊急時対策要員	2	約90分	1.8	必要な数の要員の収容に係る手順等（エンジンエリアの設置および運用手順）	放射線管理班員	2	20分以内		
1.8	代替電源設備からの給電手順（5号炉電源設備による給電）	緊急時対策要員	2	約25分	1.8	必要な数の要員の収容に係る手順等（緊急時対策所換気空調系の切替手順）	保修班員	1	5分以内		
1.8	代替電源設備からの給電手順（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料タンクへの燃料給油手順）	緊急時対策要員	2	約130分	1.8	代替電源設備からの給電手順（電源車にによる給電）	重大事故等対応要員	3	30分以内		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		1.9	代替電源設備による通信連絡設備への 給電	
1.9	代替電源設備から給電する手順等	操作手順1.4及び1.8と同様	操作手順1.4および操作手順1.8と同様	